

平成 21 年 度

市川市じゅんかん白書

—資源循環型都市^ま^ちづくり—



出前説明会



街かど清掃
(じゅんかんパートナー)

市 川 市

目 次

第Ⅰ部 資源循環型の都市^{まち}いちかわに向けた施策とその検証・進行管理

第1章 資源循環型の都市^{まち}いちかわを目指して

第1節	資源循環型社会の形成	3
1.	資源循環型社会の基本原則	3
2.	市川市の課題	3
第2節	“いちかわじゅんかんプラン21”の策定と取り組み	4
1.	市民による資源循環型のまちを目指した廃棄物処理計画の策定	4
2.	目指すべき将来像と基本方針	5
3.	5つの数値目標と具体的施策	6
第3節	5つの数値目標の達成状況と今後の課題	9
1.	1人1日当たりの排出量の削減	9
2.	資源化率の向上	11
3.	焼却処理量の削減	13
4.	最終処分量の削減	14
5.	生活排水処理率の向上	15
第4節	いちかわじゅんかんプラン21の見直し	16

第Ⅱ部 平成20年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

第1節	普及啓発事業の推移	19
第2節	市民・事業者・行政による取り組み	20
1.	集団資源回収	20
2.	レジ袋削減に向けた取り組み	23
3.	廃棄物減量等推進審議会	26
4.	循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）	27
5.	廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）	28
6.	清掃行政協力者表彰	29
7.	コンポスト容器・電気式生ごみ処理機購入費補助制度	30
8.	生ごみ・剪定枝葉の資源化	31
9.	市川市リサイクルプラザの設置	33
第3節	行政からの情報発信	34
1.	「ごみ分別ガイドブック」の配布	34
2.	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布	34
3.	ホームページ・広報誌等による情報発信	34
第4節	環境学習	35
1.	環境学習用副読本の配布	35
2.	出前説明会	35
3.	施設見学者の受入れ	35
4.	リサイクル施設見学ツアー	36

第2章 ごみ処理事業

第1節	ごみ処理事業の推移	39
第2節	ごみの排出量・処理量	40
1.	ごみの排出量	41
2.	ごみの中間処理量	43
3.	ごみの最終処分量	43
4.	資源化量と資源化率	44
第3節	ごみ収集・運搬	45
1.	収集運搬体制	45
2.	家庭ごみの12分別収集	45
3.	ごみ集積所・収集車両等	47
4.	家庭系ごみの指定袋制	49
5.	大型ごみの有料収集	50
6.	有害ごみの収集	50
第4節	ごみ処理・処分・資源化	51
1.	ごみの中間処理	51
2.	資源物の資源化	59
3.	ごみの組成	61
5.	ごみの最終処分	64
第5節	事業系一般廃棄物対策	66
1.	事業系一般廃棄物の適正処理	66
2.	事業用建築物に関する適正処理への取り組み	70
第6節	不法投棄の防止	71
第7節	動物（犬・猫等）の死体処理	72

第3章 生活排水処理事業

第1節	生活排水処理事業の推移	75
第2節	生活排水処理事業の概要	76
第3節	し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬	78
1.	し尿収集運搬	78
2.	浄化槽汚泥収集運搬	78
第4節	し尿・浄化槽汚泥の処理・処分	79
1.	市川市衛生処理場の施設概要	79
2.	処理方法	79
第5節	浄化槽の設置・管理	81
1.	浄化槽の清掃	81
2.	合併処理浄化槽への転換促進	82

第4章 環境美化事業

第1節	環境美化事業の概要	85
第2節	駅前清掃	85
第3節	雑草除去	85
第4節	害虫駆除等	86
第5節	土砂等の埋立て等に関する規制	86
第6節	江戸川クリーン作戦	87

第5章 予算・決算・原価

第1節	予算及び決算	91
1.	歳入	91
2.	歳出	91
第2節	ごみ処理原価	93
1.	ごみ処理総費用・市民1人当たり経費	93
2.	品目別原価	95
3.	部門別原価	96
第3節	し尿処理原価等	100
1.	し尿処理原価	100
2.	環境衛生部門原価	100
3.	その他の原価	100

<参考資料>

◆平成21年度一般廃棄物処理実施計画	105
◆市勢と廃棄物事業のあゆみ	127
◆環境清掃部組織	135

第Ⅰ部 資源循環型の都市^{まち}いちかわに向けた施策とその検証・進行管理

第1章 資源循環型の都市^{まち}いちかわを 目指して

第1節	資源循環型社会の形成	3
1.	資源循環型社会の基本原則	3
2.	市川市の課題	3
第2節	“いちかわじゅんかんプラン 21”の策定と取り組み	4
1.	市民による資源循環型のまちを目指した廃棄物処理計画の策定	4
2.	目指すべき将来像と基本方針	5
3.	5つの数値目標と具体的施策	6
第3節	5つの数値目標の達成状況と今後の課題	9
1.	1人1日当たりの排出量の削減	9
2.	資源化率の向上	11
3.	焼却処理量の削減	13
4.	最終処分量の削減	14
5.	生活排水処理率の向上	15
第4節	いちかわじゅんかんプラン 21の見直し	16

第1章 資源循環型の都市^{まち}いichかわを目指して

第1節 資源循環型社会の形成

1. 資源循環型社会の基本原則

廃棄物行政には、生活環境の保全や公衆衛生の向上といったこれまでの大きな目的に加えて、循環型社会の形成という役割が求められています。平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理の優先順位が明確化されました。第一に廃棄物の発生を抑制し、第二に再使用、再生利用を進め、第三に適正処理を行うという施策を充実・展開していくことが必要となっています。

資源循環型社会：天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会で、廃棄物処理の基本原則があります。

＜三つの基本原則＞

- ①「廃棄物の発生抑制」＝ 何よりもまず「ごみを出さない」
- ②「循環的な利用」＝ 出たごみは「できるだけ資源として使う」
- ③「環境負荷の低減」＝ どうしても循環利用できないごみは「適正に処分する」

2. 市川市の課題

これまでの本市の廃棄物行政は、人口の増加に伴って増大するごみの迅速かつ適正な処理への対応、処理施設の建設や収集体制の整備など、出された後の処理が中心であり、現在の一般廃棄物処理基本計画を策定した平成13年度当時には次に掲げる深刻な課題がありました。

本市の課題（平成13年当時）：

- ① 市内にごみの最終処分場がなく、他市の民間最終処分場にごみの最終処分を依存している。
- ② 生活スタイルの変化や人口の増加等により、市民一人当たりのごみの排出量が年々増加している
- ③ 資源化率が全国平均より低い

それらを解決するため、市民と行政が一体となった**資源循環型の都市いichかわの実現に向けた取り組みが始まりました。**

第2節 “いちかわじゅんかんプラン21”の策定と取り組み

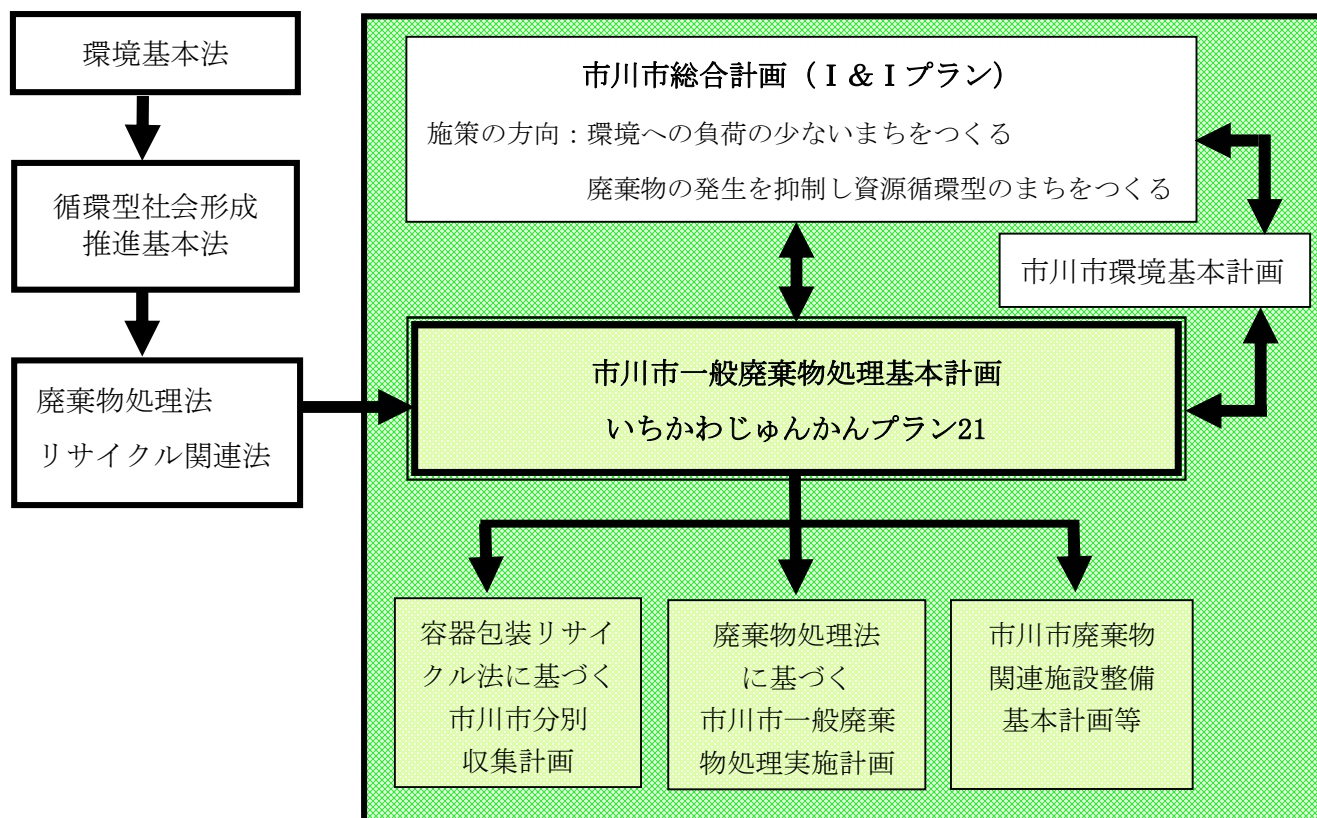
1. 市民による資源循環型のまちを目指した廃棄物処理計画の策定

本市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に規定された長期計画として、また、市の総合計画を推進するための個別計画として、**平成14年3月、市川市一般廃棄物処理基本計画“いちかわじゅんかんプラン21”**（以下「じゅんかんプラン21」）を策定しました。

「じゅんかんプラン21」は、資源の循環を基調とした21世紀初頭の廃棄物行政を進める上での基本的方向性を示した計画であり、ごみや生活排水の処理に関する施策を総合的・計画的に推進していくために定めたものです。

策定に際しては、市川市廃棄物減量等推進審議会の答申や、市民・事業者・専門家で構成する「循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）」の提案、市民アンケートなどを参考にし、検討を進め、平成6年度に策定された従前の基本計画を全面的に見直しました。

本市は「じゅんかんプラン21」に基づき、市民、事業者と連携して“資源循環型都市いちかわ”を目指した様々な取り組みを推進しています。



2. 目指すべき将来像と基本方針

(1) 目指すべき将来像

「じゅんかんプラン21」は、平成14年度から23年度の10年間を計画期間としています。

■目標年度：平成23年度

■目指すべき将来像

資源循環型都市いちかわ

- ・廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用・再資源化（リサイクル）の優先順位に基づいた施策
- ・「脱焼却」「脱埋立」を念頭においた施策
- ・環境への負荷を低減した廃棄物の適正な処理に基づいた施策

(2) 基本方針

① 持続可能な循環型社会の構築

将来的に適正なコストによる持続可能な循環型社会の構築を目指します。

② 高品質な資源の確保

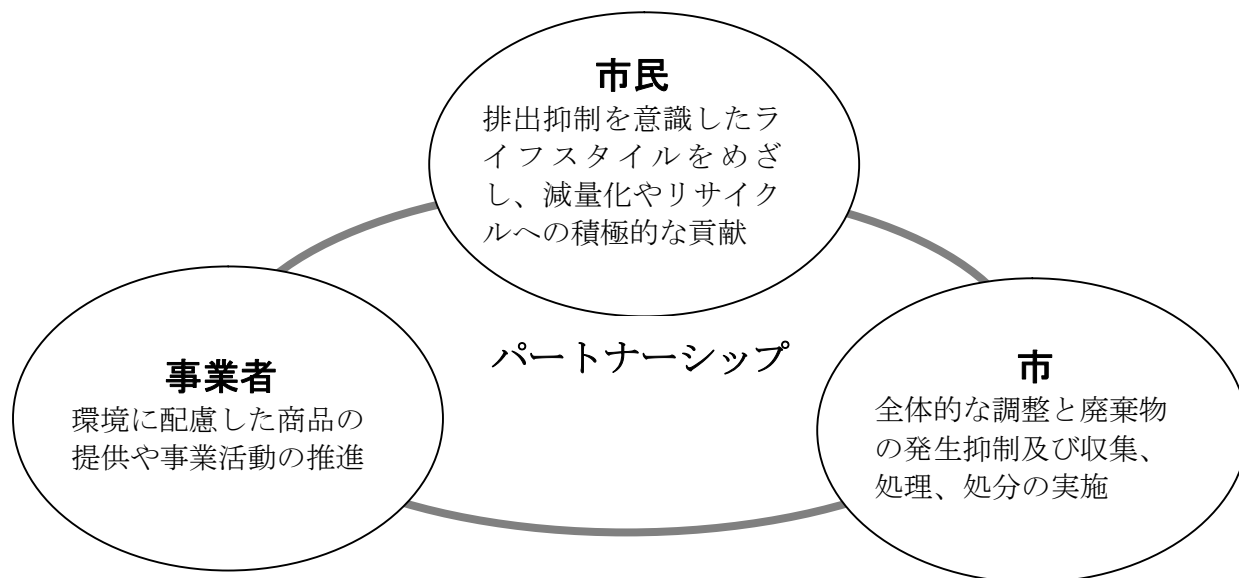
資源化量の増加を目指しつつも分別の精度を高め、質の高い資源の循環を目指します。

③ ともに作り上げる循環型社会

本計画は、市民、事業者、行政の協働により実施していきます。

(3) 計画推進のための市民・事業者・市の役割と協働

市民、事業者、市が自らの果たすべき役割意識を一層高め、より強力で連携して計画を推進していきます。



3. 5つの数値目標と具体的施策

(1) 5つの数値目標

じゅんかんプラン21では、発生抑制、再使用、再生利用・再資源化、適正処理を計画的に達成していくために平成23年度を目標年度とする5つの数値目標を設定しています。



(2) 具体的施策

じゅんかんプラン21では、ごみ処理に関する施策を5つのプランで構成し、具体的な施策を進めています。

また、生活排水処理に関しても、生活排水の適正処理の拡大に向けた施策を進めています。

＜ごみ処理に関する5つのプラン＞

① 市民参加・情報公開プラン	
ごみの問題は、市民が取り組みの中心となるため、市が廃棄物やリサイクルに係わる施策を行う際は、市民に計画策定の段階から参加を求めています。 また、地域コミュニティ単位での資源循環型社会を実現するために、本市はそのための施策の推進を市民と協働で行っていきます。	
② 発生抑制・排出抑制プラン	③ 収集運搬プラン
ごみの排出者である市民や事業者へ、ごみ問題に関心をもってもらえるよう広く啓発を行っていくとともに、事業者への簡易包装等の促進や長寿命商品の購入の促進などを行っていきます。	平成11年10月から実施した家庭系ごみの指定袋制と、循環型社会構築のための第一歩として平成14年10月から実施した資源物とごみの12分別を継続して実施していきます。
④ 循環的利用プラン	⑤ 適正処分プラン
12分別収集により、資源化量の増加を目指しつつも分別の精度を高め、質の高い資源の循環を目指します。 また、学校や市役所などの公共施設から出る生ごみの資源化を今後も実施するとともに、飲食店から出る生ごみの資源化も促進していきます。 その他、ごみの出し方についての十分な説明を行うとともに、紙パック、トレイ等の販売店回収の促進も行っていきます。	ダイオキシン類等有害物質のより一層の発生抑制に取り組むとともに、最終処分量のさらなる削減を図っていきます。 また、災害などの緊急時でも対応できるよう、他市との連携を強化していきます。

(3) 平成20年度の主な事業内容

じゅんかんプラン21に基づき、平成20年度は主に以下の事業について実施しました。

主な事業内容			該当ページ
ごみ処理	市民参加・情報公開プラン	・じゅんかんプロジェクトの実施 ・じゅんかんパートナー制度 ・じゅんかん白書の発行 ・広報いちかわへの情報掲載 ・ホームページによる情報発信	27ページ 28ページ 34ページ 34ページ 34ページ
	発生抑制・排出抑制プラン	・出前説明会の実施 ・小中学生用副読本の配布 ・ごみ、リサイクル施設見学会の実施 ・コンポスト容器、電動式生ごみ処理機購入費補助金制度の実施 ・市川市リサイクルプラザの設置・運営 ・清掃行政協力者表彰の実施	35ページ 35ページ 35, 36ページ 30ページ 33ページ 29ページ
	収集運搬プラン	・資源物とごみの12分別収集の実施 ・家庭系ごみ指定袋制の実施	45ページ 49ページ
	循環的利用プラン	・生ごみ・剪定枝葉の資源化 ・事業系一般廃棄物の適正処理等の推進 ・集団資源回収団体及び資源回収業者への支援 ・余熱利用施設の整備・運営	31ページ 66ページ 20ページ 58ページ
	適正処分プラン	・適正な中間処理、最終処分の実施 ・有害物質の発生抑制	51, 64ページ 54ページ
	生活排水処理	・し尿及び浄化槽汚泥の適正処分 ・合併処理浄化槽への転換促進	79ページ 82ページ

第3節 5つの数値目標の達成状況と今後の課題

じゅんかんプラン21では、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用・再資源化（リサイクル）、適正処理を計画的に達成していくために、平成23年度を目標年度とした5つの数値目標を設定しています。

1. 1人1日当たりの排出量の削減

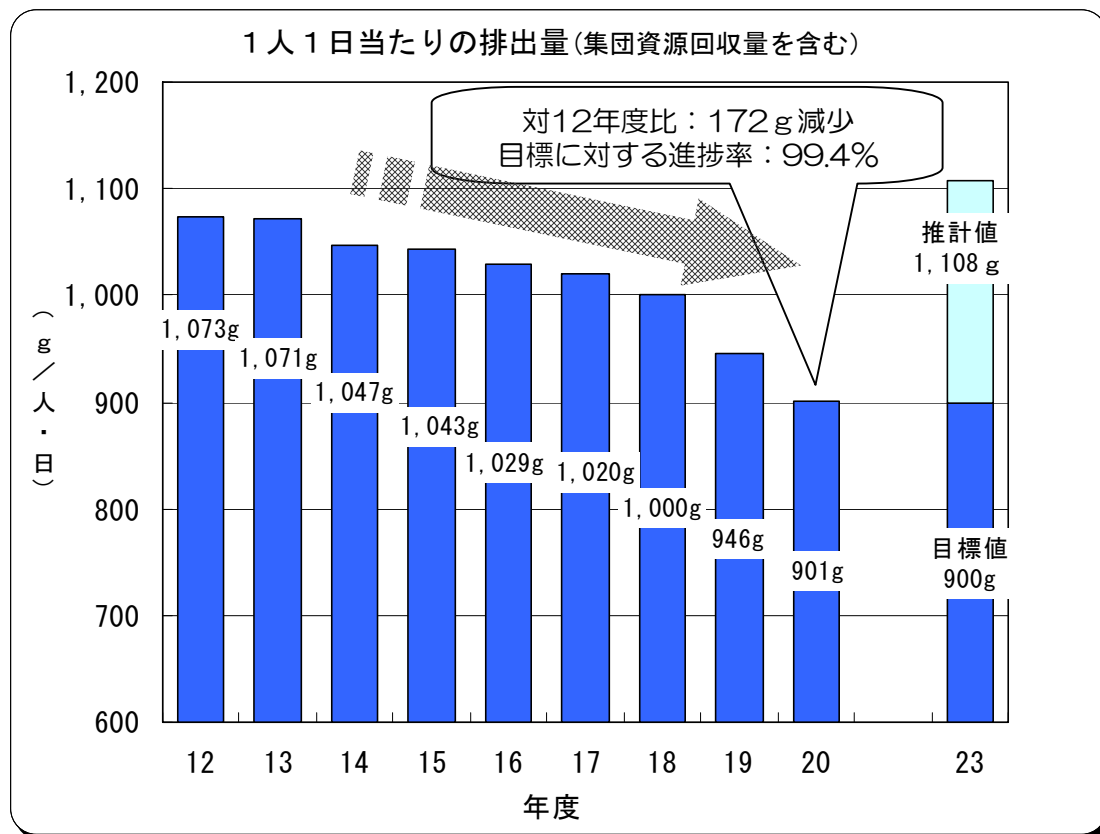
$$\text{1人1日当たりの排出量} = \frac{\text{年間収集量} + \text{年間持込量} + \text{年間集団資源回収量}}{\text{行政人口(各年10月1日現在)} \times 365 \text{日}}$$

(1) 達成状況

市民1人1日当たりのごみ排出量は、12年度の1,073gをピークにして、18年度までは緩やかな減少傾向にありましたが、19年度以降は2年続けて大幅に減少し、20年度は数値目標の達成まであと一步の901gとなりました。

家庭ごみの12分別収集の実施は、排出量の削減に直接つながるものではありませんが、ごみ問題に関する市民意識が向上し、排出量の削減にも好影響を与えていると考えられます。

ただし、最近の大幅な減少については、景気の低迷による影響が大きいと考えられるため、今後の推移に注意が必要です。



※「推計値1,108g」は、平成12年度の施策のままで推移していった場合の試算値。

(2) 今後の課題

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中で最も優先されるべき取り組みは「リデュース（ごみの発生抑制）」です。

特に、市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題であるため、さらなるごみ削減に向けた施策を強力に進めていく必要があります。

① ごみを出さない生活様式や事業活動への転換の促進

ごみの発生抑制のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式や事業活動を、可能な限りごみを排出しないものへと変革していくことが課題です。

そのためには、市民・事業者・行政が協働して三者が一体となって、ごみ減量化・資源化協力店制度を活用したレジ袋の削減・容器包装の簡素化、使い捨て容器の削減などの取り組みを進め、ごみを出さない生活様式への転換していく必要があります。

② 実効性のある啓発、広報活動の展開

ごみの発生抑制への市民の取り組みを向上させるためには、市民の立場に立ってごみ処理に関する情報を分かりやすく伝え、ごみ削減の必要性や方法を理解してもらい、市民の具体的な行動につなげていく必要があります。

今後は、じゅんかんパートナーとの連携を強化しながら、出前説明会やイベントの開催、ホームページや広報紙の活用などの様々な手法によって、地域特性や市民の多様なライフスタイルに対応した啓発、広報活動を展開し、その実効性を高めていくことが課題です。

③ 家庭ごみ有料化制度の導入の検討

ごみ処理経費に関する情報を明確に示して、今までごみ問題に無関心な市民にも関心を持ってもらえるようにすること、また、ごみの減量に経済的なインセンティブが働く仕組みをつくることでごみ処理に係る負担の公平化と排出抑制につなげていくことが課題です。

今後は市民との意見交換を十分に行いながら、家庭ごみ有料化制度の導入についても検討していく必要があります。

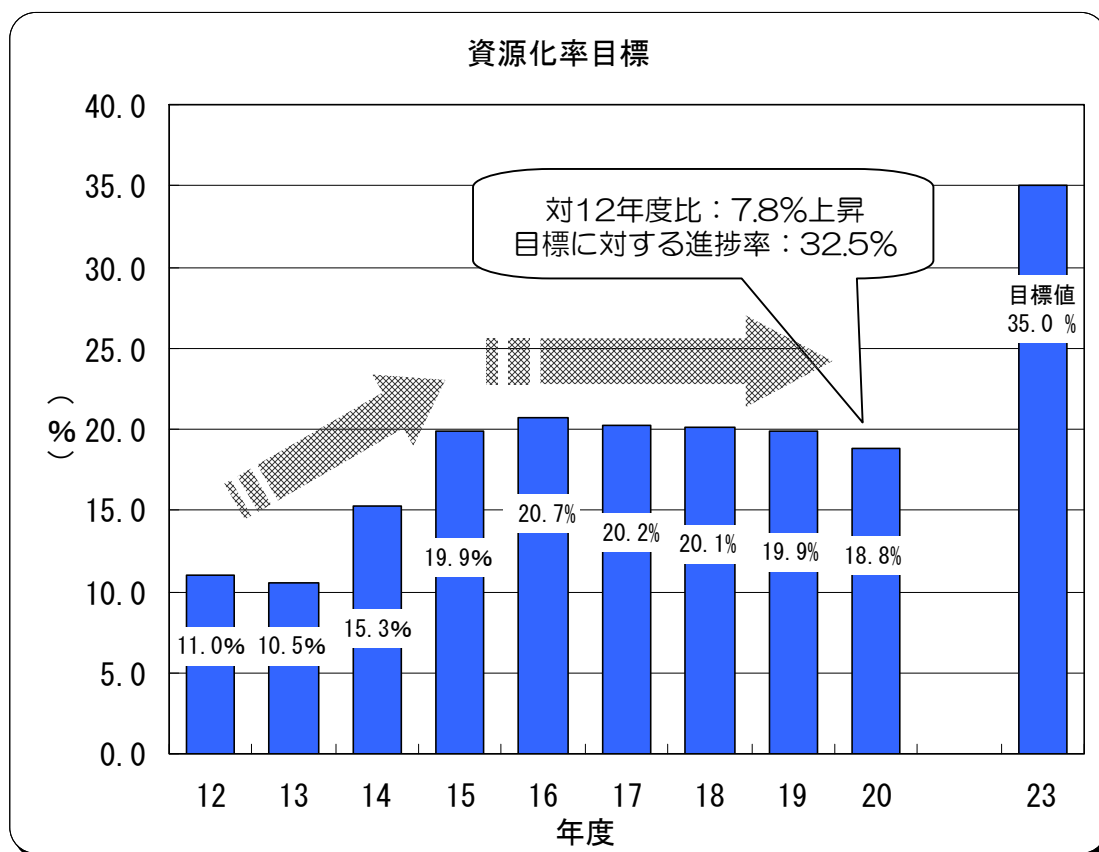
2. 資源化率の向上

$$\text{資源化率} = \frac{\text{年間資源収集量} + \text{年間施設資源化量} + \text{年間集団資源回収量}}{\text{年間収集量} + \text{年間持込量} + \text{年間集団資源回収量}}$$

(1) 達成状況

資源化率は、平成14年10月からの家庭ごみの12分別の実施により、燃やすごみの中から資源物として紙類、布類、プラスチック製容器包装類を分別収集した効果により、平成15年度には約20%に上昇しました。

しかし、近年は数値の退行現象が見られ、20年度は18.8%と4年連続で前年度実績を下回る結果となり、目標に対する進捗率は32.5%にとどまっています。この現状では、平成23年度における数値目標の達成は極めて困難な状況にあると言えます。



(2) 今後の課題

資源化率の実績の推移や数値目標との差を考えると、家庭ごみの12分別収集については、その効果が失われつつあるだけでなく、その効果そのものにも限界があることが考えられます。

そこで、再度12分別の徹底を図るとともに、今後は資源化を進めるための新たな取り組みを進める必要があります。

① 資源物とごみの12分別の徹底

12分別収集は市民の協力によって、資源化率の向上に一定の成果を挙げていますが、まだ資源物が「燃やすごみ」などとして排出されているケースが見受けられます。

そのため、資源物とごみの分別が徹底されるように市民への12分別の周知徹底を図っていく必要があります。

② 紙類の資源化

家庭から出る紙類も12分別収集によって、新聞・雑誌・ダンボール・紙パックは資源化される仕組みとなりましたが、家庭から排出される燃やすごみの約30%はまだ紙類が占めています。

このことから、新聞・雑誌・ダンボール・紙パックの分別排出を徹底するとともに、紙箱、紙袋、包装紙、パンフレットなど、資源化が可能である紙類を「雑がみ」として新たに資源物として積極的に回収することや、事業所から排出されるオフィスペーパー古紙の資源化を推進する必要があります。

③ 生ごみの資源化

家庭から出る生ごみは、燃やすごみに排出される割合のうち約30～40%を占めていますが、その減量・資源化は家庭から排出されるごみの中で最も遅れている部分と言えます。

そのため、家庭から排出される時点での生ごみの減量につながるコンポスト容器・電動式生ごみ処理機の購入補助制度を積極的にPRするなど、その普及を促進することが必要です。

また、生ごみの資源化の手法には、飼料化・堆肥化による方法や炭化・エタノール化・メタンガス化などバイオマスエネルギーとして利用する方法がありますが、それぞれに分別収集の方法や、リサイクルでできた製品の需要先の確保、採算性などの点で課題があります。

今後は、生ごみの資源化の手法について調査・研究を進め、資源化の実施に向けた取り組みを進めていく必要があります。

3. 焼却処理量の削減

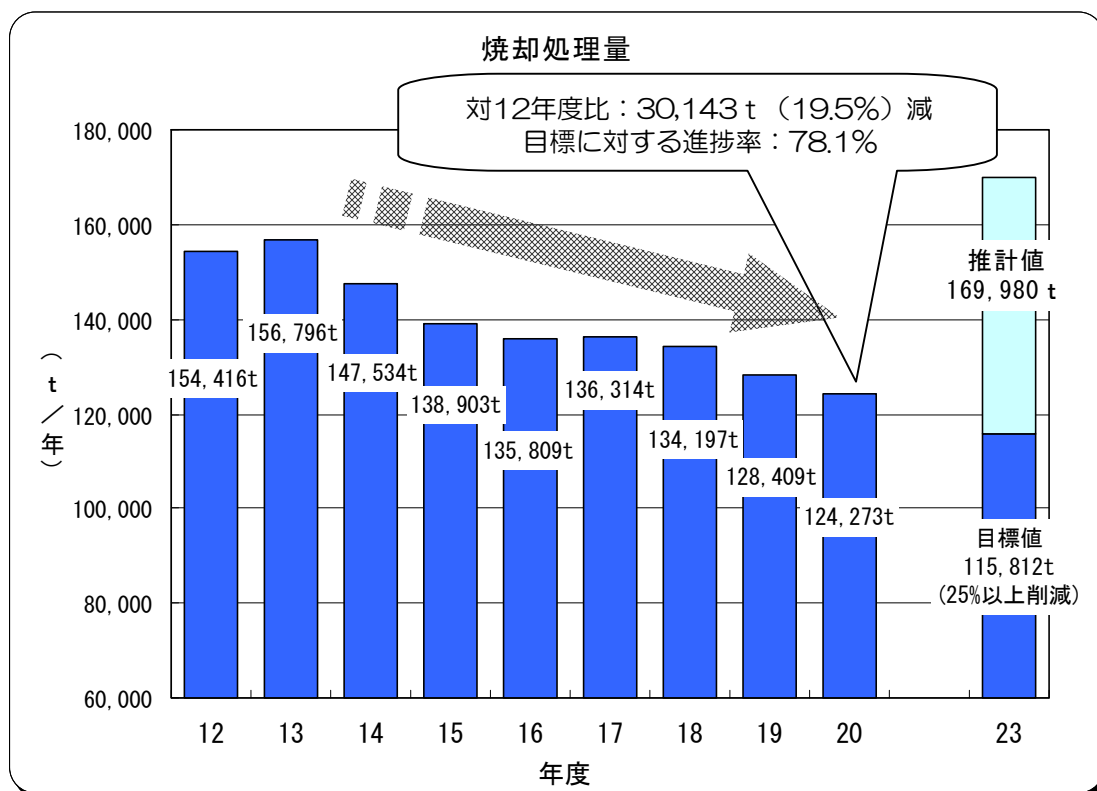
$$\text{焼却処理量削減率} = \frac{\text{平成12年度焼却処理量} - \text{年間焼却処理量}}{\text{平成12年度焼却処理量}}$$

※焼却処理量は、搬入量ベースの値

(1) 達成状況

焼却処理量は、平成13年度をピークにして減少傾向にあり、20年度には124,273 t となり、平成12年度と比較すると19.5%削減されました。

13年度以前と比べて焼却処理量が削減されている最大の理由は、平成14年10月から実施した家庭ごみの12分別収集によって、プラスチック製容器包装類・新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・布類を資源物として収集し、燃やすごみを削減した成果によるものです。



※「推計値169,980 t」は、平成12年度の施策のままで推移していった場合の試算値。

(2) 今後の課題

平成16年度以降、焼却処理量の減少割合は鈍化していましたが、近年はごみ排出量の減少に伴い焼却処理量の減少も大きくなっています。しかし、景気の動向等によっては、ごみ排出量が増加することもあります。

今後も、ごみの発生抑制と資源の分別排出を進めて焼却処理量の削減につなげていく必要があります。

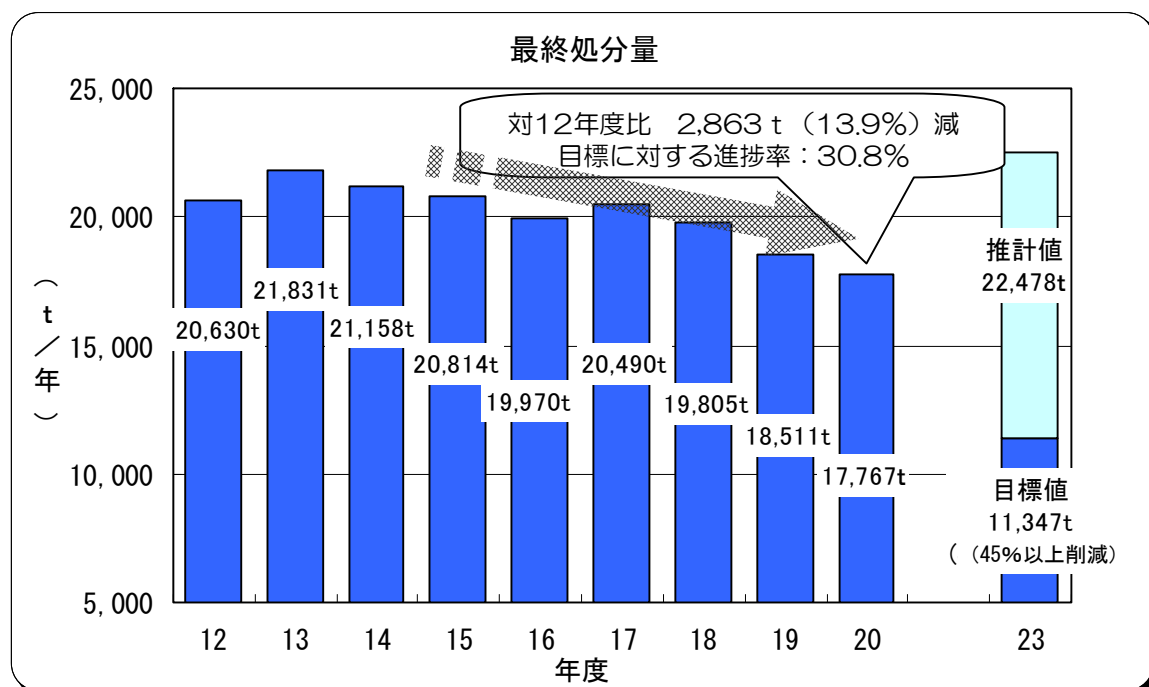
4. 最終処分量の削減

$$\text{最終処分量削減率} = \frac{\text{平成12年度最終処分量} - \text{年間最終処分量}}{\text{平成12年度最終処分量}}$$

(1) 達成状況

最終処分場に埋立処分する焼却灰と不燃物の破砕残さの量（最終処分量）は、平成13年度をピークとして緩やかな減少傾向にあります。20年度は17,767 t となり、12年度と比較すると13.9%削減されました。

現状では、目標に対する進捗率は30.8%と5つの数値目標の中で最も低く、この現状では、平成23年度における数値目標の達成は極めて困難な状況にあると言えます。



※「推計値22,478 t」は、平成12年度の施策のままで推移していった場合の試算値

(2) 今後の課題

本市は、市内に最終処分場を有しておらず、他市にある民間の最終処分場に焼却灰等の埋立を依存していることから、最終処分量の削減は本市にとって大きな課題です。

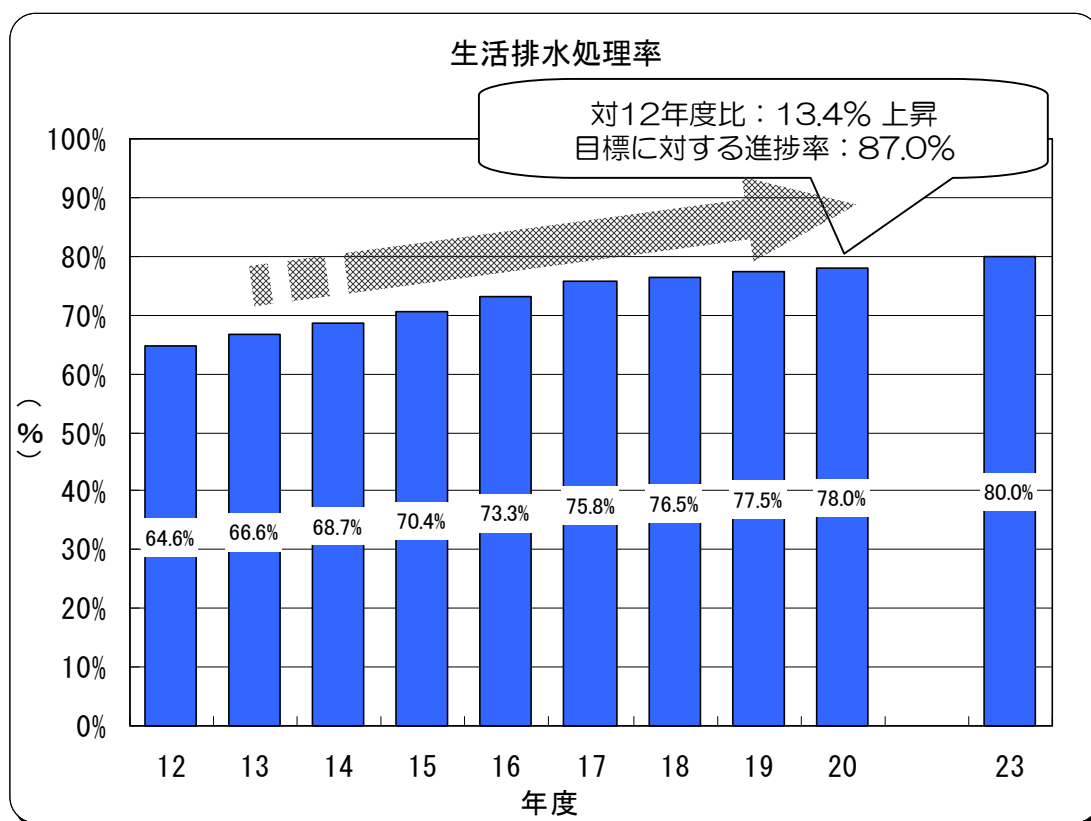
家庭ごみの12分別収集の実施は、資源化率の向上や焼却処理量の削減には比較的大きな効果があったものの、最終処分量の大幅な削減には結びついていない状況にあることから、今後は、ごみの発生抑制や分別排出による資源化をより一層進めるとともに、焼却灰のセメント原料化による資源化など、施設処理段階において最終処分量を減らす方策を実施していく必要があります。

5. 生活排水処理率の向上

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{下水道接続人口} + \text{合併処理浄化槽人口}}{\text{行政人口（各年度末現在）}}$$

（1）達成状況

公共下水道整備地域の拡大や合併処理浄化槽の普及により、生活排水処理率は緩やかな上昇を続けていますが、平成20年度の生活排水処理率は78.0%となり、12年度と比較して13.4%上昇しました。



（2）今後の課題

生活排水処理率は毎年上昇していますが、現状では東京都や浦安市と比較するとまだまだ低水準となっています。

また、未だにし尿収集世帯と単独処理浄化槽世帯を合わせた約10万人分もの生活雑排水が未処理のまま放流され、河川環境に大きな負荷を与えている現状にあります。

現在、単独処理浄化槽の新設は原則禁止されていますが、既存の単独処理浄化槽による処理世帯が生活雑排水の未処理世帯の大半を占めていることから、これらの世帯への対策が重要といえます。

そのため、公共下水道整備を着実に進め下水道への接続を促進するとともに、公共下水道の整備が当分の間見込めない地区においては、合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。

第4節 いちかわじゅんかんプラン21の見直し

平成14年3月に策定したじゅんかんプラン21では、計画期間の中間年度である18年度頃、あるいは状況の変化等がある場合は、計画の見直しをすることとしています。

そこで、これまでの取組みの成果や数値目標の達成状況、廃棄物処理を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえて、計画の見直し作業を進めています。

※じゅんかんプラン21のうち、ごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画）については、平成21年9月に改定しました。（改定後の計画は、市のホームページに掲載）

第Ⅱ部 平成20年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第1章 資源循環型都市形成に 向けての普及啓発

第1節	普及啓発事業の推移	19
第2節	市民・事業者・行政による取り組み	20
1.	集団資源回収	20
2.	レジ袋削減に向けた取り組み	23
3.	廃棄物減量等推進審議会	26
4.	循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）	27
5.	廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）	28
6.	清掃行政協力者表彰	29
7.	コンポスト容器・電気式生ごみ処理機購入費補助制度	30
8.	生ごみ・剪定枝葉の資源化	31
9.	市川市リサイクルプラザの設置	33
第3節	行政からの情報発信	34
1.	「ごみ分別ガイドブック」の配布	34
2.	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布	34
3.	ホームページ・広報誌等による情報発信	34
第4節	環境学習	35
1.	環境学習用副読本の配布	35
2.	出前説明会	35
3.	施設見学者の受入れ	35
4.	リサイクル施設見学ツアー	36

第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

第1節 普及啓発事業の推移

大量生産・大量消費という経済システムは豊かな社会と利便性をもたらしましたが、生活様式は大量消費・大量廃棄（使い捨て）型に変化しました。このため廃棄物の量が増大し質も多様化したことから、行政のみでは対処しきれないほどの問題となりました。このため、市民・事業者との協働の下、ごみの発生抑制、減量、資源化を基本とする資源循環型都市形成に向けての普及啓発活動を推進する以下の事業を実施してきました。

- 昭和52年 ・一部の自治（町）会や子ども会などで新聞・雑誌・ダンボール等の自発的な資源回収を開始。
- 昭和56年 ・小学4年生用副読本を配布。
- 昭和57年 ・集団資源回収が全市的な運動として開始。（7月）
- 平成元年 ・「シェイプアップ市川」“ごみを減らして”をキャンペーンタイトルに開始。（4月）
- 平成2年 ・集団資源回収参加団体に対し、回収した量に応じた奨励金の交付を開始。（4月）
- 平成7年 ・中学3年生を対象とした副読本を配布。
- 平成7年 ・「市川市リサイクルプラザ」を開設。（6月）
- 平成9年 ・紙パックの集団資源回収を廃止。（4月）
- 平成12年 ・電気式生ごみ処理機の購入費補助制度を導入。（5月）
- 平成14年 ・（財）市川市清掃公社が「じゅんかん堆肥」（1袋40リットル）を販売。（8月）
- 平成15年 ・市民と市の協働により、ごみの出し方全般及びその他ごみ関連のリサイクル情報を1冊にまとめた「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市内全戸に配布。（11月）
- 平成16年 ・消費者代表・事業者・代表・市で構成する「マイバッグ運動推進会」を発足し、市内全域でマイバッグ運動を展開。（7月）
- ・「じゅんかん堆肥」（1袋15リットル）を販売。（10月）
- 平成17年 ・従来の小・中学生用の副読本を循環型社会の構築という視点から内容を大幅に見直して作成し、市内公立、私立小・中学校に配布。（3月）
- 平成18年 ・リサイクルプラザに3R相談窓口を設置
- ・じゅんかんパートナーを150名から300名体制へ拡充強化
- 平成19年 ・じゅんかんプロジェクトと協働作業で清掃ホームページをリニューアル

第2節 市民・事業者・行政による取り組み

廃棄物問題は私たちの毎日の生活と密接なつながりがあることから、市民・事業者・行政がしっかりと連携して減量やリサイクルなどの対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、計画や施策の方向性の提示及びチェック・改善等を審議する廃棄物減量等推進審議会、計画や施策の検討段階からの市民参加システムである“じゅんかんプロジェクト”、事業の実施に対しての市民参加システムである“じゅんかんパートナー”など、様々な段階で市民と協働で取り組む制度を設け、資源循環型の都市^{まち}づくりに向けた取り組みを推進しています。

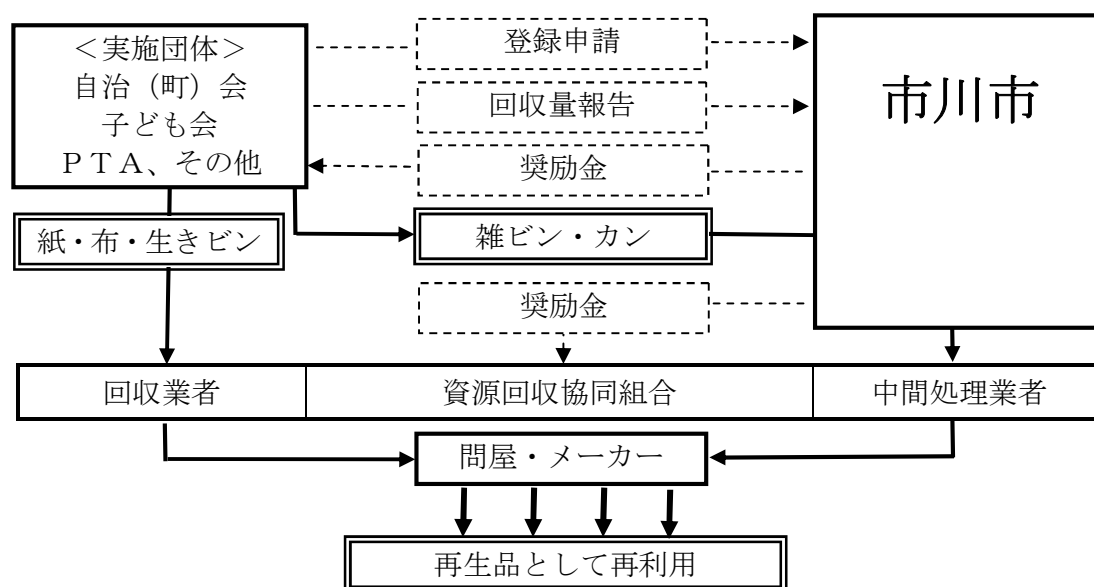
1. 集団資源回収

市民の自主的な資源回収活動として、集団資源回収が自治（町）会・子ども会等多くの団体で広く行われており、市はこれらの団体に対して、回収業者等についての情報提供・回収ボックスの提供・奨励金の交付等により、その活動を支援しています。

回収品目は紙類（新聞・雑誌・ダンボール）、布類、生きビン（リターナブルビン）、雑ビン、カンの7品目で、回収は各団体の市への登録申請に基づき、市・各団体・業者で協議の上実施しています。

登録申請を行った各団体は、紙類・布類・生きビン（リターナブルビン）・雑ビン・カンの区分ごとに設置した回収ボックスに資源物を排出し、紙類、布類、生きビン（リターナルビン）を回収業者が、雑ビン・カン^{（リターナルビン）}を市がそれぞれ回収します。（団体毎に回収日や回収品目が異なります）

集団資源回収フロー



（平成20年4月1日現在）

集団資源回収登録団体への奨励金単価の推移

年度	紙類	布類	生きビン・雑ビン	カン
平成 2年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3円/kg
平成 4年度	3円/kg	3円/kg	8円/kg	8円/kg
平成 5年度	5円/kg	5円/kg	8円/kg	8円/kg
平成11年度	5円/kg	5円/kg	5円/kg	5円/kg
平成15年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3円/kg

市川市資源回収協同組合への奨励金単価の推移

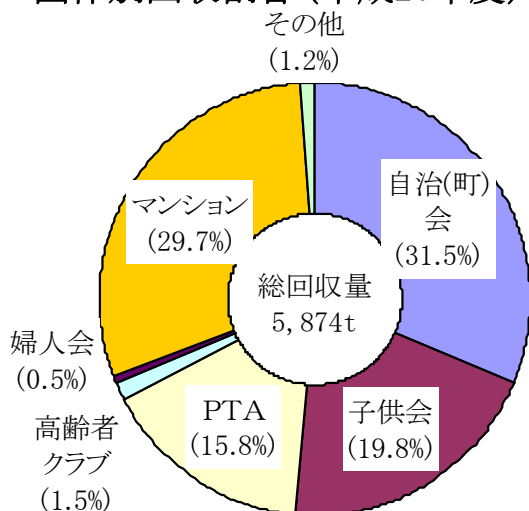
年度		紙類	布類	生きビン	雑ビン	カン
業務内容		回収及び再生処理	回収及び再生処理	回収及び再生処理	再生処理	再生処理
奨励金 単価	平成 7年度	4円/kg	4円/kg	15円/kg	—	—
	平成 9年度	4円/kg	4円/kg	15円/kg	1円/kg	1円/kg
	平成18年度	3円/kg	3円/kg	15円/kg	1円/kg	1円/kg

集団資源回収 実施団体構成（平成20年度）

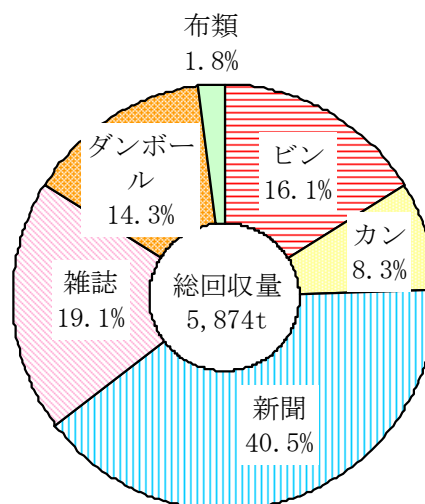
実施団体	実施団体数				回収量 (t)	奨励金 (千円)
	ビン・カン 紙類・布類 の4種類を 回収	ビン・カン の2種類を 回収	紙類・布類 の2種類を 回収	計		
自治(町)会	33	21	15	69	1,850	5,549
子供会	22	9	22	53	1,164	3,492
P T A	11	3	14	28	929	2,786
高齢者クラブ	3	2	1	6	87	262
婦人会	1	0	0	1	30	90
マンション	17	0	76	93	1,746	5,238
その他	1	1	5	7	68	205
計	88	36	133	257	5,874	17,622

※回収量は団体でトン未満を四捨五入、奨励金は団体で千円未満を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

団体別回収割合（平成20年度）



品目別回収割合（平成20年度）

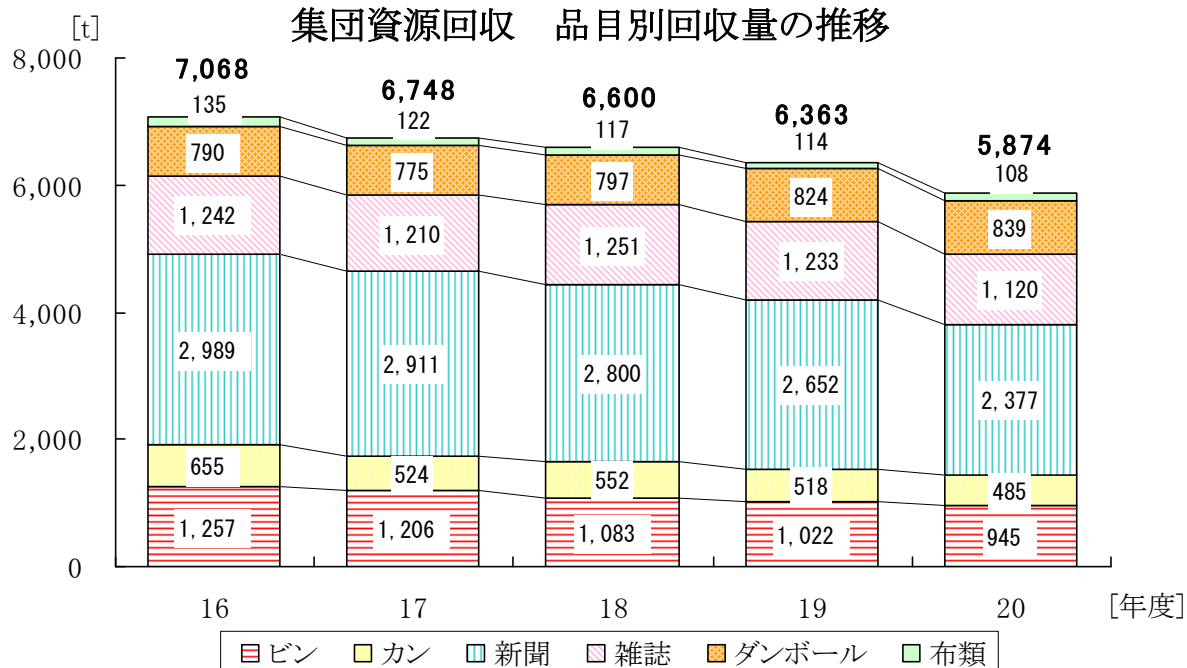


集団資源回収 品目別回収量・奨励金の推移

集団回収 品目	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		19→20 重量 の増減
	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	
生きビン	67	202	57	172	49	148	45	134	47	141	2
雑ビン	1,190	3,569	1,149	3,447	1,034	3,102	977	2,930	898	2,693	▲ 79
カン	655	1,966	524	1,573	552	1,655	518	1,553	485	1,456	▲ 33
新聞	2,989	8,966	2,911	8,731	2,800	8,401	2,652	7,958	2,377	7,132	▲ 275
雑誌	1,242	3,727	1,210	3,630	1,251	3,752	1,233	3,698	1,120	3,359	▲ 113
ダンボール	790	2,369	775	2,324	797	2,390	824	2,474	839	2,517	15
布類	135	404	122	365	117	350	114	342	108	324	▲ 6
合計	7,068	21,203	6,748	20,242	6,600	19,798	6,363	19,089	5,874	17,622	▲ 489

※奨励金は品目ごとに千円未満を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

集団資源回収 品目別回収量の推移



2. レジ袋削減に向けた取り組み

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中で最も重要なことは「リデュース（ごみの発生抑制）」です。特に、市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題であり、市では市民や事業者がごみの発生抑制に取り組むきっかけとなるよう、ごみ減量化・資源化協力店制度やマイバッグ運動を実施しています。

これら本市の取り組みが継続される中、一部スーパー等ではレジ袋有料化が実施されるなど、社会全体もごみの発生抑制に向けて変わりつつあります。

市は今後も市民・事業者と共にレジ袋をはじめとするごみの発生抑制に取り組んでいきます。

（1）ごみ減量化・資源化協力店制度

消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接な関わりを持つ販売店を対象として、**ごみの減量及び資源化を推進するため、市民・販売店・市の三者が一体となったごみ減量化・資源化協力店制度を実施**し、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い減少、マイバッグ運動など様々な工夫を行っています。

平成3年10月1日から実施 ：**653店舗（平成20年度末現在）**



ごみ減量化・資源化協力店
認定ステッカー

ごみ減量化・資源化協力店が取り組む内容は以下のとおりで、次の項目のうち1つ以上を実施している販売店を対象に認定しています。

- ・ 不要な包装の削減に努めていること。
- ・ マイバッグ持参の奨励・啓発を行なっていること。
- ・ 使い捨て容器の削減に努めていること。
- ・ 再生品、環境に配慮した製品などの販売を促進していること。
- ・ 牛乳パック、トレイなど資源化物の回収に努めていること。
- ・ 消費者にごみ減量・資源保護を呼びかけていること。
- ・ 従業員に対して、環境教育を行い、意識の啓発を図っていること。
- ・ 国県等の環境施策を実施していること。
- ・ 以上に掲げるほか、創意工夫によるごみ減量化・資源化を進めていること。

(2) マイバッグ運動

マイバッグ運動は、リデュース（ごみの発生抑制）の啓発事業として始まり、平成13年度から15年度の3カ年は、市主導の買い物袋持参運動モデル事業として実施しました。平成16年度からは、“マイバッグ運動推進会”（消費者・事業者・行政の代表による民間主体の組織）が主体となり、実施しました。



参加協力店の様子

① マイバッグ運動推進会

市川市自治会連合協議会・消費者団体などから消費者の代表、市川市商店会連合会・商工会議所などから事業者の代表、そして行政を加えた15名の委員で「マイバッグ運動推進会」を構成し、運動を進めていましたが、平成20年5月をもって解散しており、現在は新たな組織づくりに向けた取り組みを進めています。

② 運動の実施方法

マイバッグ運動参加店で買い物をしてレジ袋を断った場合、「エコカード」（スタンプカード）に買い物1回につきスタンプが1個押されます。このスタンプが15個になると、市の指定ごみ袋と交換できます。参加店には卓上のぼり旗とエコカードを配布しました。また、マイバッグ運動を市民・事業者に広く知らせるため、市の庁舎に右の写真のような、懸垂幕を掲出しました。

※平成18年度よりエコカードのポイントを地域ポイント（エコポポイント）に交換する制度も開始しました。このポイント制度は、市の指定するボランティア活動やエコロジー活動などに参加したり、市のeモニター制度に登録してアンケートに回答するとポイントがもらえ、そのポイントで市の施設（動植物園、東山魁夷記念館、市民プール）に入場することなどができます。また、1%支援制度の支援対象団体にポイントを寄付することもできます。

※エコカードを使ったマイバッグ運動は平成20年4月をもって終了しました。



本庁舎に掲出した懸垂幕

③ 推移

マイバッグ運動の年度別推移

年度	地 区 名	参加 店舗数	レジ袋 削減枚数
13	市川大野駅周辺地区・妙典駅周辺地区	43店	17,660枚
14	本八幡駅周辺及び大和田・大洲地区・行徳駅前地区	306店	43,160枚
15	市川駅周辺及び真間・国府台地区・ 南行徳駅周辺及び新井地区・その他市内全域	465店	78,860枚
16	市内全域	559店	173,300枚
17	市内全域	566店	520,000枚
18	市内全域	613店	1,250,000枚
19	市内全域	647店	1,740,000枚

④ 今後

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）の改正に伴うスーパーなど大型店のレジ袋有料化の動向をみながら、従来とは異なった方法を模索し、レジ袋の削減を推進していきます。

3. 廃棄物減量等推進審議会

(1) 目的

一般廃棄物の減量、資源化や適正処理等に関する施策などの審議機関として、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第8条に基づき、「市川市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

(2) 組織

審議会は、市議会議員、学識経験者、自治(町)会などからの市民の代表者、市内の生産・販売関係者、廃棄物処理業者などの15名の委員で構成。任期は2年。(再任を妨げない)

※廃棄物減量等推進審議会構成(女性委員比率20%) 平成20年4月1日現在

＜内訳＞ 市議会議員2名(0)、学識経験者5名(0)、市民の代表4名(3)、
生産・販売関係者2名(0)、廃棄物処理業者2名(0) ※()は女性委員数

(3) 活動

審議会は、下記の事項について、市長からの諮問を受けて審議会を開催し、答申をしました。

平成13年度：循環型社会における市川市の一般廃棄物処理のあり方について

平成14年度：「循環型都市いちかわ」の実現に向けた発生抑制のあり方について

平成15年度：「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正に向けた基本的方向性について

平成16年度：市川市一般廃棄物処理基本計画に掲げた目標達成に向けて市の廃棄物行政が取り組むべき施策の方向性について

平成17, 18年度：市川市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を踏まえた、市民・事業者・行政の新たな方策について

平成19, 20年度：市川市一般廃棄物処理基本計画(じゅんかんプラン21)の改訂に向けた新たな施策と基本的方向性について

(4) 今後

「資源循環型都市」の実現に向けて、各委員からの幅広い視点による意見を求めながら、市民・事業者とのパートナーシップの下で活動を推進していきます。

4. 循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）

（1）目的

廃棄物問題は、市民生活に直結した課題であることから、廃棄物処理に係る処理計画の策定当初から市民が参加できる組織を設置し、市の施策に市民意見を反映させることを目的に循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）を設置しています。

（2）組織

公募市民をベースに市民団体推薦、事業者、専門家、行政等20名以内で組織しています。

（3）活動

プロジェクト1（平成13年度）：一般廃棄物処理基本計画策定に向けた提案

プロジェクト2（平成14年度）：家庭で取り組む発生抑制策（行動計画）を提案

プロジェクト3（平成15年度）：「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市民に配布

プロジェクト4（平成16年度）：「資源物とごみの12分別」と「いちかわじゅんかんプラン21の進行管理」についての検証、提案

プロジェクト5（平成17年度）：「生ごみ堆肥化モデル事業」の実施・検証、報告

プロジェクト6（平成18年度）：環境清掃部清掃ホームページ「ごみとリサイクル」についてより市民へわかりやすい内容に改めるための議論、検証

プロジェクト7（平成19, 20年度）：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改訂に向けた提案

（4）今後

今後も市民との協働による循環型社会づくりを進めるために、懇談会メンバーの幅広い発想や能力を活かして、市の廃棄物処理施策について有益な提案などをしていただきます。



市長への報告会

5. 廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）

（1）目的

平成5年7月1日に施行された「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」第11条に基づき設置され、市（行政）及び事業者と協働で“資源循環型都市いちかわ”の実現を目指し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）という3Rの推進に三者が一体となり取り組んでいくことを目的に設置しています。

（2）組織

市内を14地区に分けて、公募市民をベースに自治会推薦者等を加えた**市民315名（平成20年度末現在）**で構成しています。

（3）活動

- ・日常生活において、3Rの推進に自ら積極的に取り組む。
- ・市民や地域に対し、3Rの普及活動を積極的に行う。
- ・ごみ集積所における分別、管理の状況や不法投棄の状況を確認する。
- ・各種研修会やシンポジウムに参加し、ごみに対する知識を得る。
- ・以上の活動実績を市に報告する。

（4）今後

パートナーシップにより循環型社会を目指す地域の核として活動してもらうため、研修会等を充実していきます。



じゅんかんパートナー リーダー会議

6. 清掃行政協力者表彰

昭和54年度から毎年、資源回収活動及び地域清掃等により、ごみの減量化や地域の環境美化に貢献された自治(町)会、子ども会、小学校PTA等の団体及び個人を、清掃行政への協力者として表彰しています。平成20年度末までの累計表彰件数（個人、団体）は395件です。

平成20年度 清掃行政協力者表彰

区分	受賞団体名	活 動 内 容
学 校	市立大洲中学校 (大洲)	平成16年から年1回、江戸川で行われている市川市民納涼花火大会の翌日に江戸川河川敷及びその周辺の清掃活動を行い、地域の環境美化に貢献している。
自治会及びボランティアグループ	イオン関東RDC (高谷新町)	4年前から毎月第1月曜日朝8時より、高谷新町にある会社周辺を社員が一体となり清掃を行っている。
	東京経営短期大学環境美化ボランティア (二俣)	JR西船橋駅から東京経営短期大学までの通学路を中心に、ポイ捨てされたビン・カンなどのごみ拾いをしている。また、月に1回、道路の雑草取りを中心として大掃除を行っている。
	白幡子ども会 (菅野)	昭和52年の発足から現在に至るまで、公園の清掃及び地域での清掃活動を続けている。また、子供達がリヤカーを引き、町内の各家庭に呼びかけて資源物の回収を行っている。
	行徳いきいき花の会 (伊勢宿)	行徳駅と妙典駅の駅前広場、道路、公園の花壇などの除草及び清掃を行い、地域の環境づくりに貢献している。
	花草会 (塩浜)	10年ほど前から会の活動の一環として、20名程度が参加し、ハイタウン塩浜内及び周辺道路の清掃を行っている。
	大町第三団地自治会 (大町)	市営住宅に設置された生ごみ処理装置を5年間適正に管理し、処理した生ごみを堆肥として活用するなど、生ごみの減量、資源化に積極的に取り組んだ。
個 人	個人1組 (八幡)	4年前から町内の清掃、ごみ集積所の美化、公園の清掃を行っている。また、防犯のために毎日町内の見回りを行っており、その際にもごみ拾いをしている。

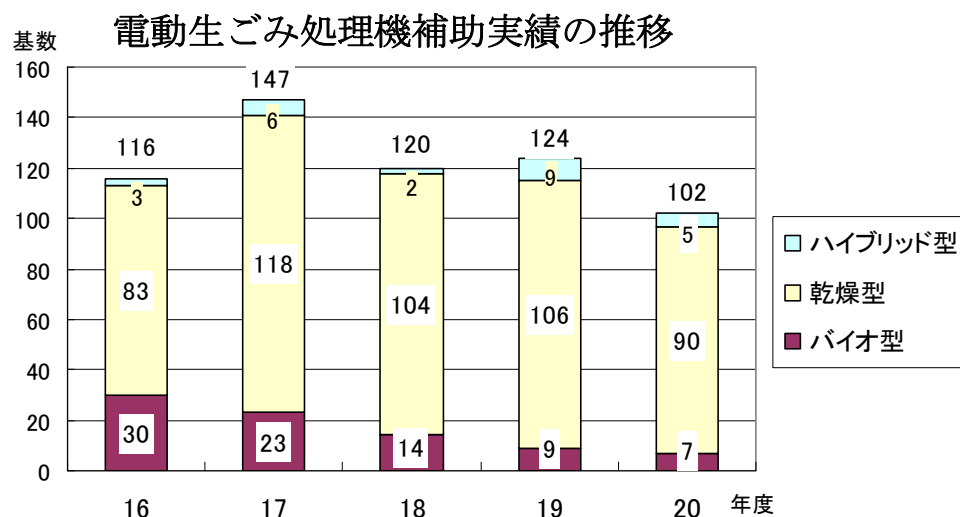
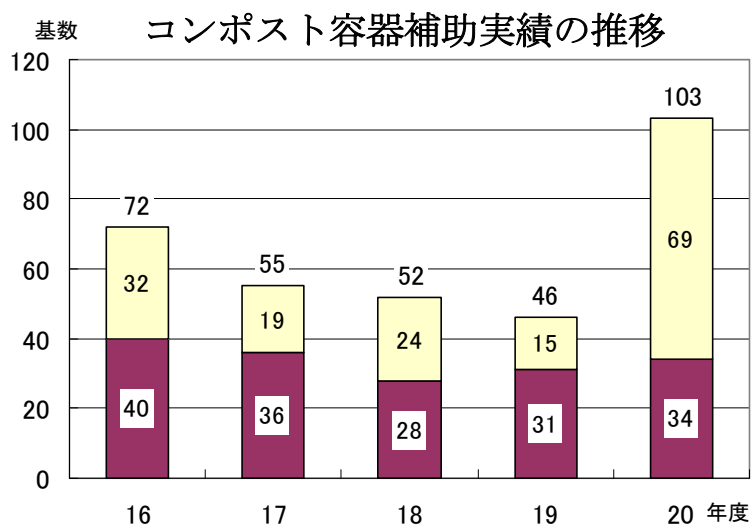
7. コンポスト容器・電動式生ごみ処理機購入費補助制度

ごみの発生抑制の一環として、**家庭から出る燃やすごみの約3割を占める生ごみの減量により燃やすごみの削減**を図るため、市ではコンポスト容器（生ごみ堆肥化容器）・電動式生ごみ処理機購入費の補助を行い、家庭で出来るごみ減量・資源化の普及、意識の醸成を図っています。

（1）補助内容・補助実績

区分	タイプ	補助開始時期	補助内容	補助基数 (20年度)	
コンポスト容器	屋外型	平成3年6月	購入費の半額 (100円未満切り捨て、 上限3,000円、1世帯2基まで)	34基	計 103基
	屋内型（密閉型）	平成8年1月		69基	
電動式生ごみ処理機	バイオ型	平成12年5月	購入費の3分の1 (100円未満切り捨て、 上限20,000円)	7基	計 102基
	乾燥型			90基	
	ハイブリッド型			5基	

（2）補助実績の推移



8. 生ごみ・剪定枝葉の資源化

市では生ごみをリサイクルするため、平成11年度に庁内関係課と市内農家・農協と連携し、生ごみの資源化事業に向けた協議会を設置し、公共施設への「生ごみ処理装置」の設置により生ごみを資源化するとともに、それにクリーンセンターに搬入される樹木の剪定枝葉をチップ化したものを混合して堆肥を製造しました。

平成12年度からは、試験的に製造を始めた堆肥の品質を実証するため、農家での使用試験を行ったところ好評を得たので、**平成14年8月1日から「じゅんかん堆肥（木質系土壌改良材）」として製造・販売を開始しました。**これにより、市川市クリーンセンターの焼却量の削減と資源循環の推進が図られています。

（1）生ごみの資源化

平成11年度より下表のとおり、市内小中学校・保育園・市営住宅・市役所本庁舎に生ごみ処理装置を設置しています。この生ごみ処理装置によって生成される発酵物（一次生成物）は、「じゅんかん堆肥」の製造に有効活用されています。

- ① 処理能力：15～100kg／日・基
- ② 設置状況（平成20年度末現在）

設置年度	設置場所	設置基数	累計 設置基数
平成11年度	南新浜小学校、市川第二中学校、市役所本庁舎	3基	3基
13年度	大町第3団地市営住宅	1基	4基
14年度	北方小学校、百合台小学校、本北方保育園	3基	7基
15年度	中山小学校、菅野小学校、信篤小学校	3基	10基
16年度	曾谷小学校、若宮小学校、南行徳小学校	3基	13基
17年度	塩焼小学校、国分小学校、稲越小学校	3基	16基
18年度	稲荷木小学校、富美浜小学校、塩浜小学校	3基	19基
19年度	柏井小学校	1基	20基

- ③ 生ごみ資源化量の推移

生ごみ処理装置の使用により、平成20年度は約57トンの生ごみを資源化し、焼却処理量を削減することができました。

生ごみ処理装置による生ごみ資源化の推移（単位：トン）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
生ごみ投入量 (a)	27.0	35.6	50.0	42.7	56.7
一次生成物量 (b)	4.8	8.1	8.0	9.1	11.2

(2) 剪定枝葉の資源化

本市では、市内の公園等からクリーンセンターに搬入された剪定枝葉について、粉碎機でのチップ化による資源化を平成11年度より実施しています。

(3) じゅんかん堆肥の製造・販売

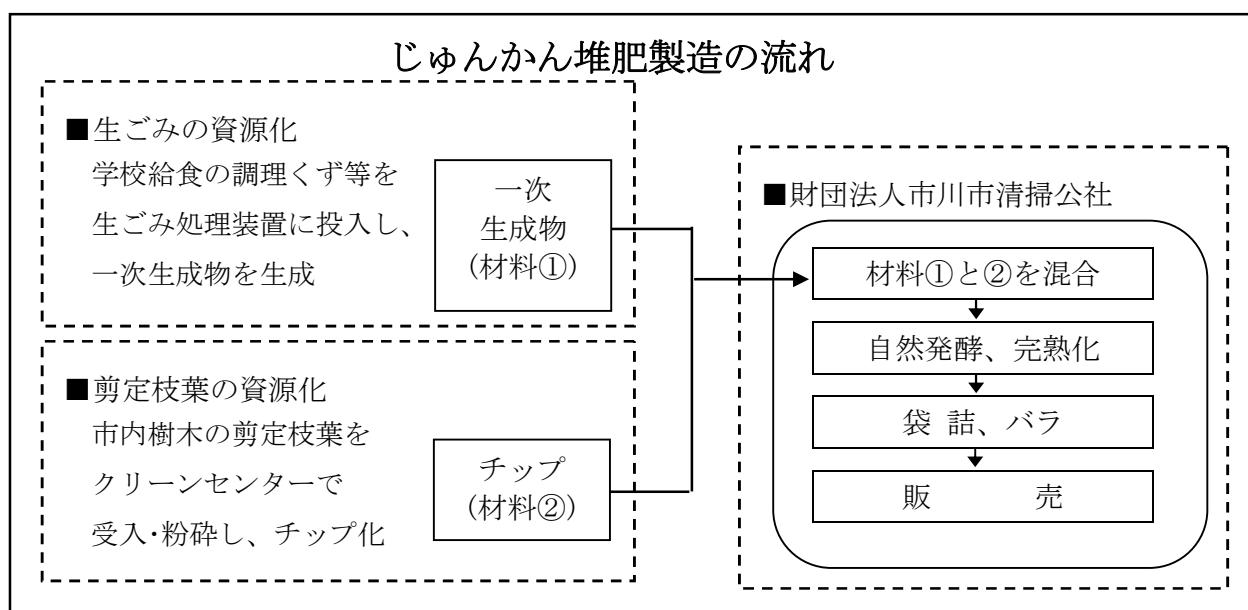
- ① 企画 : 市川市環境清掃部
- ② 製造・販売元 : 財団法人市川市清掃公社
- ③ 販売店 : 財団法人市川市清掃公社、J A市川市ほか
- ④ 店頭渡し価格 : 40㍲／20kg 1袋473円（税込）
15㍲／7.5kg 1袋347円（税込）
- ⑤ 製造・販売実績



じゅんかん堆肥

生ごみ・剪定枝葉チップ化、じゅんかん堆肥製造・販売の年度別推移

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
生ごみ 資源化	生ごみ投入量	27.0t	50.0t	35.6t	42.7t	56.7t
	一次生成物量 (材料①)	4.8t	8.0t	8.1t	9.1t	11.2t
剪定枝葉 資源化	剪定枝チップ量 (材料②)	790t	519t	733t	634t	423t
じゅんか ん堆肥	じゅんかん堆肥 製造量	632t	403t	586t	507t	338t
	じゅんかん堆肥 販売量	529t	416t	459t	479t	326t



9. 市川市リサイクルプラザの設置

家庭で不用となった家具やベビー用品などの引き取り・展示販売とあわせて、家電製品などのリユース（再使用）に関する情報提供やリサイクル講座などを開催して、リサイクルの推進とごみ問題全般に関する情報を市民に提供するため、**平成7年6月1日に市川市リサイクルプラザを開館しました。**

このリサイクルプラザは、開館以来毎年多くの市民に利用されており、ここで開催されるフリーマーケットやリサイクル講座は、市民の「物を大切に作る心」を育て、資源循環型社会形成を担う役割を果たしています。



市川市リサイクルプラザ

ホームページで展示品の一例や、フリーマーケット・リサイクル講座の開催日を見ることができます。（※市川市リサイクルプラザと入力して検索すれば、すぐに表示されます。）

【施設の概要】

所在地：市川市鬼越2丁目18番17号（JR総武線高架下：ニッケコトンプラザ北側）

施設規模：敷地面積 1,768.0 m²（高架柱部分を除く）

建築面積：798.5 m²（鉄骨平屋建てへーベル張り）

事業内容：① 家庭から出る不用品の引き取り・修理・展示販売

② リサイクル情報の提供

③ 研修室、リサイクル広場の貸し出し

④ リサイクル及び廃棄物に関する図書・資料の貸し出し

⑤ リサイクル及び廃棄物関連講習会等の開催

リサイクルプラザの利用状況等

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
開館日数	293日	288日	296日	295日	293日
来館者数	36,953人	32,250人	28,416人	27,155人	35,354人
販売点数（譲渡点数）	5,317点	4,947点	4,753点	5,641点	7,550点
フリーマーケット開催回数	25回	21回	23回	22回	17回
リサイクル講座開催数	10回	9回	13回	13回	10回

第3節 行政からの情報発信

1. 「ごみ分別ガイドブック」の配布

平成15年度循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）にて、
市民と市の協働によりごみの分け方・出し方全般及びその他ごみ関連の
リサイクル情報を1冊にまとめた詳細版「ごみ分別ガイドブック」（A4
判）を平成15年11月に作成し、市内全戸に配布を実施しました。

現在は、転入者を中心に引き続き配布を実施しています。



「ごみ分別ガイドブック」

2. 「資源物とごみの分け方・出し方」の配布

「ごみ分別ガイドブック」の簡易版として「資源物とごみの分け方・
出し方」（A3判リーフレット）を配布しています。また、「資源物とご
みの分け方・出し方」については外国語版を翻訳ボランティアの方々の協
力により作成しており、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガ
ル語・タイ語の6ヶ国語があります。



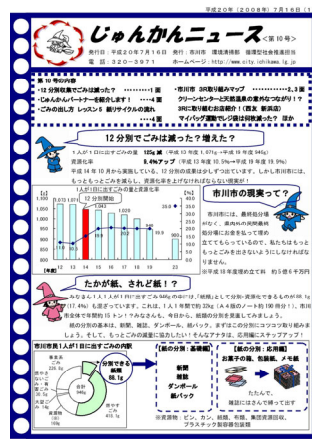
「資源物とごみの
分け方・出し方」

3. ホームページ・広報誌等による情報発信

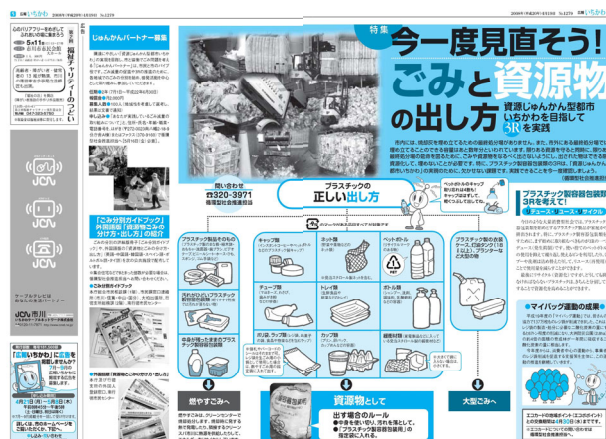
資源物とごみの分別方法や市の様々な取り組み、イベント等の情報を「市川市じゅんかん白書」
（年に1回発行）や市のホームページ、環境清掃部清掃広報誌「じゅんかんニュース」（年に数
回発行）、広報いちかわ等を通じて市民に発信しています。



じゅんかん白書



じゅんかんニュース



広報いちかわの特集

第4節 環境学習

1. 環境学習用副読本の配布

こどもの頃から循環型社会への理解を深めるため、本市の取り組みや日々の生活で心掛けること等をわかりやすくまとめたものを小・中学生用の副読本として配布しています。

小学生向けは市内公立・私立の小学4年生全員を対象に配布し、中学生向けは市内公立・私立中学校の図書室閲覧用として各校50冊ずつ配布しています。



小学生用



中学生用

2. 出前説明会

本市の「資源循環型都市いちかわ」に向けた取り組みを進めるため、ごみの12分別など、本市の清掃行政についての出前説明会を随時受け付けており、市内各学校や自治（町）会・各地域のイベントなどに出向き説明を行っています。

出前説明会実施実績

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実施回数	14回	17回	20回	17回	16回
参加人数	624名	663名	742名	856名	553名

3. 施設見学者の受入れ

市民の皆さんがごみの減量に取り組むきっかけになるよう、クリーンセンターと衛生処理場では施設見学を随時受け付けており、小学生（主に3・4年生）、中学生、自治（町）会、各市民団体が施設見学を実施しています。

クリーンセンターの施設見学者数

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
団体数	67	76	75	76	74
人数	4,226	3,480	4,196	4,128	4,284

衛生処理場の施設見学者数

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
団体数	9	5	4	5	8
人数	177	140	206	305	377

4. リサイクル施設見学ツアー

(1) 夏休み！親子で体験！！リサイクルツアー

市内在住の小学生の親子を対象としたリサイクル施設の見学、リサイクル体験会の企画を平成20年度から開始しました。

初年度は、「紙類の再資源化の流れ」を親子で理解してもらうことを通じて「燃やすごみの削減」と「紙類の分別の徹底」につなげることを目的として、市川市クリーンセンター、京葉ガス㈱、北越製紙㈱関東工場の3施設の見学・体験を実施しました。



製紙工場の見学

(2) リサイクル施設見学ツアー

高校生以上の市民を対象に、市内外にあるごみ処理施設やリサイクル関連施設を見学する施設見学会を実施しています。

リサイクルツアー開催実績

年度	見学場所	参加者数
16年度	製鐵運輸㈱市川工場、市川市クリーンセンター、北越製紙㈱関東工場	27人
	市原エコセメント、新日鐵君津製鐵所	30人
17年度	製鐵運輸㈱、市川市クリーンセンター、ハイパーサイクルシステムズ	30人
	千葉産業クリーン㈱、オール・ウェイスト・リサイクル㈱	36人
18年度	市川市クリーンセンター、㈱ハイパーサイクルシステムズ	27人
	市原エコセメント、新日鐵君津製鐵所	35人
19年度	市川市クリーンセンター、㈱ハイパーサイクルシステムズ	13人
	実施なし	—
20年度	市川市クリーンセンター、京葉ガス㈱、北越製紙㈱関東工場	26人
	日鐵物流君津㈱市川工場、新日鐵君津製鐵所	33人

※平成20年度の実績は、夏休み！親子で体験！！リサイクルツアーを含む。

第Ⅱ部 平成20年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第2章 ごみ処理事業

第1節	ごみ処理事業の推移	39
第2節	ごみの排出量・処理量	40
1.	ごみの排出量	41
2.	ごみの中間処理量	43
3.	ごみの最終処分量	43
4.	資源化量と資源化率	44
第3節	ごみ収集・運搬	45
1.	収集運搬体制	45
2.	家庭ごみの12分別収集	45
3.	ごみ集積所・収集車両等	47
4.	家庭系ごみの指定袋制	49
5.	大型ごみの有料収集	50
6.	有害ごみの収集	50
第4節	ごみ処理・処分・資源化	51
1.	ごみの中間処理	51
2.	資源物の資源化	59
3.	ごみの組成	61
5.	ごみの最終処分	64
第5節	事業系一般廃棄物対策	66
1.	事業系一般廃棄物の適正処理	66
2.	事業用建築物に関する適正処理への取り組み	70
第6節	不法投棄の防止	71
第7節	動物（犬・猫等）の死体処理	72

第2章 ごみ処理事業

第1節 ごみ処理事業の推移

廃棄物処理行政は、市民の日常生活と経済社会活動に密接した極めて重要な部門でありながら、これまでは「汚い、人の後始末」といったマイナスイメージがあり、市民にとっては比較的関心の薄い分野でした。本市のごみ処理事業は、戦後まもない昭和21年から、リヤカーや牛車で市内に設置されたごみ投入共同箱や各家庭への巡回収集を行い、収集したごみは市内の池や沼などに埋立て処分したほか、農業用肥料として農家に払い下げていました。その後、昭和30年に柏井塵芥焼却場が建設され、ごみの焼却処理が始まりました。

- 昭和30年 ・ 柏井塵芥焼却場（バッチ式*、処理能力18t/日）が竣工。
（柏井塵芥焼却場は昭和48年に閉鎖） ＊バッチ式：24時間連続式でない処理方法
- 昭和45年 ・ 一部委託収集を開始。
- 昭和46年 ・ 粗大ごみ収集を開始。（年6回）
- 昭和49年 ・ 田尻に市川市清掃工場（24時間全連続燃焼方式焼却炉450t/24h）が竣工。
・ 市全域で燃えるごみ週3回、燃えないごみ週1回の分別収集を開始し、ほぼ今日のようなごみ処理体系が確立。
- 昭和50年 ・ 清掃工場に大型ごみ破碎処理施設（60t/5h）を併設。
- 昭和55年 ・ 市民による古紙・ビン・カンなどの集団回収の支援を開始。
・ 市内に最終処分場を確保することが困難となったため、茨城県北茨城市にある民間最終処分場への処分委託を開始。
- 昭和56年 ・ 一部の地域でビンの集積所回収を開始。
- 昭和59年 ・ 環境汚染を未然に防止するため、有害ごみとして乾電池の分別収集を開始。
- 昭和60年 ・ 有害ごみとして蛍光管の分別収集を開始。
- 平成元年 ・ 千葉県銚子市にある民間最終処分場への処分委託を開始。
- 平成 2年 ・ 紙パック（牛乳パック）の拠点回収を公民館、小中学校等の拠点で開始。（10月）
- 平成 6年 ・ 市川市クリーンセンター（焼却施設600t/24h、破碎施設75t/5h）の稼動に伴い、収集区分の変更（従来、燃えないごみとしていたプラスチック類を燃えるごみとして収集）及び、収集区割の変更を実施（JR総武線を境）。
- 平成 9年 ・ ペットボトルの拠点回収を公民館等の拠点87ヵ所にて実施。（4月）
- 平成12年 ・ 市川市クリーンセンターがISO14001の認証を取得。
- 平成14年 ・ “いちかわじゅんかんプラン21（市川市一般廃棄物処理基本計画）”を策定。（3月）
・ 資源物とごみの12分別収集を開始。（10月）
- 平成15年 ・ 市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正（16年4月1日施行）し、「ごみ集積所からの資源物の抜き取り禁止」「事業系ごみの適正処理対策」「不法投棄対策」などを規定。
- 平成16年 ・ 市外複数の民間最終処分場への処分委託を開始。

1. ごみの排出量

(1) 総排出量

収集量、持込量及び集団資源回収量を合計したごみの総排出量は年々減少傾向にあり、**平成20年度のごみの総排出量は155,580 t**で、前年度比7,256 t (4.5%) 減少しました。

内訳を見ると、全体の約7割を占める収集量は前年度から3.5%減少しており、燃やすごみよりも資源物の収集量の減少が大きいことが特徴です。

持込量は前年度から6.7%も減少し、収集量よりも減少割合が大きく、景気の低迷の影響などにより事業系ごみの排出量が減少したことが考えられます。

また、集団資源回収量も前年度から7.7%も減少しており、資源物の収集量と合わせて、資源物の回収量が大きく減少している状況にあります。

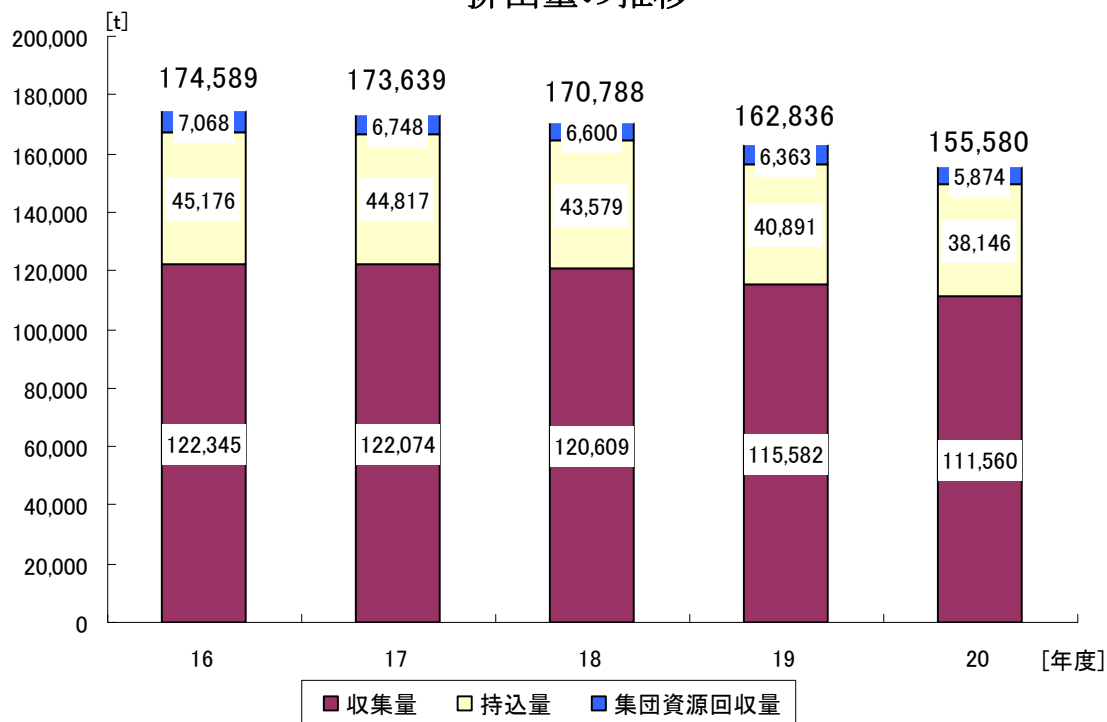
排出量の推移

単位：t

年 度			16	17	18	19	20	19→20増減比較	
処理人口			464,873	466,608	468,113	470,074	473,064	2,990	0.6%
処理世帯			206,963	208,168	210,519	213,411	216,655	3,244	1.5%
世帯当たり人数			2.25	2.24	2.22	2.20	2.18	—	—
年間 ごみ 排出量 t／年	収集量	燃やすごみ	89,859	90,374	89,383	86,236	84,736	▲ 1,500	▲ 1.7%
		燃やさないごみ	5,423	5,121	5,059	4,901	4,739	▲ 162	▲ 3.3%
		大型ごみ	2,216	2,037	1,936	1,710	1,702	▲ 8	▲ 0.5%
		有害ごみ	27	39	61	32	20	▲ 12	▲ 37.5%
		資源物	24,820	24,503	24,170	22,703	20,363	▲ 2,340	▲ 10.3%
		小 計	122,345	122,074	120,609	115,582	111,560	▲ 4,022	▲ 3.5%
	持込量	燃やすごみ	42,269	41,989	41,189	38,655	35,816	▲ 2,839	▲ 7.3%
		燃やさないごみ	1,343	1,247	1,074	1,140	1,178	38	3.3%
		大型ごみ	1,513	1,509	1,252	1,031	1,050	19	1.8%
		資源物	51	72	64	65	102	37	56.9%
		小 計	45,176	44,817	43,579	40,891	38,146	▲ 2,745	▲ 6.7%
	収集量＋持込量	燃やすごみ	132,128	132,363	130,572	124,891	120,552	▲ 4,339	▲ 3.5%
		燃やさないごみ	6,766	6,368	6,133	6,041	5,917	▲ 124	▲ 2.1%
		大型ごみ	3,729	3,546	3,188	2,741	2,752	11	0.4%
		有害ごみ	27	39	61	32	20	▲ 12	▲ 37.5%
		資源物	24,871	24,575	24,234	22,768	20,465	▲ 2,303	▲ 10.1%
		合 計	167,521	166,891	164,188	156,473	149,706	▲ 6,767	▲ 4.3%
	集団資源回収量		7,068	6,748	6,600	6,363	5,874	▲ 489	▲ 7.7%
	総排出量 (収集量＋持込量＋ 集団資源回収量)		174,589	173,639	170,788	162,836	155,580	▲ 7,256	▲ 4.5%
割合	収集量		70.1%	70.3%	70.6%	71.0%	71.7%	—	—
	持込量		25.9%	25.8%	25.5%	25.1%	24.5%	—	—
	集団資源回収量		4.0%	3.9%	3.9%	3.9%	3.8%	—	—

※処理人口・世帯数は、各年度の10月1日現在の値

排出量の推移



(2) 市民1人1日当たりの排出量

ごみ発生量の指標となる市民1人1日当たりの排出量についても、ごみの総排出量と同様に年々減少傾向にあり、平成20年度は901 gで、前年度と比較して45 g（4.8%）の大幅な減少となりました。

市民1人1日当たりの排出量は、平成14年度の12分別収集の実施以降、着実に減少傾向にあることから、ごみ処理に対する市民の意識が向上した結果、資源物を含めたごみ総排出量に対する排出抑制効果が働いたものと考えられますが、19年度以降の大幅な減少については、景気の低迷による影響が大きいのではないかと考えられます。

市民1人1日当たりの排出量の推移

単位：g

年 度	16	17	18	19	20	19→20増減比較	
収集量	721	717	706	672	646	▲ 26	▲ 3.8%
収集量＋持込量	987	980	961	909	867	▲ 42	▲ 4.7%
集団資源回収量	94	89	86	81	74	▲ 7	▲ 8.8%
総排出量（収集量＋持込量＋集団資源回収量）	1,029	1,020	1,000	946	901	▲ 45	▲ 4.8%

2. ごみの中間処理量

市川市クリーンセンターにおけるごみの中間処理量は、総排出量の減少と同様に減少傾向にありますが、**平成20年度の焼却量は125,103 t**で対前年度比2,592 t（2.0%）減となり、**破砕量は6,740 t**で対前年度比144 t（2.1%）減となりました。

中間処理量の推移

単位：t

年 度	16	17	18	19	20	19→20増減比較	
焼 却 量	134,694	135,936	135,574	127,695	125,103	▲ 2,592	▲ 2.0%
破 砕 量	8,788	8,034	7,582	6,884	6,740	▲ 144	▲ 2.1%
計	143,482	143,970	143,156	134,579	131,843	▲ 2,736	▲ 2.0%
1日当たり焼却量	369.0	372.4	371.4	348.9	342.7	▲ 6.1	▲ 1.8%
1日当たり破砕量	24.1	22.0	20.8	18.8	18.5	▲ 0.3	▲ 1.8%

※焼却量・破砕量は、P.40のごみ処理・資源物回収フローシート内の[中間処理]市川市クリーンセンターの焼却処理施設及び破砕処理施設における処理量に該当します。（搬入量ベースの値とは異なります。）

3. ごみの最終処分量

ごみの中間処理に伴い発生した平成20年度の焼却灰は15,739 t、破砕残渣は2,028 tとなりました。本市では、この全量を埋立処分しており、**平成20年度最終処分量（埋立量）は17,767 t**で、前年度比744 t（4.0%）減となりました。

最終処理量の推移

単位：t

		16	17	18	19	20	19→20増減比較	
埋 立 量	焼却灰	17,392	18,237	17,649	16,495	15,739	▲ 756	▲ 4.6%
	持込み灰	0	0	0	0	0	0	—
	破砕残渣	2,578	2,253	2,156	2,016	2,028	12	0.6%
	計	19,970	20,490	19,805	18,511	17,767	▲ 744	▲ 4.0%
(参 考)	灰転換率	12.9%	13.4%	13.0%	12.9%	12.6%	—	—
	反応生成物量	3,853	3,723	3,744	3,737	3,657	▲ 80	▲ 2.1%

※灰転換率は焼却量に対する焼却灰の発生割合

4. 資源化量と資源化率

平成20年度の資源化量は29,259 t で前年度比3,120 t (9.6%) 減となりました。ごみの総排出量の減少割合と比較して、分別収集や集団資源回収された資源物の量が前年度よりも大幅に減少していますが、特に新聞や雑誌の減少割合が非常に高くなっており、このことは、古紙の価格の高騰等に伴い民間事業者による古紙回収が活発化した影響があるものと思われます。

また、平成14年度の12分別の実施により約20%に上昇した資源化率は年々低下し、平成20年度の資源化率は18.8%で前年度比1.1ポイントの低下となっています。

資源化量・資源化率の推移

単位：t

年 度			16	17	18	19	20	19→20増減比較	
資源化量	分別収集された資源物	ビン	3,527	3,424	3,379	3,295	3,265	▲ 30	▲ 0.9%
		カン	1,855	1,841	1,813	1,688	1,641	▲ 47	▲ 2.8%
		紙パック	138	129	121	115	109	▲ 6	▲ 5.2%
		新聞	3,415	3,264	3,155	2,644	1,872	▲ 772	▲ 29.2%
		雑誌	5,075	5,064	5,020	4,412	3,555	▲ 857	▲ 19.4%
		ダンボール	3,039	3,128	3,164	3,133	3,054	▲ 79	▲ 2.5%
		布類	666	632	612	586	542	▲ 44	▲ 7.5%
		ペットボトル	1,045	1,050	1,060	986	849	▲ 137	▲ 13.9%
		プラ製容器包装	6,111	6,043	5,910	5,909	5,578	▲ 331	▲ 5.6%
		小 計	24,871	24,575	24,234	22,768	20,465	▲ 2,303	▲ 10.1%
	集団資源回収された資源物	生きビン	67	57	49	45	47	2	4.4%
		カレット	1,190	1,149	1,034	977	898	▲ 79	▲ 8.1%
		カン	655	524	552	518	485	▲ 33	▲ 6.4%
		新聞	2,989	2,911	2,800	2,652	2,377	▲ 275	▲ 10.4%
		雑誌	1,242	1,210	1,251	1,233	1,120	▲ 113	▲ 9.2%
		ダンボール	790	775	797	824	839	15	1.8%
		布類	135	122	117	114	108	▲ 6	▲ 5.3%
		小 計	7,068	6,748	6,600	6,363	5,874	▲ 489	▲ 7.7%
	中間処理後の資源物	エコセメント	0	0	0	0	0	0	—
		鉄	3,104	2,865	2,540	2,107	2,117	10	0.5%
		アルミ	127	105	125	128	158	30	23.4%
		破砕前金属等	215	221	142	231	222	▲ 9	▲ 3.9%
		剪定枝チップ	790	519	733	634	423	▲ 211	▲ 33.3%
		小 計	4,236	3,710	3,540	3,100	2,920	▲ 180	▲ 5.8%
	生ごみバイオマス発電		0	0	0	148	0	▲ 148	—
	合 計		36,175	35,033	34,374	32,379	29,259	▲ 3,120	▲ 9.6%
	資 源 化 率		20.7%	20.2%	20.1%	19.9%	18.8%	▲ 1.1%	—

※資源化量・資源化率には、反応生成物の資源化は含まれていません。

第3節 ごみ収集・運搬

1. 収集運搬体制

一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ（家庭ごみ）は、市又は市が委託した業者により定期的に収集しています。また、事業活動に伴って生じたごみ（事業系ごみ）は、事業者が自ら処理施設へ運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して運搬しています。

収集運搬体制

区 分	収集運搬主体	備 考
家庭系	市（委託）	ごみ集積所収集・大型ごみ戸別収集
	市（直営）	拠点回収等
事業系	許可業者	排出者（事業者）からの委託による収集
	排 出 者	排出者（事業者）が自ら処理施設へ搬入

※家庭系ごみのうち、引越し等により一時的に多量に発生するごみについては、排出者が市川市クリーンセンターに直接搬入するか、許可業者に収集運搬を依頼する。

2. 家庭ごみの12分別収集

（1）12分別収集の概要

本市では、資源化率の向上を図るため、**平成14年10月から家庭ごみの12分別収集を実施**しています。（従前は、燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、ビンカン、有害ごみの5分別）

また、資源物の収集方法については、この12分別収集の他にも、公民館等における拠点回収や自治（町）会、子ども会等が実施する集団資源回収があります。

ごみと資源物の分別区分等

分別区分		収集容器等	収集場所	収集回数
ごみ	① 燃やすごみ	指定袋	ごみ集積所	週 3 回
	② 燃やさないごみ	指定袋	ごみ集積所	週 1 回
	③ 有害ごみ	透明の袋		
	④ 大型ごみ（有料）	—	戸別収集	申込みの都度
資源物	⑤ ビン	指定袋又は透明・半透明の袋	ごみ集積所	週 1 回
	⑥ カン	指定袋又は透明・半透明の袋		
	⑦ 新聞	品目別に ひもで縛る	ごみ集積所	週 1 回
	⑧ 雑誌			
	⑨ ダンボール			
	⑩ 紙パック			
	⑪ 布類	透明・半透明の袋	ごみ集積所	週 1 回
	⑫ プラスチック製容器包装類 （ペットボトルを含む）	指定袋		

※ビン・カンと紙類（新聞等）・布類は、同一曜日にそれぞれ別の車両で収集

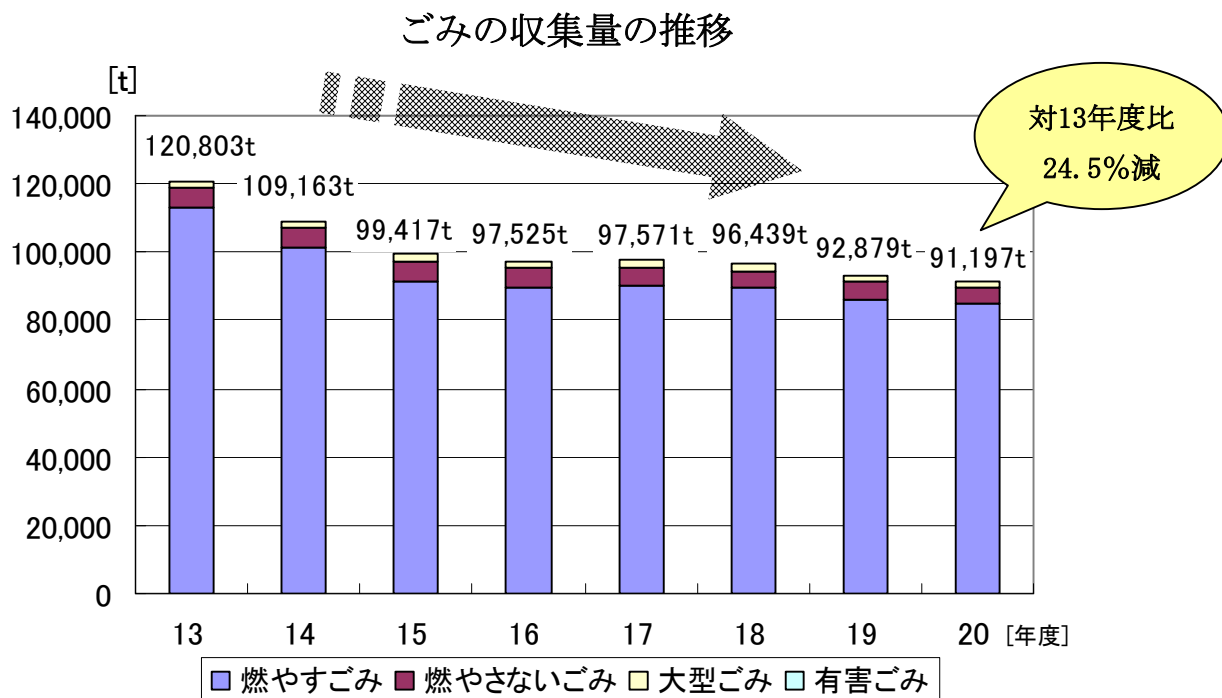
※プラスチック製容器包装類は祝日収集を実施

※平成20年10月より燃やすごみのハッピーマンデー収集を実施

(2) 収集量の推移

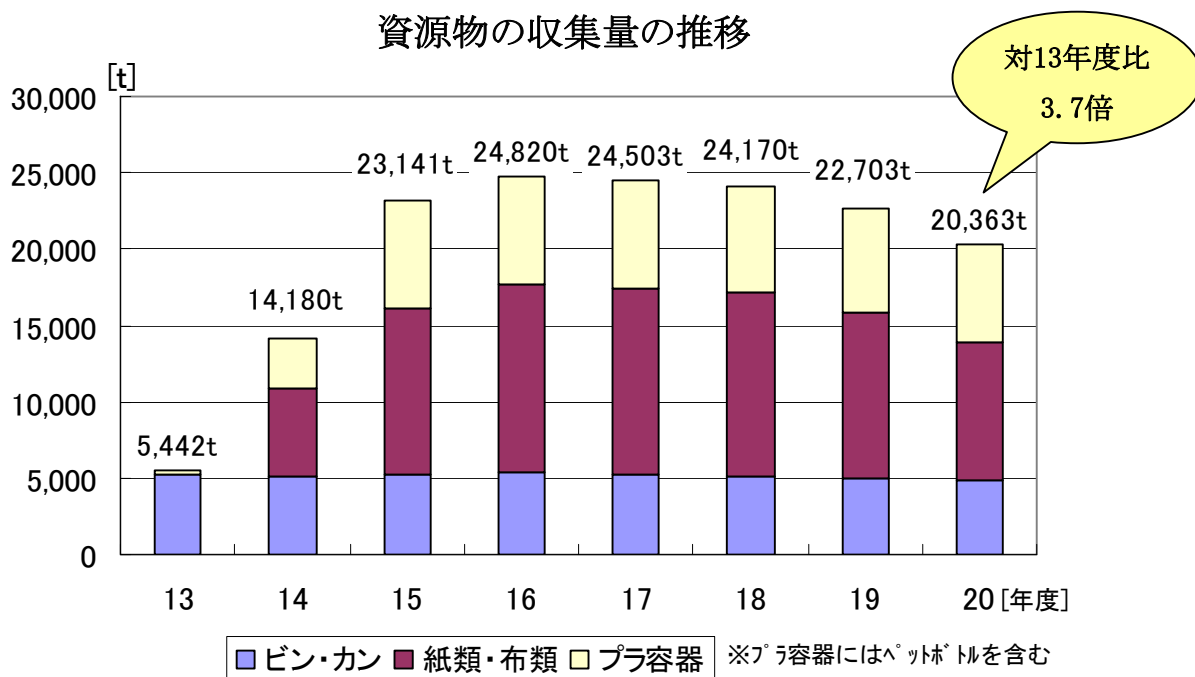
① ごみ収集量

ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ、有害ごみ）の収集量は、12分別実施前の平成13年度は120,803 t ありましたが、**20年度は91,197 t（13年度比24.5%減）**となりました。



② 資源物の収集量

資源物の収集量（集団資源回収量は含まず）は、12分別実施前の平成13年度は5,442 t でしたが、**20年度は20,363 t（13年度比3.7倍）**となりました。



3. ごみ集積所・収集車両等

(1) ごみ集積所

本市では、市民の申請に基づき集積所を設置しており、**平成20年度末現在で18,333箇所**の集積所があります。

ごみ集積所数

(平成20年度末現在)

	集積所数	1 集積所当たりの 人口・世帯数 (平均)		収集頻度
		人口	世帯数	
燃やすごみ	18,333	25.8	11.8	3回/週
燃やさないごみ・有害ごみ	18,333	25.8	11.8	1回/週
プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	18,333	25.8	11.8	1回/週
ビン・カン・紙類・布類	18,333	25.8	11.8	1回/週

※大型ごみ (戸別収集) を除き、全て同じ集積所を使用しています。

(2) 収集車両

家庭ごみの収集は市の直営車両及び収集運搬業者への委託により行っています。

収集車両台数・稼働日数・収集量 (平成20年度)

	内 容	車両台数 (台)	稼働日数 (日/年)	収集量 (集積所) (t)
直 営	不法投棄回収用等	14	—	—
	小動物死体引き取り用	2	—	—
	ストックヤード作業用	3	—	—
	集団資源回収用	11	—	—
	拠点回収用	2	—	—
	予 備	1	—	—
	小 計	33	—	—
委 託	燃やすごみ	45	299	84,222
	プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	14	309	6,380
	新 聞	13	297	1,872
	雑 誌			3,555
	ダンボール			3,054
	紙 パ ッ ク			100
	布 類			542
	ビ ン	13	297	3,177
	カ ン			1,625
	燃やさないごみ	9	297	4,046
	有 害 ご み			18
	大 型 ご み	5	296	1,311
	小 計	99	—	109,902
	合 計	132	—	—

委託収集車両の1日当たりの平均作業量（平成20年度）

	1日当たりの集積所数	1日当たりの作業回数 (クリーンセンター等への搬入回数)	1回当たりの積載量 (kg)	1台1日当たりの収集量 (kg)
燃やすごみ	204	3.8	1,657	6,260
プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	218	2.8	526	1,475
新 聞	235	2.2	218	485
雑 誌			415	921
ダンボール			356	791
紙 パ ッ ク			12	26
布 類			63	140
ビ ン	235	2.0	636	1,244
カ ン				
燃やさないごみ (有害ごみ含む)	340	2.0	742	1,520

※ペットボトルはプラスチック製容器包装類と同じ指定袋に入れて排出されたものを積載。

※新聞・雑誌・ダンボール・紙パックは1台に同時に積載。

※ビン・カンは1台に同時に積載。

(3) 拠点回収

ごみ集積所等における12分別収集の他に、公民館・小中学校等の公共施設の回収拠点において、紙パックとペットボトルの回収を行っています。

資源物の回収拠点数

回収品目	拠点数 (平成20年4月1日現在)	20年度 収集量	備 考
紙パック	98ヶ所	9t	平成2年10月から実施
ペットボトル	105ヶ所	42t	平成9年4月から実施

4. 家庭系ごみの指定袋制

家庭ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量・資源化を推進するとともに、収集作業の安全性と効率性を確保するため、平成11年10月1日から指定袋制を実施しています。

市では、「市川市家庭系ごみに係る指定袋の認定基準」（平成14年6月12日一部改正）に基づき、市の認定を受けた者が製造するごみ袋を指定袋とし、市内小売店等で販売されるようにしています。価格は小売店の自由設定です。（認定業者22社：平成20年度末現在）

指定袋制の導入は、ごみ分別意識向上を目的とし、自主的なごみ減量への動機付けを誘導するとともに、排出袋を指定することによってごみ集積所での収集時間の効率化が図られ、街の環境美化の保持にもつながっています。

なお、平成14年10月からの12分別収集の実施に伴い「プラスチック製容器包装用」指定袋を追加したほか、それまでの「燃えるごみ」、「燃えないごみ」の名称を「燃やすごみ」「燃やさないごみ」へ変更し、処理する方法をわかりやすくしています。

指定ごみ袋の種類

	燃やすごみ用	燃やさないごみ用	空きカン用	空きビン用	プラスチック製容器包装用
印刷色	緑	赤	青	橙	黒
容量	15, 20, 30, 45ℓ	15, 20, 30ℓ	15, 20ℓ	15, 20ℓ	30, 45ℓ
形態	平袋 又は U形袋				
材質	低密度ポリエチレン 又は 高密度ポリエチレン	低密度ポリエチレン			高密度ポリエチレン
色	半透明	透明			半透明

※空きカンと空きビンは、指定袋以外に透明又は半透明の袋での排出もできます。

5. 大型ごみの有料収集

住民負担の公平性の確保及びごみの減量・資源化を目的として、家庭系ごみの指定袋制の導入と同じく平成11年10月1日から大型ごみの収集を有料化しました。

大型ごみの収集は他の日常のごみと異なり利用世帯が全体の約3分の1と偏りがあることから、収集の有料化は住民サービスの公平性を考慮したものであるとともに、排出者へのごみ処理コスト意識の向上を促し、不用品の再利用・譲渡等による排出抑制を図るものです。

料金は品物の重量・大きさによって、5段階（500円、1,000円、1,500円、2,000円、2,500円）に設定しています。

収集は電話申込み制で、申込み後、予め料金に応じた処理券を購入し品物に貼り付けてもらい、申し込み時に市が指定した日に戸別収集しています。

大型ごみ料金表

料金	主な品目
500円	ガスレンジ、こたつ(板付き)、米びつ、照明器具、スキーセット、石油ストーブ、ファンヒーター、電子レンジ、プリンター、ホットカーペット、いす、湯沸器、網戸(4枚)、衣装ケース(5個)、ふとん(2枚)、室内物干し など
1,000円	オーブンレンジ、食器洗い乾燥機、流し台(小型)、ミシン(卓上)、健康器具、レンジ台、片袖机、ソファ(1人用)、自転車 など
1,500円	小型タンス、ベット、物干し台(石付き)、小型ロッカー、小型本棚、両袖机など
2,000円	洗面化粧台、大型タンス、大型本棚、大型ロッカー、ソファ(2人以上)、マッサージ機(椅子式)、大型食器棚 など
2,500円	ベッドマット(スプリング入り)、物置(0.5坪以下解体済み) など

※表中の大型・小型の区別は、品物の縦・横・高さのうちいずれかが、1.2m以上のものは大型、それ未満は小型となります。

※平成15年7月から、市内に親族等のいないひとり暮らしの65歳以上の高齢者(世帯)の方及び障害者手帳をお持ちの方で、大型ごみを屋外まで出すことが困難な方を対象とする「大型ごみサポート収集」(屋内からの持ち出し収集)を実施しています。

※家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)、パソコン、自動二輪車(原動機付き自転車を含む)は、家電リサイクル法等に基づきメーカー等により回収されるため、市では収集していません。

6. 有害ごみの収集

有害物質である水銀を含有する乾電池の処分が社会問題となり、本市でも昭和59年から有害ごみとして分別収集を開始し、現在では**乾電池・蛍光管・水銀体温計を有害ごみとして収集**しています。収集された有害ごみは、市川市クリーンセンターで一時的に保管した後、**一定量になった段階で専門処理業者に処理を委託**しています。

※ 現在、日本で製造されている乾電池には水銀は含まれていませんが、乾電池に使用されているマンガン等の再利用を図るため、継続して分別収集し、専門業者に処理を委託しています。

第4節 ごみ処理・処分・資源化

1. ごみの中間処理

(1) 市川市クリーンセンターの概要

市川市のごみ処理の方法は「焼却」が中心となっており、市川市クリーンセンターへ搬入された「燃やすごみ」は焼却処理が行われます。また、「燃やさないごみ」「大型ごみ」は、破碎処理により、鉄・アルミが選別・回収されます。

市川市クリーンセンターは、環境に配慮するための設備を備えた施設であると同時に、ごみを焼却した際に発生する熱を利用して発電しているサーマルリサイクル施設でもあります。

クリーンセンターの施設概要

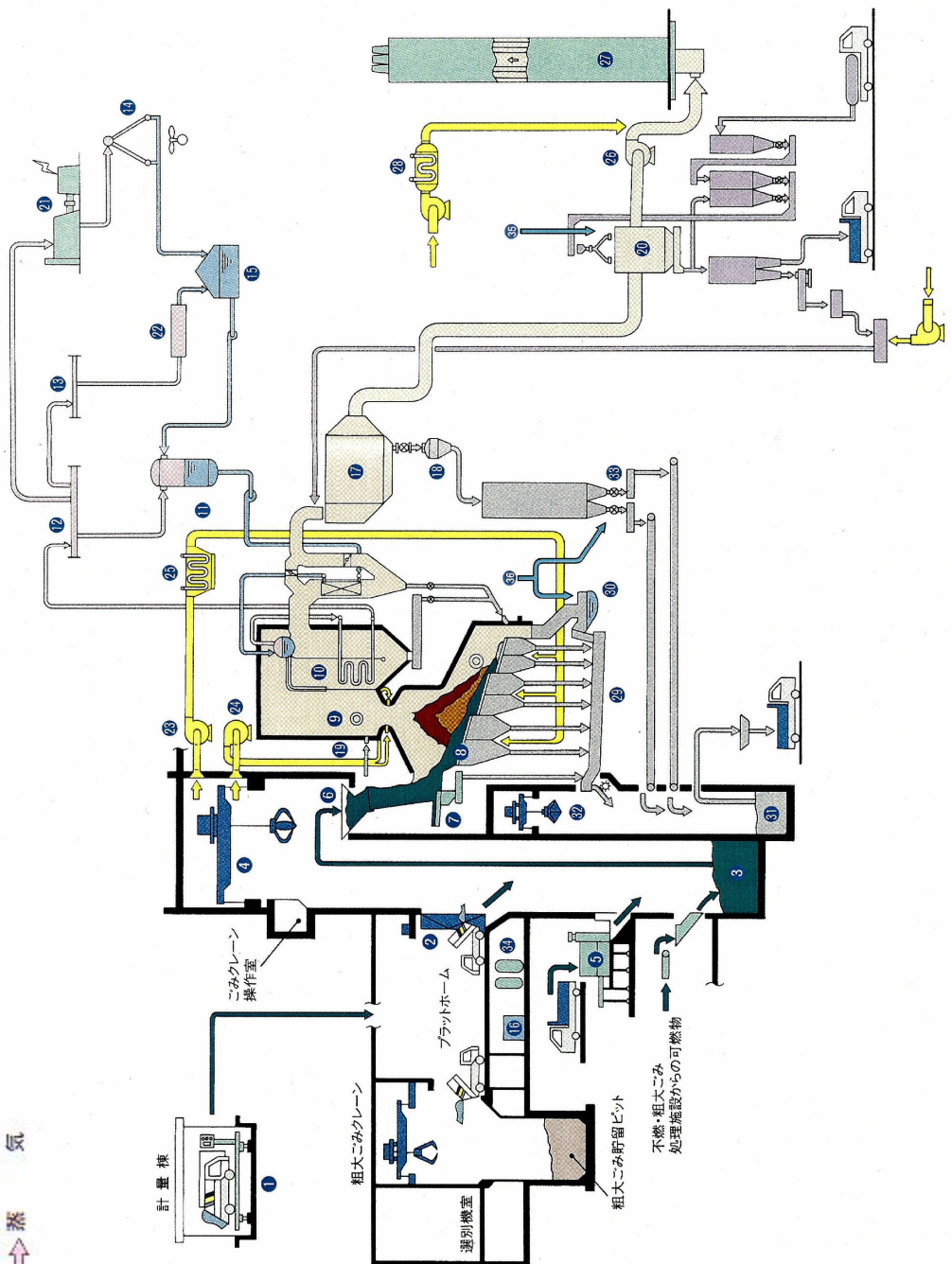
名 称	市川市クリーンセンター		
所 在 地	市川市田尻1003番地		
敷地面積	27,000m ²		
建築面積	9,849.71m ²		
施 設 名	焼却施設	破碎処理施設	小動物焼却施設
処理能力	600t/24h(200t/24h×3炉)	75t/5h	500kg/5h
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	衝撃剪断併用回転式(横型)	2次燃焼方式
発電設備	出力：7,000kW ・ 発電効率：12.7%		
竣工年月	平成6年3月		
設計施工	川崎重工業株式会社		
建 設 費	252億8,135万円		

クリーンセンターの公害対策施設

施設名	対策内容	稼動年月
排ガス高度処理施設	クリーンセンターから排出する排ガス中のダイオキシン類を減らすため	平成13年12月
灰固形化施設	クリーンセンターから排出する焼却灰のダイオキシン類対策及び、埋立処分の重金属溶出を防止するため	平成14年9月

クリーンセンター処理フロー

プラント系統図



施設概要

① ゴミ計量機 (ロードセル式 4 点支持式).....	3 基
② ゴミ投入扉 (油圧観音開き式、うち 1 基はダンピングボックス)	8 基
③ ゴミピット (4 日分、12,000m ³).....	1 基
④ ゴミクレーン (ポリッパケット式天井走行クレーン、17m ² /回)	2 基
⑤ 可燃性粗大ゴミ破砕機 (油圧剪断式、10t/5h).....	1 基
⑥ ゴミ投入ホッパ (鋼板製シュート形スウィング式ゲート付)	3 基
⑦ 給じん装置 (水平形往復動式).....	3 基
⑧ 焼却炉 (川崎・サン形揺動ストローカ、全水冷壁構造焼却炉、能力200t/24h)	3 基
⑨ 助燃バーナ (ロータリ式・灯油).....	6 基
⑩ ボイラ (自然循環式、最大蒸気発生量34.5t/h).....	3 基
⑪ 脱気器 (蒸気加圧スプレー式、容量85t/h).....	2 基
⑫ 高圧蒸気だめ.....	2 基
⑬ 低圧蒸気だめ.....	1 基
⑭ 低圧蒸気復水器 (強制空冷式).....	1 基
⑮ 復水タンク.....	2 基
⑯ 電気集じん器 (2床3塔式、能力10m ³ /h).....	1 基
⑰ 乾式平底型、最大処理ガス量69,400m ³ /h (乾式集じん器).....	3 基
⑱ 集じんダスト抽出装置.....	3 基
⑲ 脱硝装置 (炉内尿素水噴霧方式).....	3 式
⑳ 脱塩装置 (完全乾式)・バグフィルタ.....	3 基
㉑ 蒸気タービン (復水タービン、最大出力7,000kW).....	1 式
㉒ 余热利用設備 (給湯、冷暖房).....	3 基
㉓ 押込送風機.....	3 基
㉔ 炉温制御用送風機.....	3 基
㉕ 燃焼用空気予熱器 (蒸気式).....	3 基
㉖ 誘引通風機.....	3 基
㉗ 煙突 (外筒鉄筋コンクリート製、3筒集合鋼板製、90m)	1 基
㉘ 白煙低減用空気加熱器 (蒸気式).....	3 基
㉙ 灰出コンベヤ.....	3 基
㉚ 灰押出機.....	3 基
㉛ 灰ピット (1,000m ³).....	1 基
㉜ 灰クレーン (コラムシェルパケット式天井走行クレーン)	2 基
㉝ ダスト加温装置.....	1 式
㉞ 排水処理設備 (無機系排水処理装置・有機系排水処理装置)	1 式
㉟ 排ガス高度処理施設 (活性炭吸込装置).....	3 基
㊱ 灰固化施設 (薬利注入装置).....	5 基

(2) 市川市クリーンセンターのISO14001

地球環境の保全が大きな課題となっている状況の下、ごみ処理事業においても環境面に対して積極的な役割が求められています。

市川市クリーンセンターでは、環境マネジメントシステムを構築し、環境方針を定め、国際規格であるISO14001（※）の認証を取得（平成12年2月21日）しています。

平成21年2月には、審査登録機関によるISO14001の第3回更新審査を更新し、自主的かつ継続的に環境負荷を低減し、環境にやさしいクリーンセンターを目指しています。

環 境 方 針

地球環境保全が人類共通の課題であることから、私たちは、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければなりません。

市川市クリーンセンターは市民から排出されたごみを適正に処理するとともに、「環境にやさしい」ごみ処理システムを目指し、あらゆる環境に影響があるものの抑制を図っていきます。

1. ごみ処理に伴い発生する環境への負担を減らすため、環境マネジメントシステムの継続的な改善をおこないます。
2. ごみの焼却により発生する排ガスや排水による汚染を予防するとともに、得られる熱エネルギーの有効利用など資源のリサイクルに努めてまいります。
3. 環境に係わる法規制を順守するとともに、さらに厳しい自主基準値を定め、その達成を目指します。
4. 環境への負荷を減らすため、環境目的及び目標を定めて、その達成を図るとともに、その内容を定期的に見直します。
5. この環境方針を、全職員及び構成員並びに従業員に周知するとともに、一般に公表します。

※ISO14001とは、企業や自治体等の組織が、自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に減らしてゆくための経営のやり方・仕組みを定めた世界標準の規格です。

(3) ダイオキシン類等公害対策

① ダイオキシン類対策

市川市の燃やすごみの処理は、ごみの減容化及び腐敗しやすい生ごみ等を衛生的に処理する必要があることから焼却処理を行っています。

焼却処理を行うなかで、塩素を含むものを燃やすと、本来環境中には存在しない化学物質であるダイオキシン類（※1）が発生し、人体に対する強い毒性や発がん性等の影響が指摘されています。

そのため、国は平成12年にダイオキシン類による環境の汚染及びその除去等を目的とした「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定し、ダイオキシン類に関する施策の基本となる新たな基準（排ガス・排水・灰）や、必要な規制を定めています。

このような規制を受け市川市クリーンセンターでは、ごみ焼却施設から排出される排出ガス中のダイオキシン類を減らすため、平成13年12月に排ガス高度処理施設等を整備しました。

この高度処理施設は排出ガスに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着・除去する施設ですが、その特徴として、吸着させた使用済み活性炭を焼却炉に戻し高温で焼却処理することにより、ダイオキシン類をクリーンセンター外に出さないようにしているという点が挙げられます。

これらの対策の実施によって、クリーンセンターの排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果は、国の基準（ $1.0 \text{ ng-TEQ/m}^3 \text{N}$ ）（※2）を大幅に下回っています。

※1 ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナPCB）の総称。PCDD、PCDF、コプラナPCBには、それぞれ十数種類から百種類以上の仲間がありますが、その毒性の程度は異なります。

※2 ダイオキシン類の単位説明

単位	説明
ng（ナノグラム）	10億分の1を表す。
pg（ピコグラム）	1兆分の1を表す。
TEQ	毒性等量*。最も毒性の強いダイオキシンに換算したことを表す表示。
$\text{m}^3 \text{N}$ （ノルマル立方メートル）	温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した気体の体積を表す表示。

※毒性等量；ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、PCDDのうち最も強い毒性もつダイオキシン類（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として、他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算したものを係数（TEQ）として表します。（TEQ）の算出にあたっては、世界保健機構の毒性等価係数を用いています。

※国は、ダイオキシン類の耐容一日摂取量（ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量）を 4 pg-TEQ/kg/日 と設定。また、日本人が1日に摂取しているダイオキシン類の平均的な量は、合計で約 1.22 pg-TEQ/kg/日 と推定しています。この水準は、耐容一日摂取量を下回っており、健康に影響を与えるものではないとされています。（『日本人におけるダイオキシン類の蓄積量について』（2007年 環境省）より）

排出ガス中ダイオキシン排出量（単位：ng-TEQ/m³N）

年度	1号炉		2号炉		3号炉	
国の基準	1ng-TEQ/m3N以下					
平成16年度	7月20日	0.69	8月27日	0.022	7月21日	0.0019
	1月20日	0.0085	1月19日	0.015	1月13日	0.0052
平成17年度	8月 9日	0.0010	8月23日	0.0082	8月10日	0.0020
	1月26日	0.0087	1月27日	0.14	1月13日	0.028
平成18年度	7月28日	0.014	8月24日	0.010	8月25日	0.013
	1月26日	0.026	1月11日	0.012	1月12日	0.051
平成19年度	8月 1日	0.025	8月24日	0.028	8月22日	0.0064
	1月25日	0.013	1月10日	0.034	1月 9日	0.015
平成20年度	7月29日	0.0047	8月21日	0.018	7月30日	0.0024
	1月16日	0.0040	1月13日	0.0088	1月 6日	0.010

排出水中ダイオキシン類排出量（単位：pg-TEQ/ℓ）

年度	測定日	濃度
国の基準 (平成15年1月15日以降の基準)		10
平成16年度	7月20日	0.00007
	2月22日	0.00005
平成17年度	8月 9日	0.00011
	1月13日	0.000079
平成18年度	7月28日	0.00006
	1月11日	0.00004
平成19年度	8月 1日	0
	1月 9日	0.0018
平成20年度	7月29日	0.0002
	1月 6日	0.00039

② 焼却灰の対策

a) 重金属対策

燃やすごみを焼却処理すると灰になります。この焼却灰については、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」により、焼却灰等を埋立処分する場合の重金属（水銀等の有害な金属類）の溶出等について様々な規制が定められ、そのため施設整備の必要性が出てきました。

そこで市川市クリーンセンターでは、集じん灰や焼却灰に薬剤（キレート剤）を注入し、灰に含まれる重金属等（水銀等の有害な金属類）を不溶化することにより、灰埋立後の重金属類の溶出を防ぎ、環境負荷を低減させる灰固形化施設を整備しました（平成14年9月から稼動）。なお、稼動後は重金属類の千葉県指導基準値を下回っています。

b) ダイオキシン類対策

焼却灰のダイオキシン類については、焼却灰を薬剤処理することにより「ダイオキシン類対策特別措置法」による規制の除外規定に該当しています。

(4) その他適正処理対策

市内で発生するごみの内、破砕処理不適物（プロパンガス、中身が残っているカセット式ボンベ・スプレー缶等爆発・火災等の危険性のあるもの）については、収集・処理処分の過程で火災・爆発事故等を起こし、作業の安全性や収集車や焼却設備に甚大な損害を及ぼす可能性があるため、市では収集・処理処分を行うことができません。

そのためこれらのごみは、それらの製品の製造販売事業者の協力のもと、そうした事業者の責任で適正に処分してもらうために、販売店等に引き取ってもらうよう、ごみ分別ガイドブック等を通じ市民に周知を行っていますが、ルールを守らずに排出されることがあり、年間20～40件の事故が発生していました。

そこで、こうしたルールを無視して出される危険なごみによる事故を未然に防止し、破砕処理不適物の処理を安全かつ効率的に行うため、集積所や事業所から回収した燃やさないごみについては、市川市クリーンセンターの破砕ピットに直接搬入せず、クリーンセンター及び市内の民間処理施設において破砕処理不適物の除去をする作業を行っています。

この破砕不適物除去作業を実施した平成16年度以降は、爆発事故の件数は減少し、発生した事故についても小規模の火災・爆発にとどまっています。しかし、現在も年間20件弱の事故が発生しており、その事故への対応のための費用がかかっているのが現状です。

市では、今後もしもごみ分別ガイドブック等による市民への周知を通じて、破砕処理不適物の混入防止に努め、より安全で効率的な処理を行います。

クリーンセンターでの事故発生件数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
火災事故	16	18	21	14	14
爆発事故	7	6	8	2	4
計	23	24	29	16	18

(5) 熱回収・余熱利用

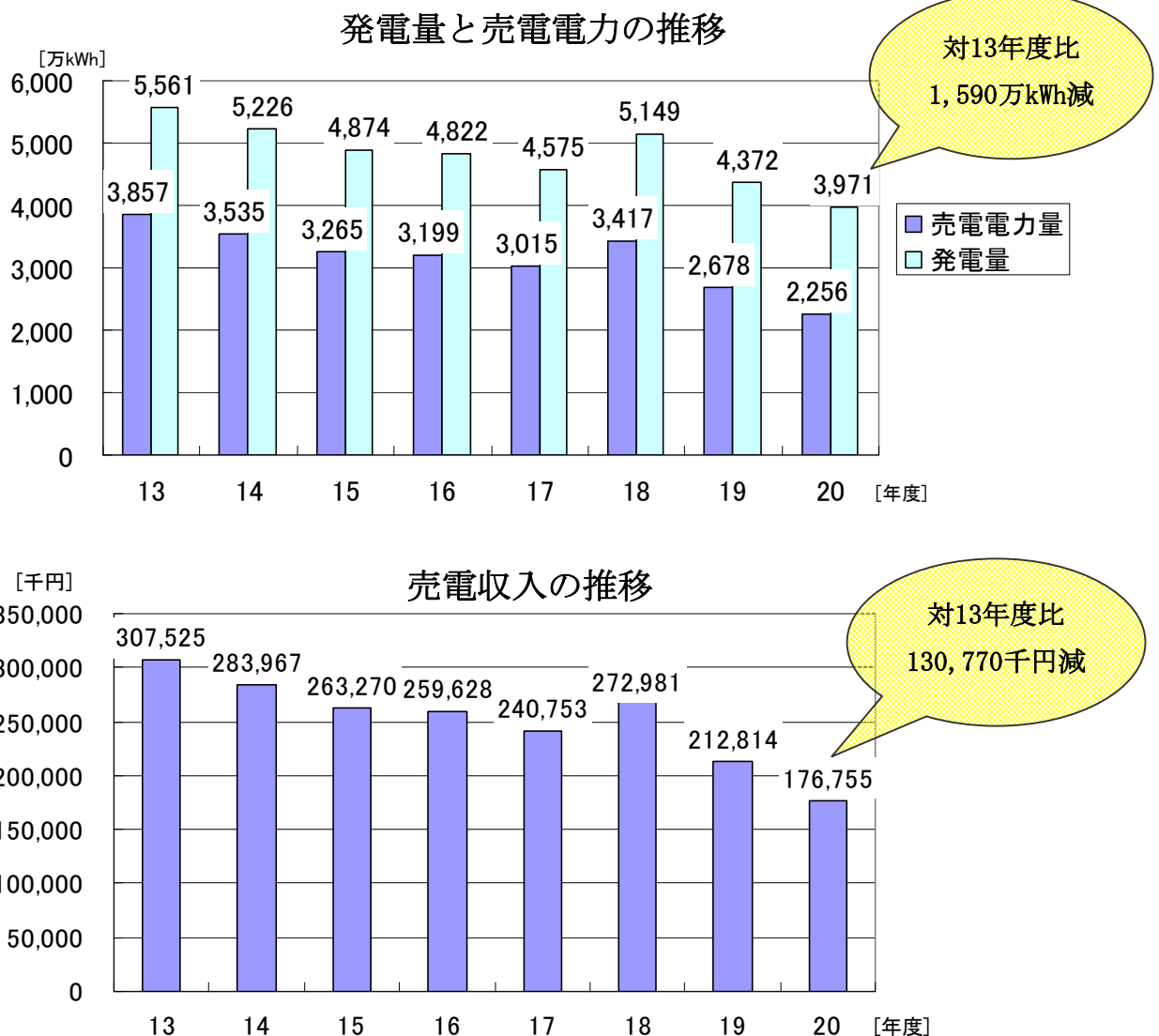
① 発電量と売電収入

市川市クリーンセンターは、ごみ焼却エネルギーを利用した発電施設でもあり、ごみの焼却によって発生する熱を回収し、その熱をボイラーで蒸気に変えて、センター及び余熱利用施設の暖房、給湯に利用している他、発生した蒸気をタービンに送って発電しています。発電した電気は、センター内の施設を動かす電力や隣接する余熱利用施設へ供給して利用している他、余剰電力は電力会社に売電しています。

発電量は、12分別収集の効果等によるごみ焼却量の減少に伴い減少傾向にあり、平成20年度は3,971万kWhとなりました。1世帯当たりの年間平均電力消費量を3,600kWh（電気事業連合会資料）として計算すると、20年度の発電量は約11,000世帯の年間消費量に相当します。

また、売電電力量及び売電収入については、平成19年度に余熱利用施設（クリーンスパ市川）がオープンし、電力の供給を開始した影響もあり、平成20年度は2,256万kWh、176,755千円（消費税を含む）へ減少しています。

ごみの焼却量の減少等に伴い発電量や売電収入は減少していますが、一方でごみの焼却に伴い発生する焼却灰の埋立量が減少したことによりごみ処理費用の削減が図られています。



※18年度は調定方法の変更により、13ヶ月分の数値を18年度の数値として記載しています。

② 余熱利用施設（クリーンスパ市川）

市川市クリーンセンターにおける熱回収によって得た電力と余熱を有効利用する施設として、クリーンスパ市川が平成19年9月にオープンしました。この施設は、健康増進施設として、プール、温浴施設、スポーツジムなどの三つの機能を併せ持っています。

施設の建設・運営については、PFI（Private Finance Initiative）方式により事業が実施されています。

PFI方式は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく制度で、公共施設の設計、建設、運営、維持管理に、民間の資金と経営能力・技術能力を活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図ろうとするものです。

余熱利用施設の概要

施設名称	クリーンスパ市川
所在地	市川市上妙典1554番地
敷地面積	6,461㎡
施設規模	4,611.96㎡（鉄骨造2階建て）
事業者	ベイスパ市川CC株式会社
施設内容	プールゾーン：25mプール8コース、多機能プール、子供プール 風呂ゾーン：各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備 休憩ゾーン：大広間、集会室、飲食施設 その他：スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティスペース等
供用開始	平成19年9月

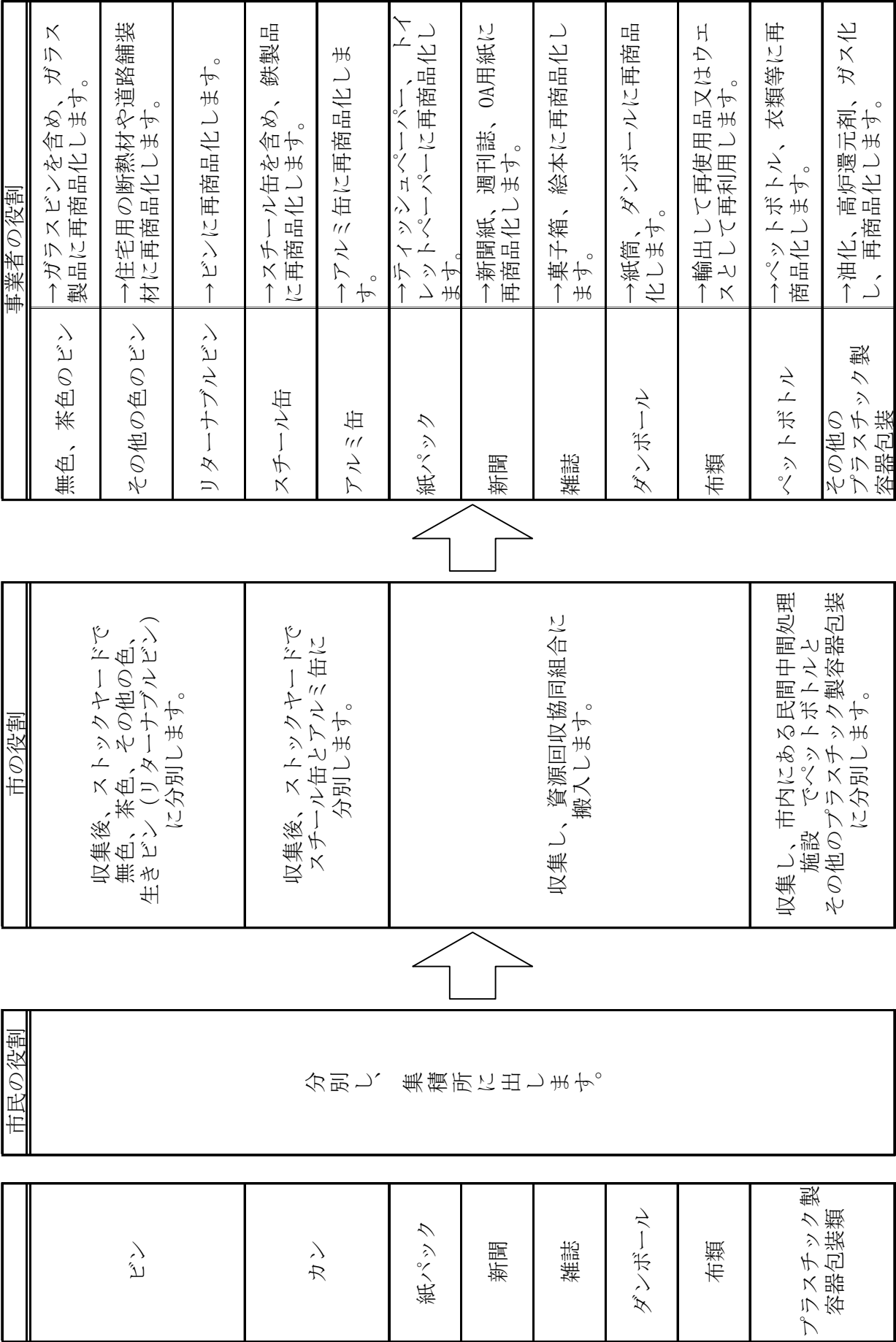
入場者数の推移

年 度	19年度 (H19年9月～)	20年度
入場者数	106,715人	224,824人



クリーンスパ市川

資源物の資源化の流れ（市民・事業者・市の役割）（平成20年度）



（１）ビン・カンの資源化

ごみ集積所から収集したビン、カンは、高谷川沿いストックヤード（市施設）に搬入し、ビンについては、生きビン（リターナルビン）と色別（無色・茶・黒・緑）に選別され、再資源化事業者に売却又は引渡しを行い、カンについては、スチール缶とアルミ缶とに選別・圧縮し、再資源化事業者に売却しています。

（２）紙類・布類の資源化

ごみ集積所等から収集した紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、市内の紙間屋（市川市資源回収協同組合）へ搬入し、有価物として売却しています。

（３）プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）の資源化

ごみ集積所等から収集したプラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）は、市内の民間処理施設に搬入され、ペットボトルとその他のプラスチック製容器包装とに分別し、異物や汚れのひどいものを選別・除去した上で、圧縮・梱包されます。

平成20年度においては、ペットボトルは再資源化事業者に売却し、その他のプラスチック製容器包装は容器包装リサイクル法に基づき（財）容器包装リサイクル協会に引渡し、再商品化しています。



プラスチック製容器包装類の選別作業



圧縮・梱包されたペットボトル

3. ごみの組成

(1) 燃やすごみの組成

ごみ集積所から収集した燃やすごみの組成分析結果平均値の経年変化は、以下の表のとおりです。

平成11年度の指定ごみ袋制導入以降、燃やすごみの中に混入された金属類等の不燃物の割合は概ね2%以下で推移しており、不燃物の分別排出は良好に推移しているといえます。

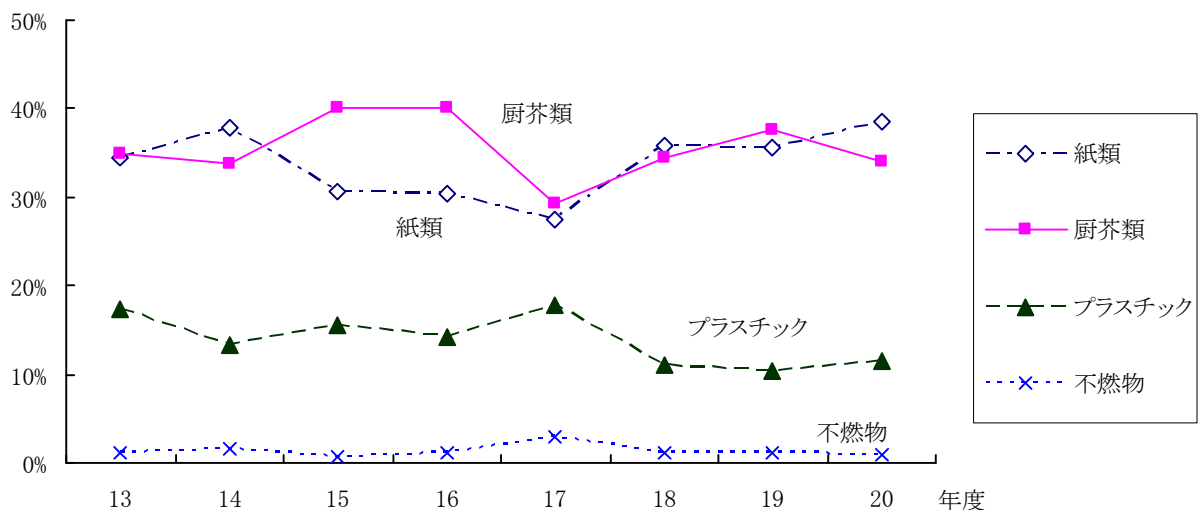
一方で、平成20年度においても、依然として紙類が38.6%、プラスチック類が11.5%を占め、これらの中にはまだ資源物として分別収集できるものが含まれていることから、12分別の徹底が求められます。

また、厨芥類が33.9%を占めており、今後、更なる燃やすごみの発生抑制・資源化を進める上で、対策が必要と考えられます。

燃やすごみの組成の推移（湿重量ベース）

年度		13	14	15	16	17	18	19	20
可燃物	紙類	34.5%	37.8%	30.7%	30.4%	27.5%	35.8%	35.5%	38.6%
	厨芥類	34.9%	33.7%	40.0%	40.2%	29.3%	34.5%	37.7%	33.9%
	繊維類	3.8%	2.6%	4.3%	3.8%	7.5%	6.9%	5.6%	5.3%
	草・木・竹	6.2%	6.0%	6.4%	7.4%	9.9%	6.1%	6.2%	6.8%
	ゴム・その他	2.1%	5.1%	2.4%	2.8%	5.1%	4.6%	3.5%	2.9%
	プラスチック	17.4%	13.2%	15.5%	14.2%	17.7%	11.0%	10.4%	11.5%
不燃物	金属類	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.4%
	ガラス	0.4%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.3%
	磁器・その他	0.2%	1.1%	0.3%	0.8%	2.6%	0.5%	0.5%	0.3%
可燃分比率		98.9%	98.4%	99.3%	98.8%	97.0%	98.9%	98.9%	99.0%
不燃分比率		1.1%	1.6%	0.7%	1.2%	3.0%	1.1%	1.1%	1.0%

注：組成割合は水分を含んだ搬入時の状態で測定している。



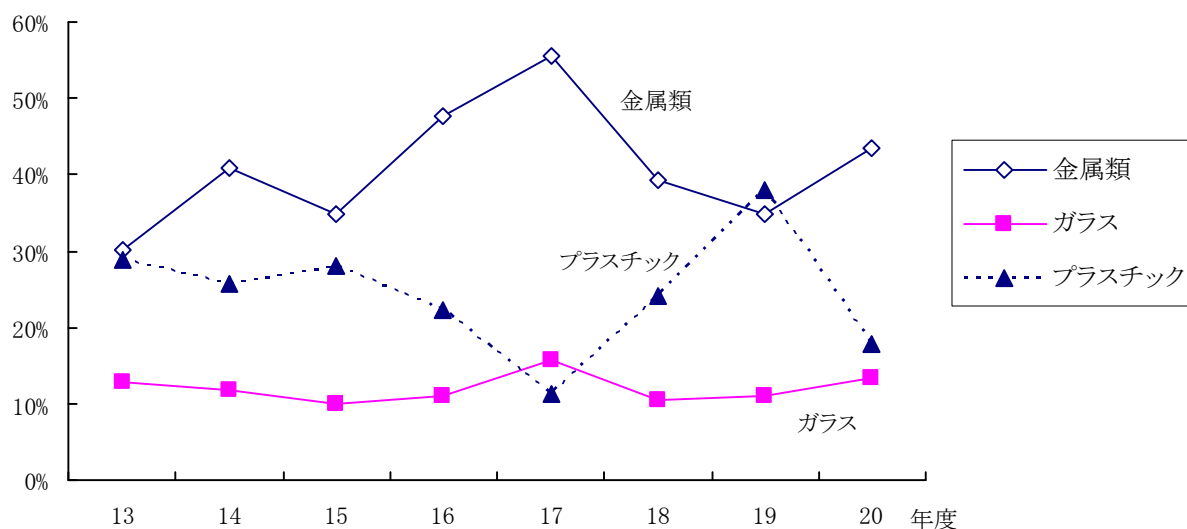
(2) 燃やさないごみの組成

ごみ集積所から収集した燃やさないごみの組成分析結果平均値の経年変化は、以下の表のとおりです。

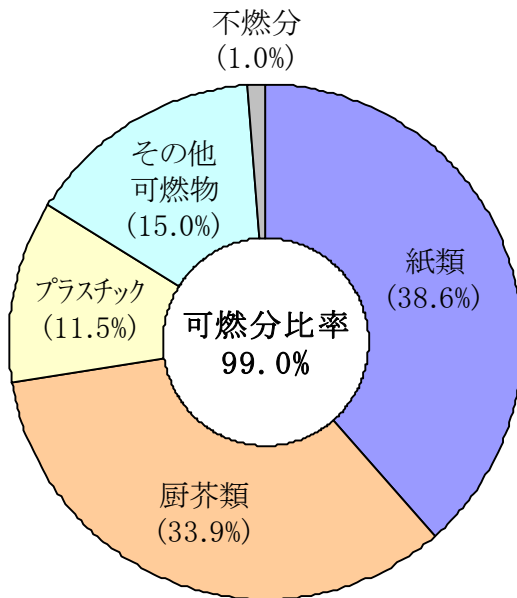
燃やさないごみには、小型の家電製品等のプラスチックの複合物があるため、物理組成ではプラスチックの割合が高くなっています。

燃やさないごみの組成の推移（湿重量ベース）

年度		13	14	15	16	17	18	19	20
不燃物	金属類	30.2%	40.8%	34.8%	47.6%	55.5%	39.2%	34.9%	43.4%
	ガラス	12.9%	11.8%	9.9%	11.1%	15.6%	10.5%	10.9%	13.4%
	陶磁器等	22.0%	17.7%	22.3%	15.9%	13.5%	17.1%	13.6%	21.0%
可燃物	プラスチック	28.7%	25.8%	28.1%	22.2%	11.2%	24.1%	38.0%	17.9%
	紙類	0.9%	1.4%	1.1%	0.9%	1.6%	2.2%	1.2%	0.7%
	その他	5.3%	2.5%	3.8%	2.3%	2.6%	6.9%	1.4%	3.6%
不燃分比率		65.1%	70.3%	67.0%	74.6%	84.6%	66.8%	59.4%	77.8%
可燃分比率		34.9%	29.7%	33.0%	25.4%	15.4%	33.2%	40.6%	22.2%

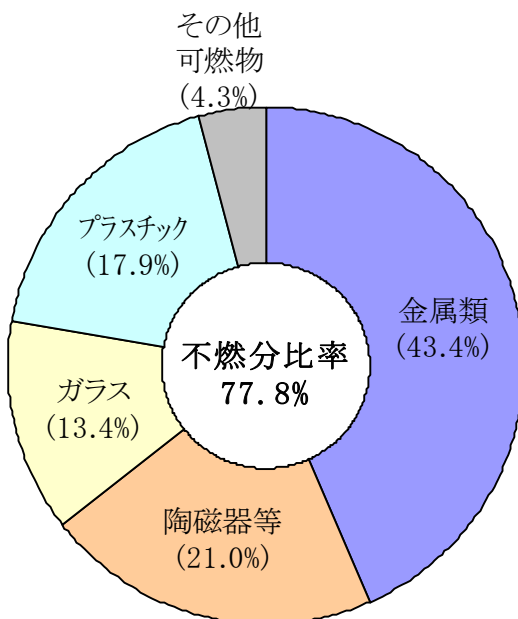


平成20年度 燃やすごみの組成 (湿重量ベース)



燃やすごみ (%)			
1	2	3	可燃分
紙類	厨芥	プラスチック	
38.6%	33.9%	11.5%	99.0%

平成20年度 燃やさないごみ組成 (湿重量ベース)



燃やさないごみ (%)			
1	3	4	不燃分
金属類	陶磁器等	ガラス	
43.4%	21.0%	13.4%	77.8%

4. ごみの最終処分

本市は、昭和21年に塵芥収集を開始した当初、ごみは市内の田・沼・原野等に直接埋立処分していました。昭和30年の柏井塵芥焼却場の竣工後は、燃えるごみは同焼却場で焼却処理、焼却灰と燃えないごみは埋立処分していました。

その後人口増加による都市化の進展に伴い市内での最終処分場の確保が困難となり、焼却灰及び破碎残渣を、昭和55年からは茨城県北茨城市にある民間最終処分場へ、平成元年からは千葉県銚子市にある民間最終処分場へ処分委託しています。また、平成16年からは銚子市にある民間最終処分場に加え、富津市にある民間最終処分場へ処分委託をしていましたが、18年度には、この民間最終処分場が千葉県からの改善勧告により搬入停止となったため、新たな処分場を確保する必要性が発生し、市は焼却灰及び破碎残渣については秋田県等にある民間最終処分場に処分委託しました。

このように本市は、ごみの自区域内処理の原則にもかかわらず、市外の民間最終処分場に埋立処分を依存しており、最終処分量の削減は最重要課題となっています。

この課題解決のため、本市は平成14年10月より「資源物とごみの12分別収集」を実施し、資源化の推進による最終処分量の削減に努めていますが、12分別収集実施後も最終処分量は大幅には減少しておらず、13年度と比べて20年度は18.6%の削減にとどまっています。

市は、今後もしごみの発生抑制や分別排出の徹底の啓発を継続するとともに、焼却灰の資源化など、最終処分量の削減に向けた新たな方策も検討していきます。

民間最終処分場の委託先の推移

最終処分場 所在地	期間（年度）
北茨城市	S55年度——S63年度
銚子市	S63年度————→
富津市	H16年度——H18年度
秋田県	H18年度————→
その他	H18年度

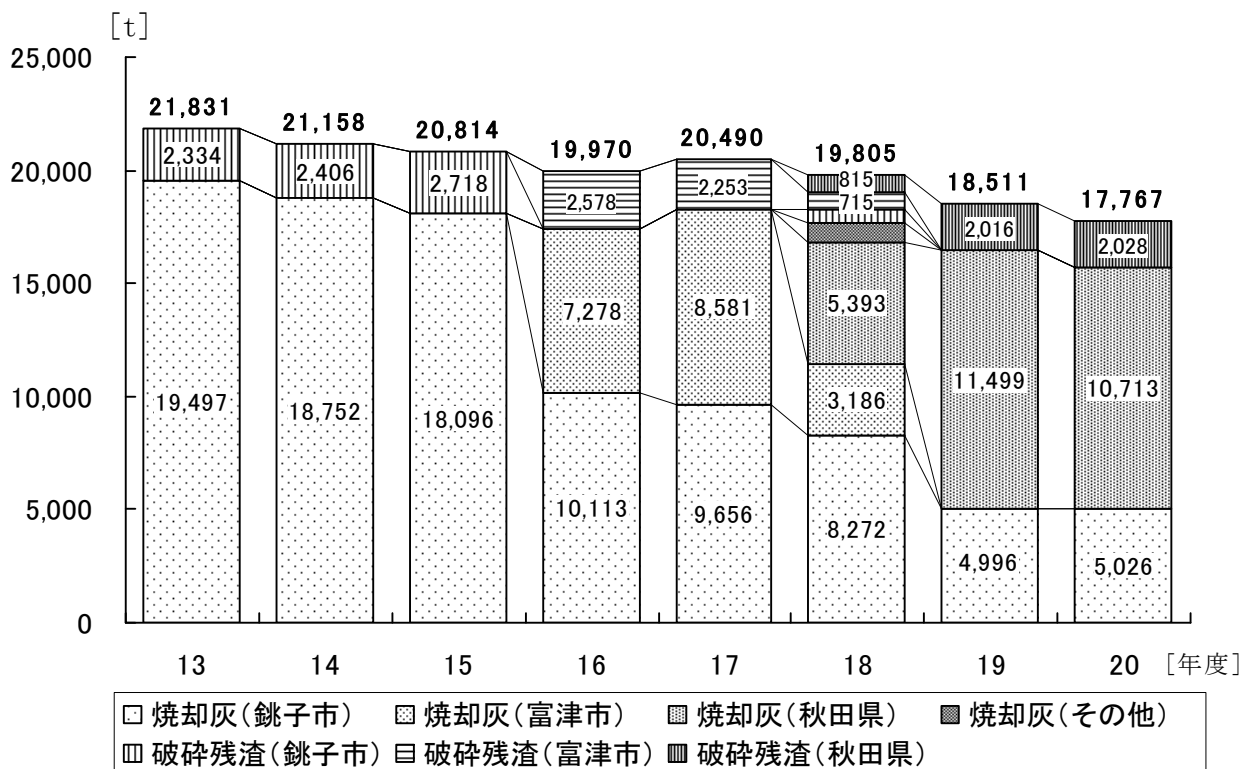
最終処分量（埋立量）の推移

単位：t

年 度		15	16	17	18	19	20
焼却灰	銚子市	18,096	10,113	9,656	8,272	4,996	5,026
	富津市	—	7,278	8,581	3,186	—	—
	秋田県	—	—	—	5,393	11,499	10,713
	その他	—	—	—	799	—	—
	焼却灰計	18,096	17,392	18,237	17,649	16,495	15,739
破碎残渣	銚子市	2,718	—	—	626	—	—
	富津市	—	2,578	2,253	715	—	—
	秋田県	—	—	—	815	2,016	2,028
	破碎残渣計	2,718	2,578	2,253	2,156	2,016	2,028
年間埋立量合計		20,814	19,970	20,490	19,805	18,511	17,767

※埋立量は、各委託先への埋立委託量を1トン未満四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

最終処分量（埋立量）の推移グラフ



第5節 事業系一般廃棄物対策

1. 事業系一般廃棄物の適正処理

事業活動に伴って排出される事業系ごみ（事業系一般廃棄物）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条及び「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」第4条において、事業者の責務として「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。

＜市川市廃棄物資源化及び適正処理に関する条例＞

（事業者の責務）

- 第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の発生及び排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用を図ること等により、廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し市が実施する施策に協力しなければならない。

本市においては、事業者が適正な処理を行うためには、事業系一般廃棄物を自ら市のクリーンセンターへ搬入するか、又は市が許可した民間の収集運搬業者に処理を委託しなければなりません。一部の実業家は、その責務を果たさず、家庭用ごみ集積所に排出する事業者（未適正処理事業者）が見られます。

そこで、事業者の適正処理を徹底させるため、これら未適正処理事業者に対し個別訪問指導を実施するとともに、啓発パンフレットの送付や広報掲載等、文書による指導・啓発を実施し、適正処理への移行を促しています。また、適正処理済シールの配布等、適正処理に向けた様々な対策にも取り組んでいます。

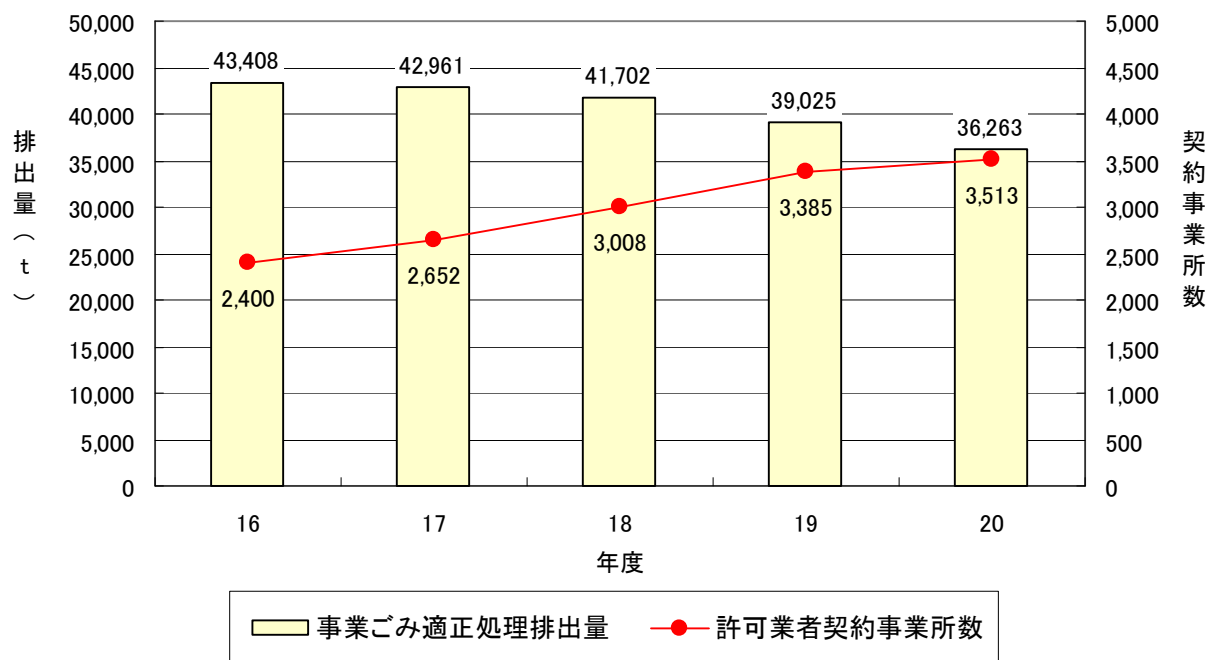
(1) 適正処理状況

平成20年度末の適正処理事業所数は、市内約12,500事業所(※1)のうちの約39%にあたる約4,900事業所(※2)(平成19年度末約4,500事業所)となっていますが、排出量でみると、事業系ごみ全体の推定総排出量52,907tのうち、約69%にあたる36,263tの事業系ごみが適正に処理されています。

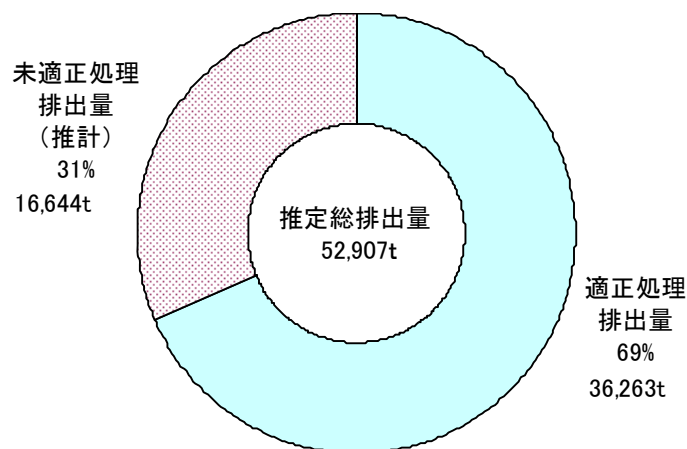
※1 平成18年度NTTデータに基づく

※2 許可業者に処理を委託している事業所4,387(契約事業所数3,513及び契約事業所内のテナント874)＋自己搬入事業所約500

事業系ごみ適正処理排出量・適正処理契約事業所数の推移



平成20年度 事業系ごみ適正処理状況



(2) 適正処理推進のための取組内容

① 個別指導

適正処理に対する理解を求めするため、未適正処理事業者と直接面談し適正処理に関する説明や啓発パンフレットの配布を行っています。特に、事業所が集中する主要駅周辺を重点的に行っています。また、家庭ごみ集積所に影響を与えている事業所に対しても、随時個別訪問指導を実施し適正処理の徹底に努めています。

平成20年度 主要駅周辺事業所指導実施状況

指導地区	指導事業所数
総武線本八幡駅周辺	685事業所
総武線市川駅周辺	666事業所
武蔵野線市川大野駅周辺及び南大野地区	216事業所
平田・南八幡・大和田地区	81事業所
鬼越の一部	38事業所
北方の一部	62事業所
計	1,748事業所

② 啓発パンフレットの送付

啓発・指導を目的として、啓発パンフレットを未実施事業所に対して年2回送付しています。

- ・第1回目 平成20年 8月 発送数 6,974事業所
- ・第2回目 平成21年 3月 発送数 6,572事業所 計13,546事業所

③ 適正処理済シールの配布

適正処理事業所としての自覚と事業所のイメージアップを図ることを目的に、適正処理を実施している事業所に対し、店頭表示用のシールを配布しています。

[配布枚数] 3,356枚（平成21年3月末現在）



適正処理済シール

④ 広報活動

事業系一般廃棄物の適正処理についてご理解とご協力をいただくため、「広報いちかわ」に記事を掲載しています。また、市のホームページに、事業者の方向けに適正処理の内容や市内許可業者の一覧表等を掲載しています。

⑤ 紙類別おろし事業

平成18年度より、紙類別おろし事業として、これまで可燃ごみとして焼却していた事業系のダンボール・新聞紙・雑誌類等を、クリーンセンターのごみピットに投入せずに、ストックヤード内に確保した別おろし場へ搬入し、資源化するよう許可業者の協力も得て実施しています。

紙類別おろし量

品 目	18年度	19年度	20年度
ダンボール	2,710 kg	8,810 kg	3,050kg
新 聞	300 kg	670 kg	500kg
雑 誌	310 kg	1,760 kg	1,980kg
計	3,320 kg	11,240 kg	5,530kg

(3) 一般廃棄物処理業者（許可業者）の指導・監督

本市では、市が許可している一般廃棄物処理業者（許可業者）に対し、法令及び市の定める処理計画に則った適正な処理を確保するための指導及び監督を行っています。

① 搬入物検査・立入検査

クリーンセンターが設けている搬入基準に照らし、許可業者が事業系一般廃棄物として搬入する内容物について調査を実施しています。また、法令に基づき、許可業者の事業場に立ち入って、帳簿の保存・管理その他事業活動における法令遵守の状況に関する調査を行っています。これらの検査により違法ないし不適正な点が判明すれば、相応の処分ないし改善を求める指導を行っています。

② その他研修会など

上記検査のほか、許可業者を対象とする、法令及び市の処理計画に関する理解を深めるための研修会を実施しています。また届出、報告などの場においても、処理作業中における従業員の安全確保並びに市民の生活環境への配慮などを含め、市内における事業系一般廃棄物の円滑かつ適正な処理に資するための指導を随時行っています。

(4) ごみ処理手数料

事業系一般廃棄物を市川市クリーンセンターに搬入した場合、**10kgにつき189円（消費税相当額を含む）の処理手数料**が必要となります。

※ごみ処理手数料は、家庭ごみを排出者自ら搬入した場合も同額

2. 事業用建築物に関する適正処理への取り組み

(1) 事業用途建築物の建築における事業系一般廃棄物集積場設置等の指導

市内でワンルーム形式共同住宅・中高層建築物の建築及び宅地開発事業のうち事業用途の建築物を建築する場合において、事業系一般廃棄物の集積場の設置及び使用等に関する必要な事項につき基準を定め、事前協議による指導を行っています。完成後に店舗・事務所等から排出される事業系一般廃棄物の適正処理を確保し、もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、清潔で快適な住みよい街づくりに寄与することを目的とするものです。

(2) 事業用大規模建築物における廃棄物減量・資源化

事業用大規模建築物（平成20年度末現在：76事業所）の所有者又は占有者は、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第16条により、廃棄物管理責任者の選任及び廃棄物の減量・資源化・適正処理計画書の作成が義務付けられています。また、本市では必要に応じて立入検査等を実施することにより、適正処理の確認をするとともに、減量・資源化の取り組みの助言・啓発を行っています。

事業用大規模建築物を所有又は占有している事業者による 廃棄物減量・資源化への取り組み状況の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業所数		80事業所	78事業所	76事業所(※1)	76事業所
排出量	可燃ごみ	9,211.6 t	8,016.1 t	7,490.9 t	7,231.9 t
	不燃ごみ	298.8 t	308.1 t	449.9 t	345.3 t
	資源化物	7,560.0 t	8,174.1 t	8,068.1 t	7,463.2 t
	総排出量	17,070.4 t	16,498.3 t	16,009.0 t	15,040.4 t
資源化率(※2)		44.3%	49.5%	50.4%	49.6%

※1 78事業所のうち、改装工事中の2事業所を除いたもの

※2 資源化率＝資源化物／総排出量

<事業用大規模建築物>

条例第16条第1項に規定する規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (2) 前号に定めるもののほか、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3,000平方メートル以上の建築物
 - ア 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
 - イ 店舗又は事務所
 - ウ 旅館又はホテル

第6節 不法投棄の防止

市内の不法投棄は、山林、原野や海岸への投棄とともに、ごみ集積所周辺等の市街地などにも投棄されることが多い状況にあります。

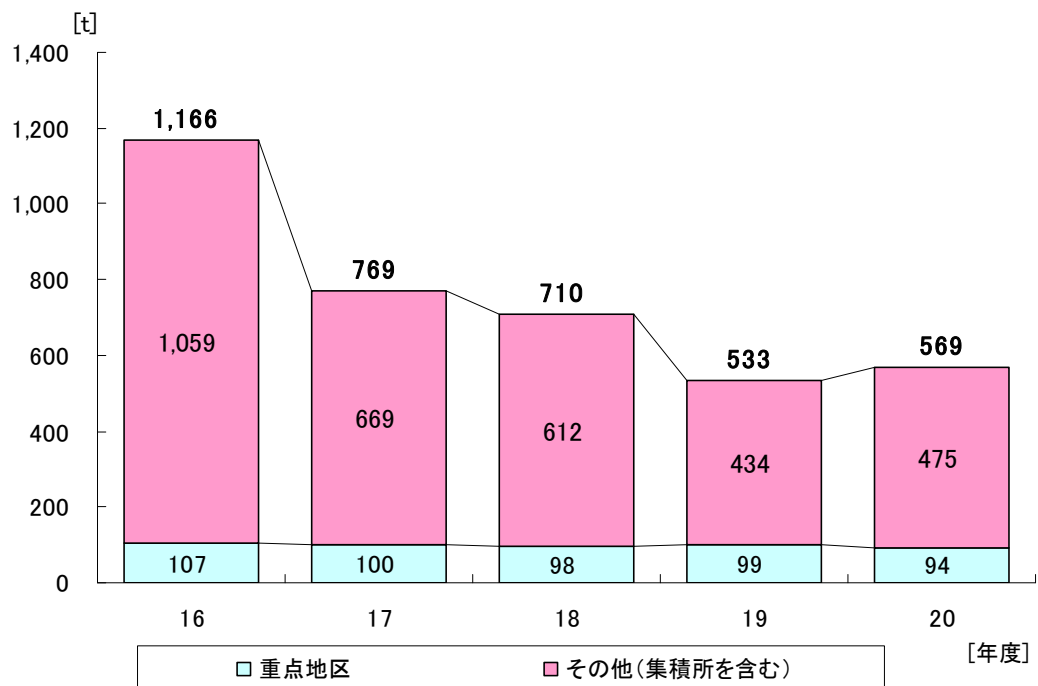
本市では、投棄されやすい場所への防止看板や監視カメラの設置、深夜を含めたパトロール等を実施して不法投棄の防止に努めています。また、個人所有又は占有の土地に投棄された場合は、市条例により所有者・占有者等の責任により不法投棄されたごみを処分することになっていることから、土地所有者又は占有者等（特に空地など）への不法投棄防止策の指導を行っています。

近年の傾向として、ごみ集積所など、街中の身近な場所への投棄が目立つことから、地域で活躍するじゅんかんパートナー（28ページ参照）との連携により不法投棄の抑止を図っています。

不法投棄処理状況の推移

年度	重点地区		その他（集積所含む）		合計	
	回数（件）	処理量（t）	回数（件）	処理量（t）	回数（件）	処理量（t）
16年度	311	107	3,116	1,059	3,427	1,166
17年度	389	100	2,427	669	2,816	769
18年度	395	98	2,030	612	2,425	710
19年度	449	99	1,698	434	2,147	533
20年度	394	94	1,803	475	2,197	569

不法投棄処理状況（処理量）の推移



第7節 動物（犬・猫等）の死体処理

動物の死体は廃棄物処理法第2条によって「一般廃棄物」と分類されています（畜産農業に係るものを除く）が、本市では家族の一員として生活を共にしてきたペット（愛がん動物等の小動物）が亡くなった場合、専用保冷車で引き取り、**動物専用火葬施設にて火葬し、市営霊園脇の犬猫慰霊碑に納骨しています。**

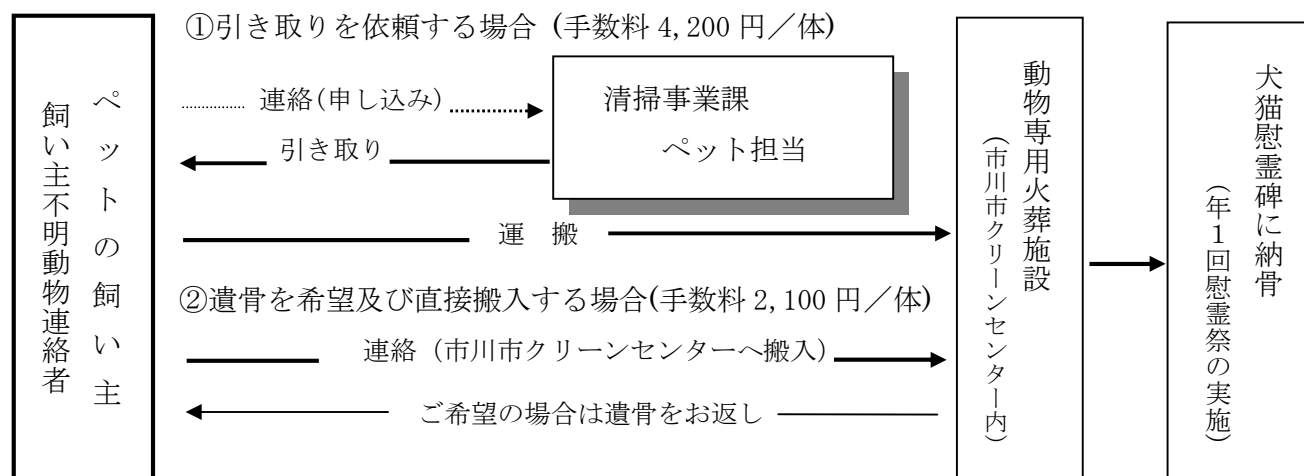
また、動物専用火葬施設（市川市クリーンセンター内）に直接持ち込まれた場合で希望の方には火葬後の遺骨を渡しています。

不幸にして事故等に遭い死亡した飼い主不明の小動物に対しても同様の処理を施し、死亡した小動物に安らぎの場を提供するとともに、地域の生活環境保全に寄与しています。

また、毎年10月の第1日曜日には、市川市獣医師会により開催される慰霊祭を支援しています。

処理手数料については、ペットを引き取りに伺った場合は、一体につき4,200円、動物火葬施設まで持ち込まれた場合は、一体につき2,100円となっています。

動物死体処理のフロー



※飼い主不明動物の処理手数料はかかりません。

動物死体処理状況

（単位：体）

年度	飼い主依頼分（有料）			飼い主不明分（無料）			合計		
	犬	猫等	小計	犬	猫等	小計	犬	猫等	計
15	755	994	1,749	31	2,382	2,413	786	3,376	4,162
16	750	872	1,622	26	2,252	2,278	776	3,124	3,900
17	734	869	1,603	32	2,392	2,424	766	3,261	4,027
18	694	893	1,587	13	2,258	2,271	707	3,151	3,858
19	689	851	1,540	19	2,255	2,274	708	3,106	3,814
20	708	849	1,557	17	2,238	2,255	725	3,087	3,812

第Ⅱ部 平成20年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第3章 生活排水処理事業

第1節	生活排水処理事業の推移	75
第2節	生活排水処理事業の概要	76
第3節	し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬	78
1.	し尿収集運搬	78
2.	浄化槽汚泥収集運搬	78
第4節	し尿・浄化槽汚泥の処理・処分	79
1.	市川市衛生処理場の施設概要	79
2.	処理方法	79
第5節	浄化槽の設置・管理	81
1.	浄化槽の清掃	81
2.	合併処理浄化槽への転換促進	82

第3章 生活排水処理事業

第1節 生活排水処理事業の推移

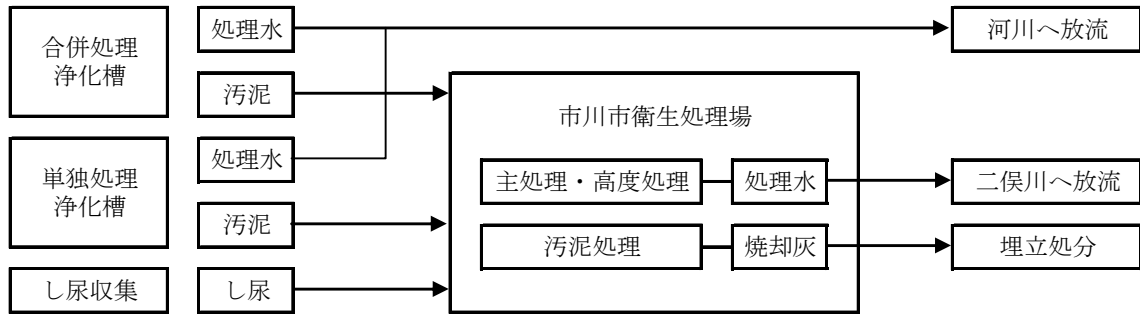
生活排水処理のうち、し尿処理は一般的に①下水道への接続による処理、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理の3通りに大別されます。このうち、都市におけるし尿処理の方法として最も理想とされているのは下水道による処理ですが、下水道整備には膨大な経費と長い年月が必要となることから、現在本市の下水道未整備地域においては、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理が行われています。

- 昭和29年 ・ 16社の許可業者により、し尿収集運搬を開始。（7月）
- 昭和41年 ・ 旧市川市衛生処理場の供用開始。（処理能力200kℓ／日）（4月）
- 昭和42年 ・ し尿収集業者を企業合同させ、協同組合を設け（40.11市川清掃事業協同組合、42.9協同組合市川興運）、し尿収集を2業者に委託（11月）
- 昭和45年 ・ 清掃法改正により、浄化槽清掃業の許可制開始。
- 昭和50年 ・ 市民サービスの向上、収集の効率化、近代化を図るため、財団法人市川市清掃公社を設立。同公社へのし尿収集運搬業務委託を開始。（6月）
- 昭和52年 ・ 下水道処理区域内での水洗化世帯とし尿収集世帯のサービス面における格差を是正するため、し尿収集運搬手数料の無料化を実施。（4月）
- 昭和57年 ・ 浄化槽汚泥処理手数料の有料化を実施。（5月）
- 昭和63年 ・ 「市川市一般廃棄物処理基本計画－生活排水処理編」を策定。（10月）
- 平成5年 ・ 市川市が「生活排水対策重点地域」に指定されたことから、「市川市生活排水対策推進計画」（一次計画）を策定。（3月）
・ 台所等から発生する生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽の普及促進を図り河川の汚染を防ぐため、合併処理浄化槽の設置補助金制度を開始。（4月）
- 平成6年 ・ 「市川市一般廃棄物処理基本計画－生活排水処理編」を策定。（10月）
- 平成8年 ・ 下水道及び浄化槽の普及に伴う水洗化の普及進展や水洗化世帯との負担公平の観点から、し尿収集運搬手数料の有料化を実施。（10月）
- 平成12年 ・ 市川市衛生処理場の供用開始。（処理能力242kℓ／日）（4月）
- 平成13年 ・ 浄化槽関連事務を水と緑の部河川・下水道管理課へ事務移管。
・ 浄化槽法一部改正により、単独処理浄化槽の新設が原則禁止に。（4月）
- 平成14年 ・ 「市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）－生活排水処理編」を策定。（3月）
- 平成15年 ・ 「市川市生活排水対策推進計画」（二次計画）を策定（3月）
- 平成16年 ・ 合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象に、単独処理浄化槽からの転換を補助対象とした。（4月）
- 平成20年 ・ 合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象を高度処理型（窒素又はリン除去）合併処理浄化槽のみとした。

第2節 生活排水処理事業の概要

本市の生活排水処理事業のうち、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、以下の流れで実施されています。

し尿・浄化槽汚泥の処理の流れ



※ 浄化槽に関する用語の使い方について

平成12年の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除され、合併処理浄化槽のみが浄化槽と定義されましたが、本計画では、従来から一般的に使用されている「合併処理浄化槽」と「単独浄化槽」という用語を使用し、それらの総称を「浄化槽」として表記します。

「合併処理浄化槽」：し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽

「単独処理浄化槽」：し尿のみを処理し、生活雑排水は処理しない浄化槽

法改正により、原則として新設が禁止されているが、既存の単独処理浄化槽の維持管理については、「みなし浄化槽」として法の規定が適用される。

処理形態別人口等の推移

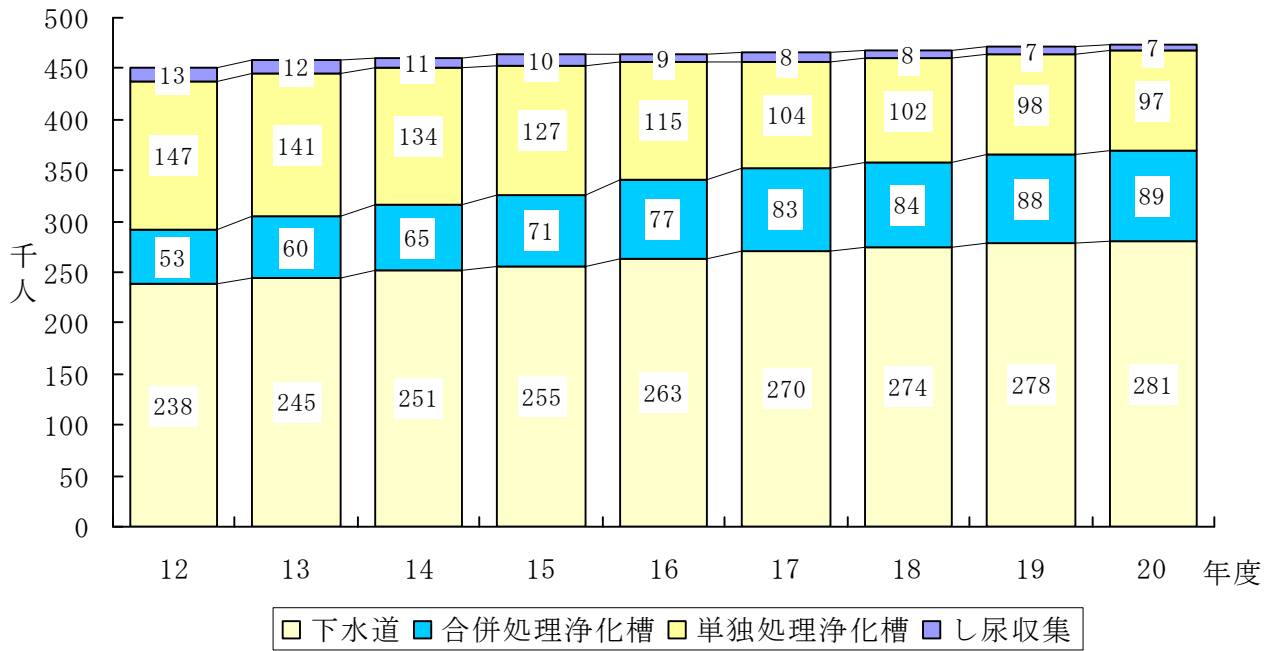
年度	下水道		浄化槽			し尿収集		処理量 (kℓ)		
	人口	世帯	人口		世帯	人口	世帯	浄化槽汚泥	汲取りし尿	計
			単独	合併						
14	251,230	109,550	133,613	65,360	89,273	10,535	4,460	68,692	8,672	77,364
15	255,290	118,308	127,471	70,837	83,062	9,672	4,175	68,222	8,183	76,405
16	262,900	122,200	115,290	77,415	81,905	8,977	3,942	66,870	7,581	74,451
17	270,100	130,330	104,126	82,850	74,547	8,420	3,745	64,668	6,961	71,629
18	273,800	133,200	102,140	83,921	74,750	7,819	3,528	63,472	6,350	69,822
19	277,800	134,200	98,443	87,514	77,512	7,347	3,338	63,773	5,864	69,637
20	280,790	138,460	97,461	89,255	76,402	6,807	3,138	63,604	5,733	69,337

※ 人口は各年度末の3月31日現在

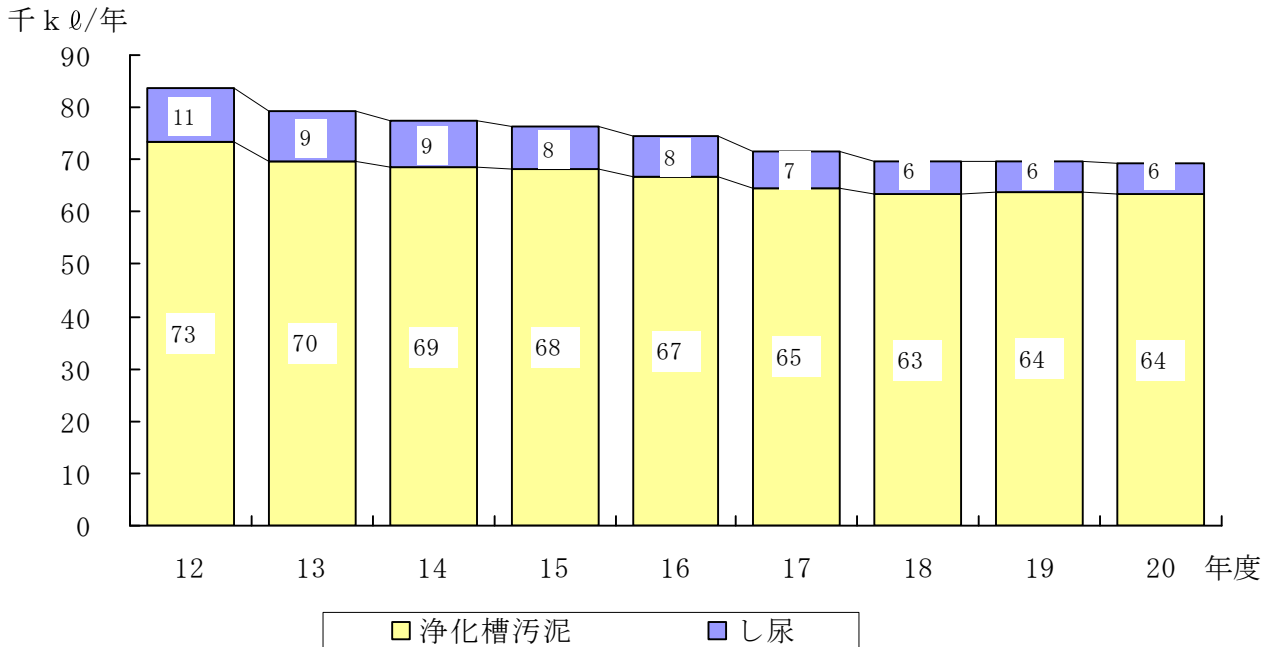
※ し尿収集の処理量は、仮設トイレからの収集分を含む。

※ 浄化槽の世帯数、浄化槽汚泥処理量は、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の合計値。

処理形態別人口の推移



し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



第3節 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

1. し尿収集運搬

し尿の収集運搬は、市民サービスと作業能率の一元化を図るため、財団法人市川市清掃公社に業務を委託しています。

※工事現場等の仮設トイレから排出されるし尿は、排出者（設置者）がし尿収集運搬許可業者である同公社に委託して収集運搬を行います。

（財）市川市清掃公社の概要

名 称	財 団 法 人 市 川 市 清 掃 公 社
所 在 地	市 川 市 二 俣 新 町 13 番 1
設立年月日	昭 和 50 年 6 月 1 日
資 本 金	3,000 万 円（市川市全額出資）
設立目的	廃棄物の清掃事業の実施及びリサイクルの促進に関する事業を行うことにより、市川市における生活環境の保全及び資源の有効活用に寄与する。
事業内容	1. 一般廃棄物の収集及び運搬 2. 浄化槽の保安点検及び清掃 3. 市川市の委託を受けて行う市川市が設置する公園の清掃その他の維持管理 4. 市川市の委託を受けて行う市川市が屋外広告物法に基づいて実施する屋外広告物の撤去に係る清掃 5. 市川市の委託を受けて行う市川市が設置する家具、運動用具等のリサイクル施設の管理運営 6. 生ごみ等を原料とした堆肥の製造及び販売 7. 市川市の委託を受けて行う市川市が設置する一般廃棄物処理施設の管理運営及び付随する業務 8. その他前各号の事業を達成するために必要な事業
職 員 数	79名（うち正規職員39名）

（平成21年4月1日現在）

2. 浄化槽汚泥収集運搬

浄化槽汚泥とは、浄化槽内の清掃時に引き出される汚泥のことをいい、その収集運搬は、市長が許可した浄化槽汚泥収集運搬許可業者（8社）が行っています。

第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理・処分

し尿及び浄化槽汚泥は、膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用している**市川市衛生処理場**で全量処理しています。

1. 市川市衛生処理場の施設概要

衛生処理場の施設概要

名 称	市川市衛生処理場
所 在 地	市川市二俣新町15番地
処理方式	主 処 理：膜分離高負荷脱窒素処理方式 高度処理：凝集膜分離＋活性炭吸着 汚泥処理：汚泥脱水機（遠心分離式）＋焼却炉（流動床式）
処理能力	242kℓ /日
竣工年月	平成12年3月

2. 処理方法

市川市衛生処理場では、膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用しています。まず、固形物を除いた汚水（原水）を直接無希釈で生物処理し、有機物と富栄養化（※）の原因物質の一つである窒素を除去します。

その後、ほとんどの細菌類も通過できないほどの微細な膜でろ過し、さらに凝集剤を加えることにより、もう一つの富栄養化の原因物質であるリンを凝集膜分離処理で除去します。

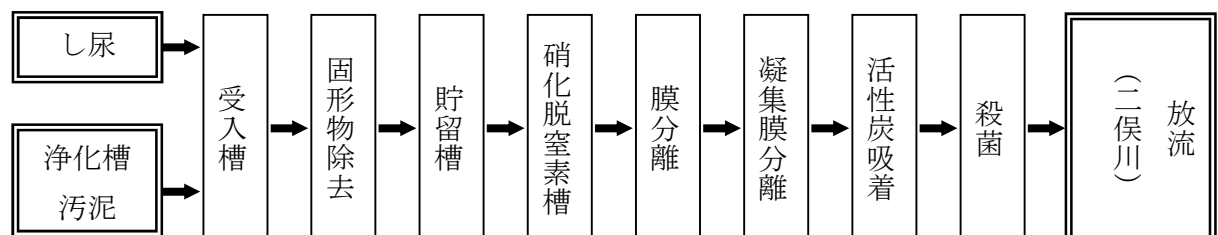
最後に、溶解性の微量な汚濁物は、活性炭により吸着処理し、殺菌して放流するという、最大限環境への負荷低減を考慮した施設となっており、二俣川に放流している処理水については、水質汚濁防止法等による基準を下回っています。

また、前処理で除去した固形物及び余剰汚泥等の処理残さは、施設内で同時に焼却処理し、その焼却灰は、市外の民間の最終処分場で埋立処分しています。

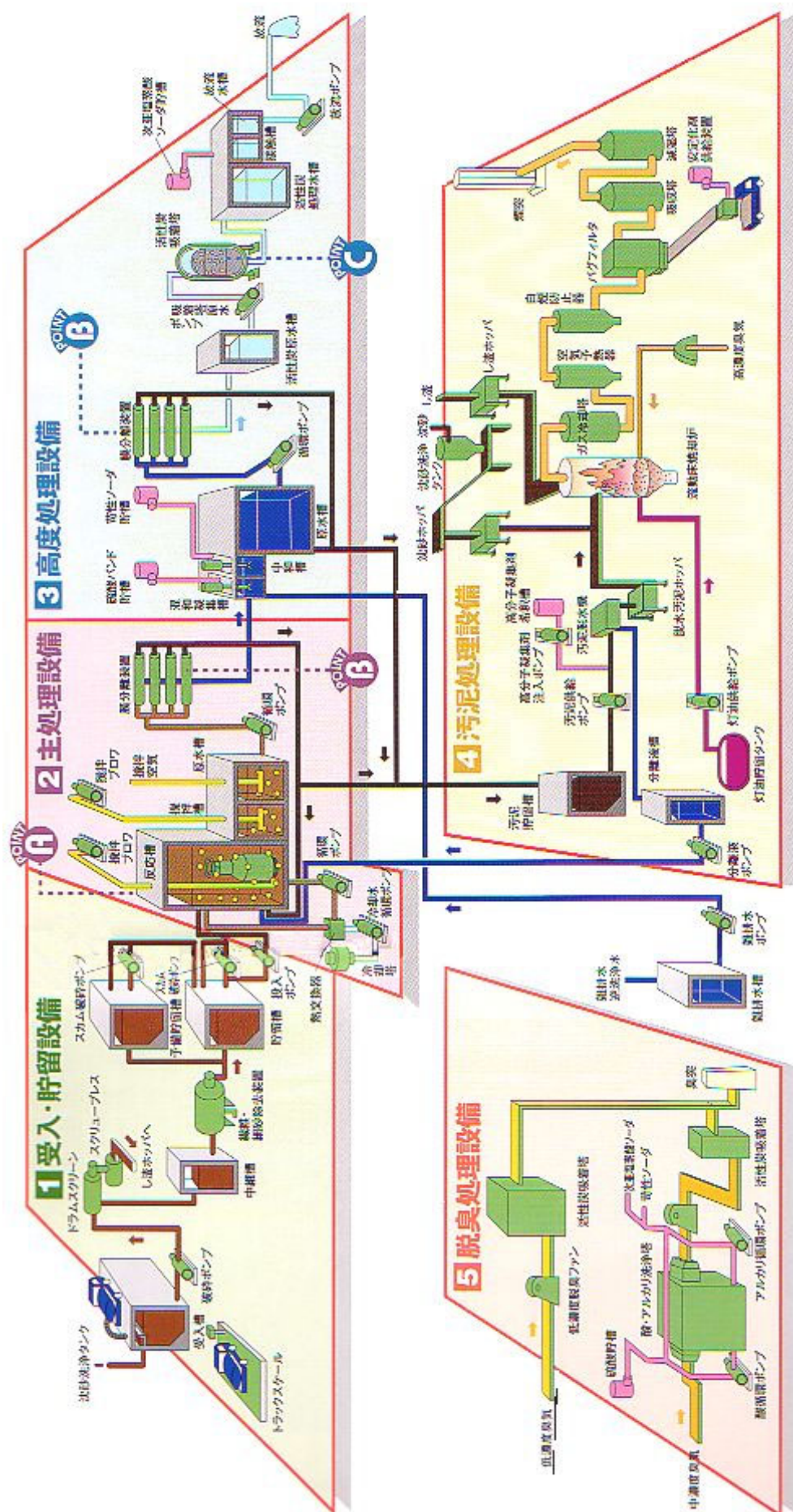
※富栄養化：生物が生きていく上で必要な栄養塩類が限度を超えて濃くなること。

富栄養化が進行すると藻類等が異常増殖し、水質の悪化にもつながる。

膜分離高負荷脱窒素処理フローシート



衛生処理場処理フロー



第5節 浄化槽の設置・管理

1. 浄化槽の清掃

生活水準の向上並びに生活様式の変化に伴う市民の水洗化傾向の高まりにより、下水道の普及が遅れている地域では浄化槽による水洗化が行なわれています。

浄化槽は利便性や快適性が高い反面、維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の要因となるため、浄化槽設置管理者は、知事等の登録を受けた保守点検業者による保守点検や、市の許可を受けた浄化槽清掃業者による清掃、及び県の指定した検査機関による水質検査を受けることが浄化槽法により義務付けられています。

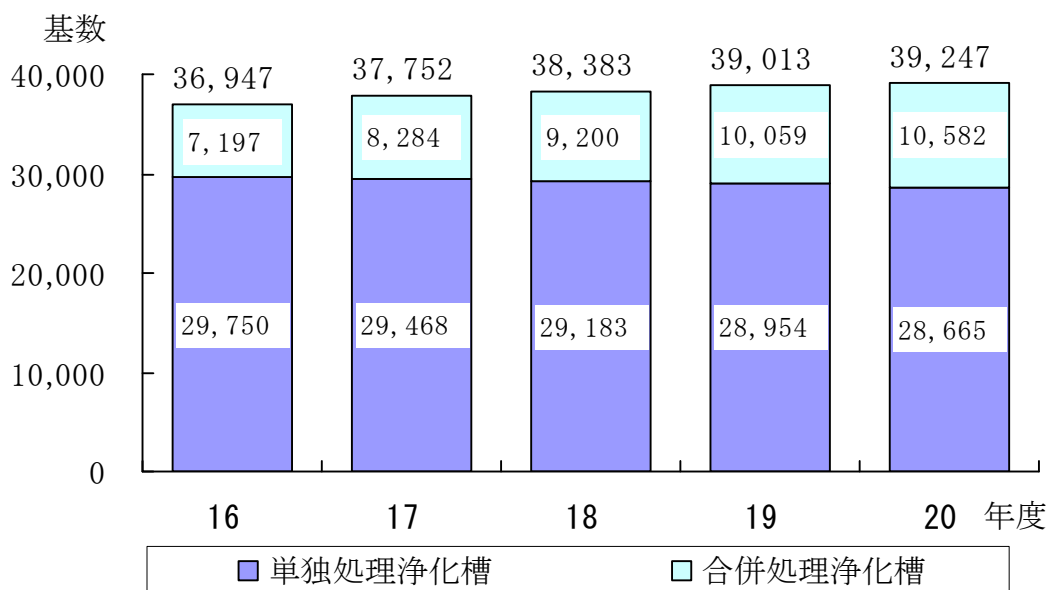
河川の汚れの主な原因は、生活雑排水、特に台所や浴室等から排出される生活雑排水であるため、市では、このような浄化槽管理者による浄化槽の適正な維持管理の重要性を周知するため、広報やパンフレット等による啓発を行っています。

処理方式別浄化槽設置基数の推移

単位：基

年度	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	計
16	29,750	7,197	36,947
17	29,468	8,284	37,752
18	29,183	9,200	38,383
19	28,954	10,059	39,013
20	28,665	10,582	39,247

処理方式別浄化槽設置基数の推移



2. 合併処理浄化槽への転換促進

市では公共用水域の水質汚濁防止を図るため、平成5年より台所等から発生する生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽設置者への設置補助金交付制度を実施し、加えて13年度施行の浄化槽法改正による単独処理浄化槽新設の原則禁止を受け、16年度からは、し尿のみを処理する単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を補助対象に加えました。

さらに、平成20年度からは、通常型の合併処理浄化槽の設置に対しての補助金交付を廃止し、生活雑排水に含まれる窒素やリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽に対して補助金を交付しています。また、単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽に入れ替えをする方に撤去費の一部を補助しています。

このように市では、公共下水道の整備が当分の間見込めない地域について、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

高度処理型合併処理浄化槽補助金交付状況（20年度）

区 分		補助実績	
		基数	補助金額（千円）
新規設置	5人槽	93	41,292
	6人～7人槽	22	10,692
	8人～10人槽	13	7,488
	計	128	59,472
転換設置	5人槽	2	1,248
	6人～7人槽	1	666
	8人～10人槽	0	0
	計	3	1,914
合計		131	61,386

合併処理浄化槽設置補助基数の推移

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
新 設	214 基	238 基	166 基	171 基	128 基
転 換	15 基	9 基	7 基	9 基	3 基
計	229 基	247 基	173 基	180 基	131 基

第Ⅱ部 平成20年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第4章 環境美化事業

第1節	環境美化事業の概要	85
第2節	駅前清掃	85
第3節	雑草除去	85
第4節	害虫駆除等	86
第5節	土砂等の埋立て等に関する規制	86
第6節	江戸川クリーン作戦	87

第4章 環境美化事業

第1節 環境美化事業の概要

住宅都市として快適な生活環境を確保するため、道路や駅前広場など公共施設の清掃美化及び空地の雑草除去指導・害虫の駆除、土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止等に努めています。

また、地域住民による清掃活動として、国土交通省と江戸川沿い東京都特別区2区、千葉県及び埼玉県の11市町による「江戸川クリーン大作戦」（例年、5月30日‘ゴミゼロ’前後に実施）に参加協力しています。この運動は、地域住民に定着・浸透し、自治（町）会など団体独自の自主的な地域清掃へと移行してきており、平成13年度からは、年間を通したサポート体制（清掃資材の配布・ごみの収集など）で地域清掃の促進を図っています。

第2節 駅前清掃

駅前広場周辺の環境美化を促進し、常時清潔な状態に維持していくため、昭和61年度から市内主要4駅の清掃を、社団法人市川市シルバー人材センターに委託しています。

駅前清掃（平成20年度）

清掃場所	作業内容
市川駅	作業日時：土・日・祝日および年末年始を除く毎日 午前9時～午後3時 作業人員：1駅 2人配置
本八幡駅	
行徳駅	
南行徳駅	

第3節 雑草除去

住宅に隣接する空地の雑草については、「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」に基づき繁茂状況を事前に調査し、土地所有者（管理者）に対して、刈り取りの指導を行っています。

また、公道脇等で歩行者又は車両等の通行に支障をきたす箇所などの雑草除去を行っています。

なお、土地所有者（管理者）が個人で刈り取る場合は、小型草刈機を無料で貸出しています。

雑草除去（公有地）（平成20年度）

項目		件数	除去面積
直営分		392件	34,113 m ²
委託分	公道脇	26件	35,546 m ²
	危険箇所地	20件	4,839 m ²
計		438件	74,498 m ²

第4節 害虫駆除等

道路側溝等に発生する衛生害虫（ユスリカ）は、発生時期や発生状況を考慮しながら駆除しています。（平成20年度薬剤散布面積 61,000㎡）

また、ねずみについては被害防止を図るため、殺そ剤の無料配布を行っています。

殺そ剤配布（平成20年度）

配布場所		袋 数
自治（町）会	120 箇所	5,112 袋
市民課窓口連絡所(市川・国分・信篤・中山)	4 箇所	750 袋
大柏出張所・市川駅行政サービスセンター 行徳支所・南行徳市民センター	4 箇所	2,100 袋
本庁（総合市民相談課）	1 箇所	1,350 袋
自然環境課	1 箇所	1,282 袋
計	130 箇所	10,594 袋

※ 市民課窓口連絡所(市川)は、平成20年11月26日をもって業務終了。

※ 市川駅行政サービスセンターは、平成20年12月1日より開始。

第5節 土砂等の埋立て等に関する規制

有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壤汚染及び災害の発生を未然に防止するため、「市川市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生防止に関する条例」、いわゆる「残土条例」を平成16年1月1日から施行しています。

この条例では、300平方メートル以上、3,000平方メートル未満の埋立て等事業について許可制にしています。また、安全基準に適合しない土砂は使用できないこととするとともに、たい積構造の基準を定め、崩落などの災害発生を防止するなど、市民の安全及び良好な生活環境の確保を図っています。

許可・指導件数の推移

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
埋 立	9件	8件	9件	16件	14件
一時たい積	2件	1件	0件	0件	0件
変 更	2件	2件	1件	2件	1件
指 導	0件	0件	4件	6件	6件

※残土条例は、昭和55年全国に先駆けて制定しましたが、更に、土砂等の安全基準等の規制強化を図るため、条例の全部改正を行い、平成16年1月から施行したものです。

※3,000平方メートル以上の埋立てについては、千葉県条例により知事の許可が必要になります。

第6節 江戸川クリーン作戦

環境美化事業の一環として、昭和56年度から国土交通省及び江戸川沿線2区11市町による「江戸川クリーン大作戦」に参加協力し、河川敷に散乱するごみの清掃を実施しています。

拾い集めたごみ量は年々減っており、この運動を通して街をきれいにしようという市民意識が定着・浸透し、各自治（町）会や市民団体等による自主的な地域清掃へとつながっています。

平成20年度実施内容

実施日	平成20年6月1日（日）		
参加状況	区 分	参加団体数	参加人数
	自治（町）会	9団体	429人
	子ども会	9団体	220人
	ボーイ・ガールスカウト	8団体	250人
	ロータリークラブ	2団体	42人
	その他	5団体	810人
	合 計	45団体	1,751人
収集ごみ量	燃やすごみ	880 kg	
	燃やさないごみ	580 kg	
	合 計	1,460 kg	



江戸川クリーン作戦の様子

第Ⅱ部 平成20年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第5章 予算・決算・原価

第1節	予算及び決算	91
1.	歳入	91
2.	歳出	91
第2節	ごみ処理原価	93
1.	ごみ処理総費用・市民1人当たり経費	93
2.	品目別原価	95
3.	部門別原価	96
第3節	し尿処理原価等	100
1.	し尿処理原価	100
2.	環境衛生部門原価	100
3.	その他の原価	100

第5章 予算・決算・原価

第1節 予算及び決算

1. 歳入

(単位：千円)

科 目		平成20年度 当初予算額	平成20年度 決算額
款	項・目・節		
12.	使用料及び手数料	900,576	814,850
	1. 使用料・3. 衛生使用料・清掃使用料	166	167
	2. 手数料・3. 衛生手数料・清掃手数料	900,410	814,683
14.	県支出金	200	422
	2. 県補助金・2. 衛生費県補助金・清掃費県補助金	200	422
15.	財産収入	1,764	1,985
	1. 財産運用収入・2. 利子及び配当金・利子及び配当金	1,764	1,985
17.	繰入金	20,000	7,581
	5. 一般廃棄物処理施設建設等基金繰入金・1. 一般廃棄物処理施設建設等基金繰入金・一般廃棄物処理施設建設等基金繰入金	20,000	7,581
19.	諸収入	369,409	393,953
	5. 雑入・5. 電力売払収入・電力売払収入	183,149	176,756
	5. 雑入・6. 雑入・雑入	186,260	217,197
合 計		1,291,949	1,218,792

2. 歳出

(単位：円)

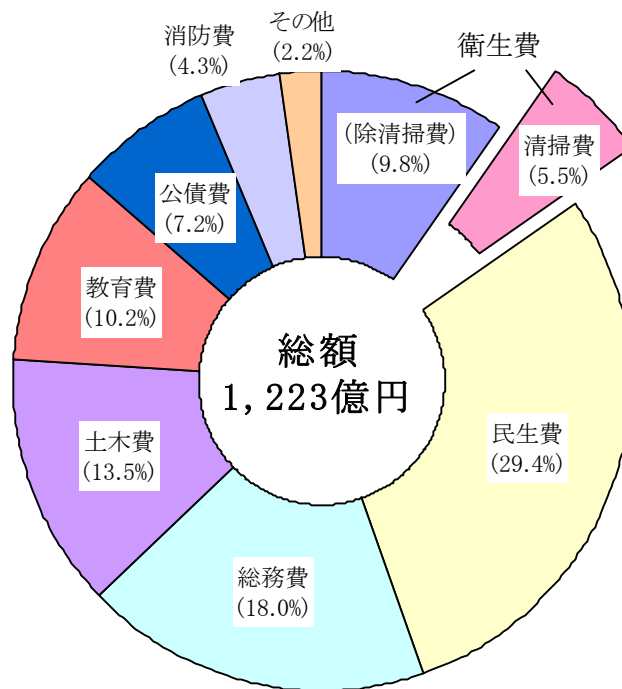
科 目		平成20年度 当初予算額	平成20年度 決算額
款・項	目		
4.	衛生費・3. 清掃費	7,033,772	6,697,352
	1. 清掃総務費	1,749,132	1,753,871
	2. 塵芥処理費	2,291,352	2,240,881
	3. し尿処理費	225,600	225,194
	4. 環境清掃費	14,186	13,473
	5. 衛生処理場費	515,775	498,625
	6. クリーンセンター費	2,092,071	1,848,075
	7. 清掃施設整備費	145,656	117,233

※決算額は千円未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

※浄化槽に係る金額（合併処理浄化槽設置整備事業補助金等）は含まれていません。

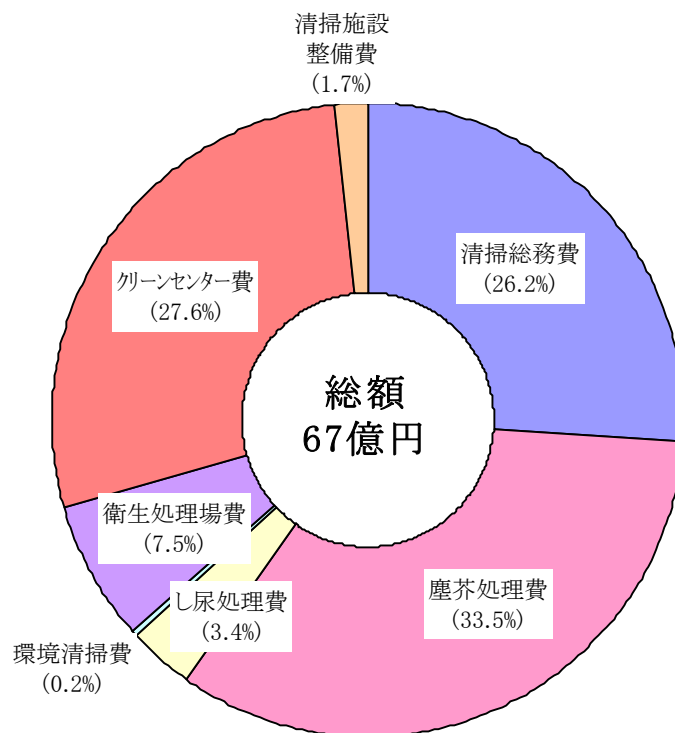
一般会計に占める清掃費の割合（平成20年度一般会計歳出決算額）

款	金額(億円)
衛生費 (うち清掃費)	187 (67)
民生費	360
総務費	220
土木費	165
教育費	124
公債費	88
消防費	52
その他	26
合計	1,223



清掃費の内訳（平成20年度一般会計歳出決算額）

目	金額(億円)
清掃総務費	17.54
塵芥処理費	22.41
し尿処理費	2.25
環境清掃費	0.13
衛生処理場費	4.99
クリーンセンター費	18.48
清掃施設整備費	1.17
合計	66.97



第2節 ごみ処理原価

廃棄物処理事業では、収集運搬から最終処分に至るまでに多くの経費が充てられています。原価計算は、廃棄物処理事業に対する経済性とその行政効果をみるための資料提供と、廃棄物処理経費と処理量の関係を見ることによって廃棄物処理手数料等を算定するための資料提供を目的としています。

廃棄物処理事業は、ごみ及びし尿等を収集運搬し、それを処理処分するという段階的な過程を経ていることから、原価計算においても廃棄物処理に要した費用をまず大きく「ごみ」と「し尿」に分類したうえで、それぞれを収集運搬・処理処分部門ごとに計算しています。

また、ごみについては、さらに「ごみ」と「資源物」に分けて、原価を算出しています。

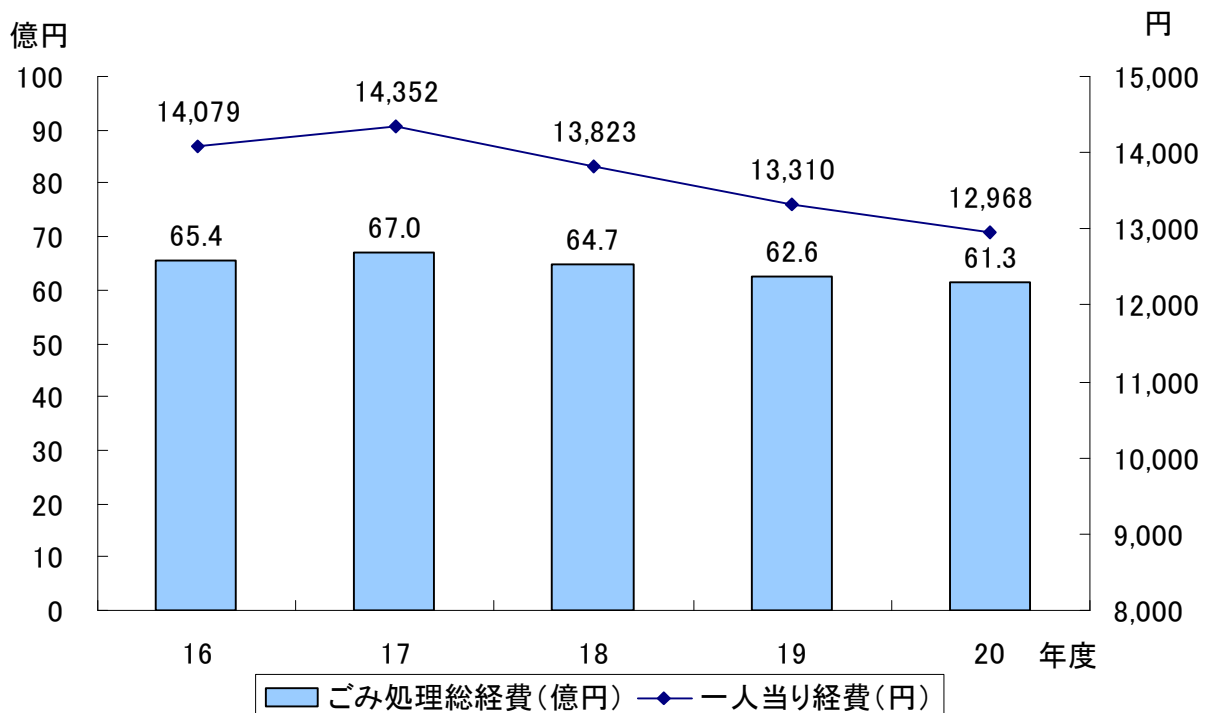
なお、計算方法は、昭和57年3月に（社）全国都市清掃会議が作成した「廃棄物処理事業原価計算の手引き」に準拠しています。

1. ごみ処理総費用・市民1人当たり経費

平成20年度のごみ処理（ごみ及び資源物の収集運搬、処理処分）にかかった総費用は、約61億3千万円でした。これは、平成20年度一般会計決算額の約5.0%を占めています。

ごみ処理にかかった総費用を各年度の10月1日現在の人口で割って求めた**市民1人当たりの負担額は12,968円**となり、市税収入から見た市民1人あたりの納税額165,645円の約7.8%にあたります。

ごみ処理総費用・市民一人当たり経費の推移



【参考データ】

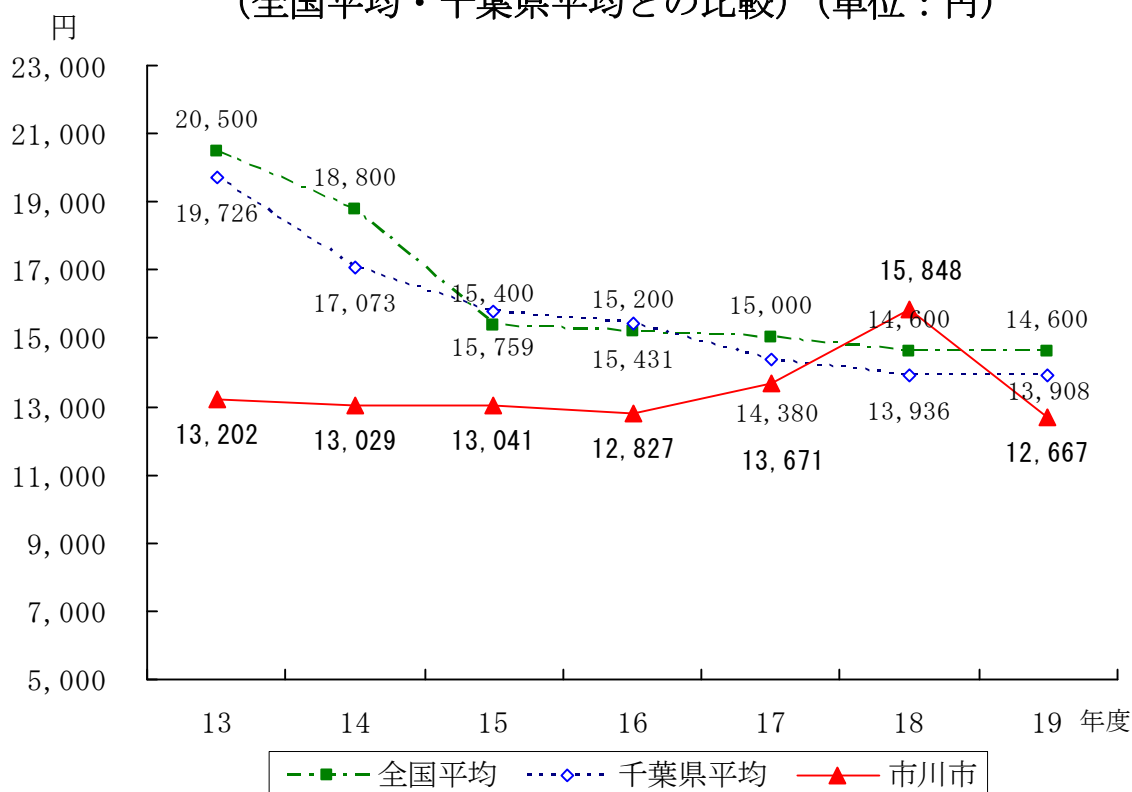
市民1人当たりの経費を環境省が毎年実施している「一般廃棄物処理実態調査」のデータ（直近データは平成19年度）をもとに全国平均、千葉県平均と比べると下図のとおりになります。全国平均及び千葉県平均は平成15年度から経費が大幅に下がっていますが、市川市は平成17、18年度を除き、横ばいの傾向にあります。

全国平均及び千葉県平均の経費が大幅に下がったのは、平成12年に施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の強化に対応するために多額の経費を要した焼却処理施設の整備が完了し、建設改良費が減少したためです。また、市川市は平成17、18年度の経費が上がっていますが、これはクリーンセンターに隣接する余熱利用施設の建設に伴う工事費の増によるものです。

※このデータは、「一般廃棄物処理実態調査」の算出方法に基づいて算出したものです。

「一般廃棄物処理実態調査」の算出方法は、職員の退職金が含まれていないこと、人口の算出方法が違うこと、余熱利用施設に関する経費が含まれているため、前ページ「ごみ処理総費用・市民一人当たり経費の推移」のグラフ内、市民1人当たり経費の数字とは異なります。

市民1人当たり経費の推移
(全国平均・千葉県平均との比較) (単位：円)



2. 品目別原価

平成20年度のごみ及び資源物の収集経費及び処理処分経費をそれぞれの処理量で割って求めた単位当たりの品目別原価及び各品目の特徴は、以下のとおりです。

ごみと資源物の品目別原価（平成20年度）（単位：円／トン）

	ごみ			資源物		
	燃やすごみ	燃やさないごみ	大型ごみ	ビン・カン	紙類・布類	プラスチック製容器包装類
収集運搬原価(A)	11,124	51,013	146,148	41,725	23,383	39,812
処理処分原価(B)	22,608	70,069	51,064	27,490	39	48,080
総原価(A+B)	33,732	121,082	197,212	69,215	23,422	87,892

※ごみの処理処分原価は破砕、焼却、埋立の各部門経費をごみ処理量によって按分計算したもの

※資源物の処理処分原価は、処理処分の各部門経費を資源物処理量によって按分計算したもの

※資源物は、集団資源回収を除いた公共収集のみの原価

※プラスチック製容器包装類にはペットボトルを含む

【各品目の特徴】

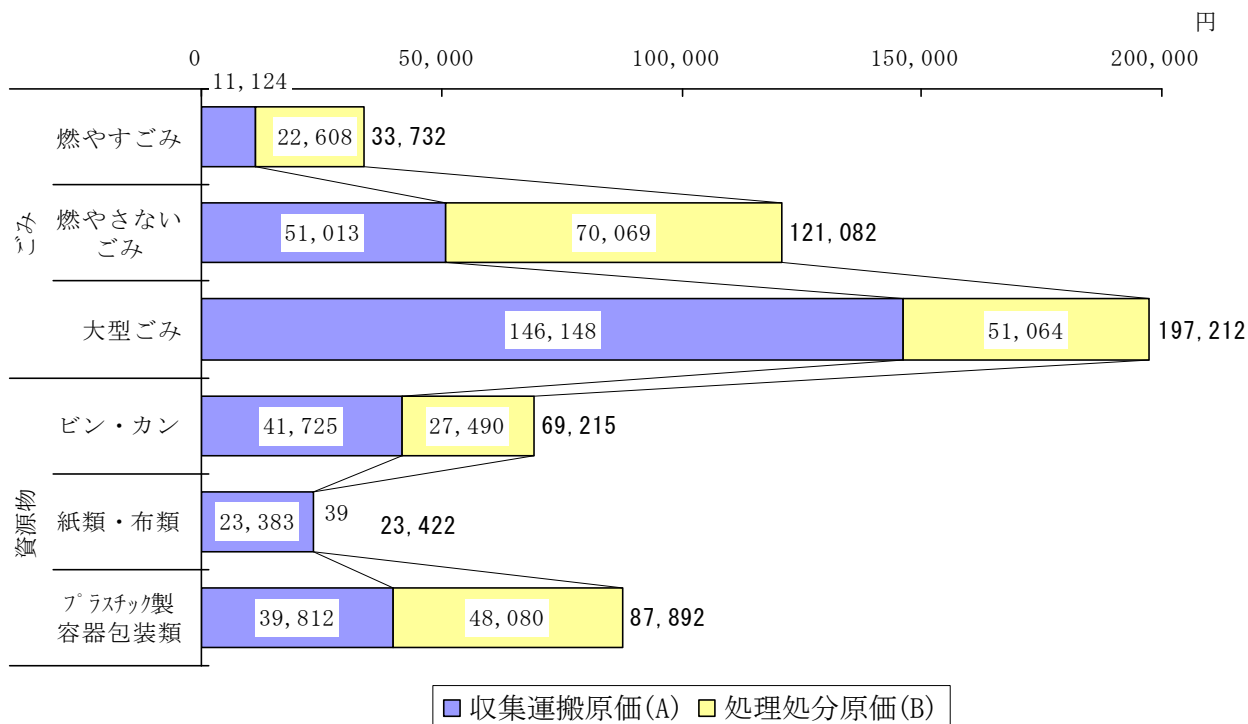
■ごみ

- ・燃やさないごみや資源物は、燃やすごみと比べて収集量が少ないため、収集運搬効率が悪く、燃やすごみと比べて収集原価が高い。
- ・燃やさないごみでは、クリーンセンターで破砕不適物の除去作業をしていることが、処理処分原価を高くしている要因となっている。
- ・大型ごみは、収集するものが大きく、かさばるため、収集運搬効率が悪く、単位当たりの原価が高い。

■資源物

- ・ビン、カンは収集量が少ないため、単位当たりの収集運搬原価が高い。しかし、収集運搬後品目毎に選別したうえで再資源化事業者へ売却しているため、売却益によって経費が相殺され、処理処分原価が低くなっている。
- ・紙類・布類も収集後再資源化事業者へ売却しているため、処理処分原価が低い。
- ・プラスチック製容器包装類（ペットボトルと合わせて混合収集）は、収集するものの比重は軽やかさがあるため収集運搬効率が極端に悪く、収集運搬原価が高い。また、収集運搬後、中間処理施設でペットボトルとその他のプラスチック製容器包装への選別・圧縮・梱包作業を行なっているため、処理処分原価もその分高い。（ただし、ペットボトルとその他のプラスチック製容器包装とを混合収集しているため、それらを別々に収集するよりも収集運搬原価は低くなっている。また、平成17年度以降ペットボトルの売却を行なっているため、売却開始前と比べると処理処分原価は下がっている。）

ごみと資源物の品目別原価（平成20年度）（単位：円／トン）



※公共収集のみの原価（集団資源回収を除く）

3. 部門別原価

ごみ処理原価を部門別（ごみ収集運搬、ごみ処理処分、資源物収集運搬・処理処分）に見ると、平成20年度のごみの収集運搬経費は、ごみの収集量の減少による可燃ごみ及び不燃ごみの物件費が減少したことにより、19年度から約5,331千円減少しました。

ごみの処理処分経費は、19年度よりも約1億1,000万円減少し、その主な要因はごみの収集量の減少による破碎及び焼却に係る物件費、減価償却費、公債利子が減少したことによります。

資源物の収集運搬・処理処分経費は、収集運搬の集団資源回収の収集量の減少により収集運搬経費が減少したことなどにより、19年度よりも約1,000万円減少しました。

ごみ収集運搬部門別原価計算表（平成20年度）

原 価 部 門 原 価 費 目	収 集 部 門			管理部門 d	単位：千円 計 e=(a : d)
	可燃ごみ a	不燃ごみ b	大型ごみ c		
人 件 費 (ア)	56,288	62,351	86,465	37,123	242,227
物 件 費 (イ)	862,262	159,091	102,913	16,168	1,140,434
減価償却費(ウ)	0	0	0	0	0
公債利子 (エ)	0	0	0	0	0
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	918,550	221,442	189,378	53,290	(A) 1,382,660 (22.5%)
管理部門配賦額 (カ)	22,588	13,573	17,129	(A=ごみ収集総経費)	
部 門 経 費 (キ)=(オ+カ)	941,138 (68.1%)	235,015 (17.0%)	206,507 (14.9%)		

収集・処理量 (ク)	t 84,608	t 4,607	t 1,413	—	(B) t 90,628
トン当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	円 11,124	円 51,013	円 146,148	(B=収集量)	
トン当り原価	(A ÷ B) 15,256 円 (kg当り15円)				

ごみ処理処分部門別原価計算表（平成20年度）

原価部門 原価費目	処 理 処 分 部 門				管理部門 j	単位：千円 計 k=(f:j)
	破 碎 f	焼 却 g	資源リサイクル h	埋立処分 i		
人件費(ア)	135,081	428,143	2,021	2,021	160,608	727,874
物件費(イ)	129,682	899,209	5,949	513,093	222,430	1,770,363
減価償却費(ウ)	62,423	686,068	0	0	17,630	766,121
公債利子(エ)	1,392	15,356	0	0	819	17,567
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	328,578	2,028,776	7,970	515,114	401,487	(C) 3,281,924 (53.5%)
管理部門配賦額 (カ)	67,227	328,298	2,981	2,981	(C=ごみ処理総経費)	
部 門 経 費 (キ)=(オ+カ)	395,806 (12.1%)	2,357,074 (71.8%)	10,951 (0.3%)	518,095 (15.8%)		
収集・処理量 (ク)	t 6,740	t 125,103	t 423	t 17,767	—	(D) t 129,241
トン当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	円 58,725	円 18,841	円 25,888	円 29,160	(D=搬入量－資源ごみ)	
トン当り原価	(C ÷ D) 25,394 円 (kg当り25円)					

資源物収集運搬・処理処分部門原価計算表（平成20年度）

原価部門 原価費目	収 集 部 門			処理処分部門		管理部門	単位：千円 計 r=(1:q)
	公共収集 l	集団資源回収 m	集団紙布 n	選別処理 o	資源処分 p		
人件費(ア)	43,576	251,628	7,579	3,032	1,516	55,625	362,956
物件費(イ)	613,471	12,902	27,049	414,633	17,014	15,605	1,100,674
減価償却費(ウ)	254	5,238	0	1,010	0	0	6,502
公債利子(エ)	0	0	0	0	0	0	0
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	657,302	269,768	34,628	418,675	18,530	71,229	(E) 1,470,131 (24.0%)
管理部門配賦額 (カ)	16,709	45,729	1,761	6,512	519	(E=資源物総処理経費)	
部門経費 (キ)=(オ+カ)	674,011 (45.8%)	315,496 (21.5%)	36,389 (2.5%)	425,186 (28.9%)	19,049 (1.3%)		
収集・処理量 (ク)	t 20,363	t 1,430	t 4,444	t 11,333	t 20,465	—	(F) t 26,339
トン当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	円 33,100	円 220,627	円 8,188	円 37,518	円 931	(F=資源物総処理量)	
トン当り原価	(E ÷ F) 55,816 円 (kg当り 56円)						

[各表注意事項]

- ※「人件費(ア)」には、市川市総人件費に対する退職手当比率を基に推計した退職手当が含まれています。
- ※「減価償却費(ウ)」の値が「0」の箇所は、減価償却が全て完了していることを意味します。
- ※「減価償却費(ウ)」の対象は、工事請負費等の中で、その支出によって効果が後年度にわたるもので、具体的には施設の新増設あるいは車両購入などとなります。なお、市川市クリーンセンター建設費には市負担分と国県からの補助金分がありますが、減価償却費には、建設費に係る国県補助金は含まれていません（（社）全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」1979年による）。
- ※「公債利子(エ)」は、起債に伴う支払利子を公債利子として算入しています（余熱施設建設に関する歳出は含まれていません）。
- ※「管理部門」には、収集運搬・処理処分などの作業に直接関与しない、総務・普及・啓発等に携わる循環型社会推進担当の経費を、「ごみ収集運搬部門（資源物収集運搬処理処分部門含む）」「ごみ処理処分部門」「し尿収集部門」「し尿処理部門」の4つの各部門の管理費に均等配賦（0.25ずつ）しています。
- ※ごみ収集運搬部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(d)」の値を、収集運搬に関する共通経費を各収集運搬区分ごとの経費に応じて比例配賦しています。
- ※ごみ処理処分部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(j)」の値を、中間処理・埋立処分に関する共通経費を、各処理処分に係る経費に応じて比例配賦しています。
- ※資源物収集運搬処理処分部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(r)」の値を、収集運搬処理処分に係る共通経費を、各収集運搬処理処分に係る経費に応じて比例配賦しています。

ごみ処理原価の年度別推移総括表

区 分			年 度	16	17	18	19	20	19→20 増減率(%)
経 費 総 額	ごみ部門	収集運搬	人件費	294,225	276,765	273,161	231,648	242,227	4.6%
		物件費	1,096,071	1,162,523	1,141,612	1,156,343	1,140,434	-1.4%	
		減価償却費	0	0	0	0	0	—	
		小計(千円)	1,390,296	1,439,288	1,414,773	1,387,991	1,382,660	-0.4%	
		処理処分部門	人件費	759,874	729,004	722,264	663,323	727,874	9.7%
		物件費	1,705,768	1,945,562	1,877,601	1,826,878	1,770,363	-3.1%	
	資源物部門	収集運搬・ 処理処分部門	減価償却費※1	786,114	786,114	786,046	786,046	766,121	-2.5%
		公債利子	229,208	171,763	113,223	113,223	17,567	-84.5%	
		小計(千円)	3,480,964	3,632,443	3,499,134	3,389,470	3,281,924	-3.2%	
		総経費	人件費	499,239	463,853	423,088	367,486	362,956	-1.2%
			物件費	1,163,509	1,150,305	1,125,181	1,105,285	1,100,674	-0.4%
			減価償却費	10,785	10,801	8,299	6,639	6,502	-2.1%
	公債利子		36	27	17	17	0	-100.0%	
	ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	小計(千円)	1,673,569	1,624,986	1,556,585	1,479,427	1,470,131	-0.6%	
		人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%	
		物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%	
		減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%	
	一人当たり経費	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%	
合計(千円)		6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
世帯当たり経費		人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%	
		物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%	
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
	物件費	3,965,348	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	-1.9%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	減価償却費	796,899	796,915	794,345	792,685	772,623	-2.5%		
	公債利子	229,244	171,790	113,240	113,240	17,567	-84.5%		
	合計(千円)	6,544,829	6,696,717	6,470,492	6,256,888	6,134,718	-2.0%		
	人件費	1,553,338	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	5.6%		
ごみ・資源物の収集・処理量 (t)	物件費	3,965,348							

※1 減価償却費の対象は、工事請負費等の中で、その支出によって効果が後年度にわたるもので、具体的には施設の新増設あるいは車両購入などとなります。なお、クリーンセンター建設費には市負担分と国県からの補助金分がありますが、減価償却費には建設費に係る国県補助金は含まれていません。（（社）全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」1979年による）

※2 人口・世帯数は各年度の10月1日現在

第3節 し尿処理原価等

1. し尿処理原価

し尿の収集運搬経費は約2億6,000万円、処理処分経費は約8億4,000万円でした。（浄化槽汚泥の処理処分経費を含む。）

それぞれの処理量から求めた**収集運搬、処理処分に係るキロリットルあたりの処理原価は、62,009円（収集原価）＋12,046円（処理処分原価）＝74,055円**となります。

なお、衛生処理場建設費には市負担分と国県の補助金分がありますが、減価償却費には衛生処理場建設費に係る国県の補助金は含まれていません。（社団法人 全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」昭和54年による）

2. 環境衛生部門原価

環境衛生部門については、

- 害虫駆除 約1,000万円
- 雑草除去 約8,600万円（㎡あたり 1,153円）
- 側溝消毒 約6,600万円（㎡あたり 1,079円） となっています。

3. その他の原価

その他の原価については、

- 不法投棄 約1億800万円（tあたり 189,737円）
- 動物死体収集 約4,000万円（頭あたり 10,686円）
- 道路清掃 約1,000万円（tあたり 927,563円） となっています。

不法投棄の経費には、不法投棄されたごみの収集運搬処理処分費目及び、不法投棄防止のための広報・啓発費（パトロール等）が含まれています。

[各表注意事項]

※「人件費(ア)」には、市川市総人件費に対する退職手当比率を基に推計した退職手当が含まれています。

※「減価償却費(ウ)」の値が「0」の箇所は、減価償却が全て完了していることを意味します。

※「減価償却費(ウ)」の対象は、工事請負費等の中で、その支出によって効果が後年度にわたるもので、具体的には施設の新増設あるいは車両購入などとなります。なお、衛生処理場建設費には市負担分と国県の補助金分がありますが、原価償却費には衛生処理場建設費に係る国県の補助金は含まれていません。（社団法人 全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」昭和54年による）

※「公債利子(エ)」は、起債に伴う支払利子を公債利子として算入しています。

※し尿等処理事業部門の「管理部門配賦額(カ)」は、以下の各部門の管理部門の経費を配賦して計上したものです。

- ・不法投棄、動物死体収集、道路清掃：ごみ処理事業部門
- ・上記以外：し尿等処理事業部門

し尿部門原価計算表（決算原価）（平成20年度）

原 価 部 門 原 価 費 目		し 尿 部 門 (単位：千円)					
		収 集 a	処 理 処 分			処理処分計 e (b:d)	合 計 a+e
			中 間 処 理		最終処分 d		
			水処理 b	焼却処理 c			
人 件 費 (ア)	10,106	93,075	40,422	1,011	134,508	144,614	
物 件 費 (イ)	225,208	300,250	164,809	8,198	473,257	698,465	
減価償却費 (ウ)	0	39,023	21,457	0	60,480	60,480	
公債利子 (エ)	0	30,169	19,835	0	50,004	50,004	
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	235,314	462,517	246,523	9,209	718,249	953,563	
管理部門配賦額 (カ)	20,661	77,047	38,878	1,038	116,963		
部 門 経 費 (キ)=(オ+カ)	255,975 (23.5%)	539,564 (49.4%)	285,401 (26.2%)	10,247 (0.9%)	835,211 (76.5%)	1,091,186	

収集・処理量 (ク)	k0 4,128	k0 69,337	t 5,009	t 286	k0 69,337
単位当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	(A) 円 62,009	円 7,782	円 56,978	円 35,827	(B) 円 12,046
k0当り原価	(A + B) 74,055 円（収集＋処理処分）				

環境衛生部門原価計算表

原価部門 原価費目	環境衛生部門 単位：千円		
	害虫駆除	雑草除去	側溝消毒
人件費 (ア)	7,074	61,644	52,549
物件費 (イ)	1,263	10,046	3,419
減価償却費 (ウ)	0	2,147	0
公債利子 (エ)	0	0	0
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	8,337	73,837	55,968
管理部門配賦額 (カ)	1,389	12,026	9,821
部 門 経 費 (キ)=(オ+カ)	9,726	85,863	65,789

収集・処理量 (ク)	—	m ² 74,498	m ² 61,000
単位当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	—	円 1,153	円 1,079

その他部門原価計算表

原価部門 原価費目	その他 単位：千円		
	不法投棄	動物死体収集	道路清掃
人件費 (ア)	75,739	29,407	2,122
物件費 (イ)	12,097	676	7,588
減価償却費 (ウ)	6,242	0	0
公債利子 (エ)	0	0	0
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	94,078	30,083	9,710
管理部門配賦額 (カ)	13,882	5,332	493
部 門 経 費 (キ)=(オ+カ)	107,960	35,415	10,203

収集・処理量 (ク)	t 569	頭 3,314	t 11
単位当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	円 189,737	円 10,686	円 927,563

＜参考資料＞

◆平成 21 年度一般廃棄物処理実施計画	105
◆市勢と廃棄物事業のあゆみ	127
◆環境清掃部組織	135

◆平成21年度一般廃棄物処理実施計画

市川市告示第94号

平成21年度市川市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第13号）第20条の規定に基づき、平成21年度市川市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので告示する。

平成21年4月1日

市川市長 千葉 光 行

I 総則

1 本計画の位置付け

本計画は市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン 21）に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものです。

2 計画区域

市川市全域

3 計画期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

Ⅱ ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の区分及び排出量の見込み

区 分			主な品目	排出量（トン／年）※１		
					家庭 廃棄物	事業系 一般廃棄物
１	燃やすごみ		調理くず、紙くず、容器包装以外のプラスチック類 など	125,090	88,310	36,780
２	燃やさないごみ		金属類、ガラス類、陶磁器類 など	6,150	5,300	850
３	大型ごみ		寝具、家具、自転車、じゅうたん など	2,760	2,420	340
４	有害ごみ		乾電池、蛍光管、水銀体温計	40	40	0
５	資 源 物	ビン	飲料、調味料等の空きビン	3,270	3,230	40
６		カン	飲料、缶詰等の空きカン	1,670	1,650	20
７		新聞	新聞紙、折り込みチラシ	2,370	2,370	0
８		雑誌	週刊誌、単行本、書籍 など	4,150	4,150	0
９		ダンボール	ダンボール	3,120	3,120	0
10		紙パック	牛乳・ジュースの紙パック （中が銀色のものは除く）	110	110	0
11		布類	古着、タオル など	570	570	0
12		プラスチック製 容器包装類	ペットボトル、プラスチックボ トル類、ポリ袋 など	6,810	6,810	0
小 計				156,110	118,080	38,030
集団資源回収物				6,910	6,910	0
合 計				163,020	124,990	38,030
小動物死体				4,500 体		

※1 この表における年間排出量の見込みは、次のものが対象となります。

- ・市が収集運搬主体となり収集運搬する一般廃棄物
- ・市川市クリーンセンターに排出者が自ら直接搬入する一般廃棄物
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し、市川市クリーンセンターに搬入する一般廃棄物
- ・自治（町）会・子供会・PTA等による集団資源回収物

2 収集運搬プラン

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分				収集回数	収集運搬 主体	収集運搬量 (トン／年)
家庭廃棄物	ごみ集積所収集他	燃やすごみ		週 3 回	市（直営）	560
					市（委託）	86,800
					排出者(直接搬入)	950
		燃やさないごみ		週 1 回 ※ 2	市（直営）	750
					市（委託）	4,240
					排出者(直接搬入)	310
		大型ごみ ※ 1 (有料収集)		必要の都度 (戸別収集)	市（直営）	320
					市（委託）	1,400
					排出者(直接搬入)	700
		有害ごみ		週 1 回 ※ 2	市（直営）	10
					市（委託）	30
		資源物	ビン	週 1 回 ※ 3	市（直営）	10
					市（委託）	3,220
			カン		市（直営）	10
					市（委託）	1,640
			新聞	週 1 回 ※ 3	市（委託）	2,370
			雑誌		市（委託）	4,150
			ダンボール		市（委託）	3,120
			紙パック		市（委託）	100
	布類		市（委託）		570	
	プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)		週 1 回	市（委託）	6,760	
	拠点 回収	資源物	紙パック	原則週 1 回	市（直営）	10
						ペットボトル
家庭廃棄物 計 118,080トン／年						

事業系一般廃棄物	燃やすごみ	—	排出者 (直接搬入) 又は 許可業者	36,780
	燃やさないごみ			850
	大型ごみ			340
	資源物（ビン、カン）			60
事業系一般廃棄物計				38,030トン／年
合 計				156,110トン／年
小動物死体		必要の都度	市（直営） 又は 排出者 (直接搬入)	4,500体

- ※1 市内に親族等がないため、大型ごみを屋外まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者・障害者を対象に、大型ごみを屋内から持ち出すサポート収集を実施します。
- ※2 燃やさないごみと有害ごみは、同一の収集日に同一車両で収集します。
- ※3 ビン・カンと紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）・布類は同一の収集日とします。
なお、ビン・カンを同一の収集区分に、また紙類・布類を同一の収集区分にまとめて、まとめた収集区分毎に別の車両で収集します。

（２）家庭廃棄物

ア 収集運搬方法

家庭廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）は、（１）の収集運搬する一般廃棄物の区分により、市又は市が委託した業者により定期的に収集し、中間処理施設へ搬入します。なお、資源物として収集した紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、有価物として再資源化事業者へ直接引き渡しします。

イ 指定袋制

市民のごみ処理に対する意識啓発を図るとともに、分別の精度を高め、収集の効率化、環境美化及び作業の安全性を確保するために、家庭廃棄物のうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチック製容器包装類の排出には指定袋制を継続します。

ウ 排出方法

（ア）ごみ集積所収集他（12 分別収集）

排出者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、家庭廃棄物を集積しておく所定の場所（以下「ごみ集積所」という。）及び市が指示する場所に家庭廃棄物を排出するときは、（１）の収集運搬する一般廃棄物の区分に従い適正に分別するとともに、次の排出方法を遵守するものとします。

a 燃やすごみ

- ・市の指定袋に入れ、指定曜日の午前８時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・剪定枝は、長さ 50 cm以下に切り直径 30 cm程度の束で縛る。（指定袋に入れる必要無し）

b 燃やさないごみ

- ・市の指定袋に入れ、指定曜日の午前８時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・割れたガラスや包丁の刃などの鋭利なものは、新聞紙等で包み「危険」と表示する。

- ・アスベストを含む家庭用品は、他の燃やさないごみと分けて別の袋に入れ「アスベスト」と表示する。
- c 大型ごみ
 - ・電話申込みにより、市の指示に従い市が発行した処理券を貼付して、指定日の午前8時まで屋外に搬出する。（1回につき5点まで排出可、サポート収集の場合は屋外への搬出不要）
- d 有害ごみ
 - ・透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- e ビン
 - ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、市の指定袋又は透明若しくは半透明若しくは乳白色のポリ袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- f カン
 - ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、市の指定袋又は透明若しくは半透明若しくは乳白色のポリ袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- g 新聞
 - ・ひもで束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。（折込みチラシの混入可）
- h 雑誌
 - ・ひもで束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
 - ・包装紙、紙箱等の雑がみは、雑誌の間に挟んで入れる。
- i ダンボール
 - ・ひもで束ね、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- j 紙パック
 - ・中を洗って切り開き、よく乾かしてからひもで束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- k 布類
 - ・洗濯をして、透明又は半透明の袋に入れて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- l プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）
 - ・中身を残さないで汚れを取ってから市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
 - ・ペットボトルは、キャップを外し、中を軽くすすいでからプラスチック製容器包装と一緒に袋に入れて排出する。
- (イ) 拠点回収
 - 排出者は、紙パック及びペットボトルを公民館等の公共施設の回収拠点に直接持参するものとします。
- エ 排出禁止物
 - 次に掲げるものは、市の指定するごみ集積所及び指示する場所に排出できません。
- (ア) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物（別表3に記載）
- (イ) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物（別表3に記載）

(ウ) 引越し等により一時的に多量に発生する一般廃棄物

(エ) その他家庭廃棄物の処理に著しい支障が生ずるもの

オ 排出禁止物の処理に係る市長の指示

	品 目	市長の指示
(ア)	特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に依頼してメーカーが指定した引取場所に搬入する。
	パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）（デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、CRT式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型パソコン）	排出者は、パソコンメーカー又は自ら輸入したものを販売する事業者へ回収を依頼する。なお、自作パソコン等で回収するメーカー等がない場合は「有限責任中間法人パソコン3R推進センター」に回収を依頼する。
	自動二輪車（原動機付き自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。
(イ)	プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く。）	排出者は、千葉県LPガス協会市川支部又はプロパンガス取扱店に相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
	消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づき、メーカー又は取扱店に回収を依頼する。
	ガソリン、灯油、オイル	排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
	自動車解体部品（ドア、バッテリー、タイヤ、ホイール等）	排出者は、ガソリンスタンド、カーショップ、タイヤ専門店、解体業者等に処理を相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
	ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く。）、農薬などの薬品	排出者は、購入した店又はメーカー等に引取りを依頼する。
(ウ)	引越し等により一時的に多量に発生する廃棄物	その処理を市川市クリーンセンターに依頼する場合は、排出者自ら同センターへ搬入するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に同センターまでの運搬を依頼する。ただし、いずれの場合も同センター受入基準（別表3）に従うものとする。
(エ)	その他の排出禁止物	排出者が自ら処理するか、専門業者に相談するか、又は購入した店に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理するものとする。

（３）事業系一般廃棄物

ア 収集運搬及び排出方法

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は、事業者が自らの責任において次のいずれかの方法により、適正に処理するものとします。

ただし、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第 24 条ただし書の要件（※）を満たす事業者については、この限りではありません。

なお、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（紙類等）については、再資源化事業者の事業場へ搬入し、資源化に努めるものとします。

(ア) 事業者が自ら処理するか、又は市長が許可した一般廃棄物処分業者に処分を委託して処理する。委託して処理する場合は、事業者が自ら委託先まで運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表 1）に委託して運搬する。

(イ) その処理を市川市クリーンセンターに依頼する場合は、事業者自ら同センターへ搬入するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表 1）に同センターまでの運搬を依頼する。

※ 条例第 24 条ただし書の要件（条例施行規則第 5 条の 2）

次のいずれの要件にも該当すること。

(1) 延べ面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されている事務所、店舗等（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるものを除く。）において事業を営んでいること。

(2) 前号に規定する事務所、店舗等から排出される一般廃棄物の 1 日当たりの量が、おおむね 5 キログラム以下であること。

イ 市川市クリーンセンター受入基準の遵守

事業系一般廃棄物を市川市クリーンセンターへ搬入する場合は、市川市クリーンセンター受入基準（別表 3）を遵守するものとします。

（４）小動物死体

ア 収集運搬及び排出方法

小動物死体は、電話申込みによって市に収集運搬を依頼するか、又は排出者が自ら市川市クリーンセンターに搬入するものとします。

3 適正処分プラン

(1) 中間処理方法及び処理量の見込み等

廃棄物の区分		施設	処理区分	処理主体	処理量 (トン／年)	処理方法等	
燃やすごみ	剪定枝葉	市川市クリーンセンター (市施設)	資源化	市(委託)	600	剪定枝葉は粉碎処理してチップ化し、堆肥の原料とします。	
	大型ごみ		可燃系	焼却処理	市(直営)	124,490	燃やすごみ及び可燃系大型ごみは焼却処理します。また、破碎処理後の可燃物(2,630トン／年)についても焼却処理します。
						1,380	
			破碎不適物	個別処理	市(委託)	150	専門業者にて処理します。
						不燃系	
	燃やさないごみ		6,150				
有害ごみ		個別処理 (資源化)	市(委託)	40	施設内で保管後、専門業者にて処理を行い水銀等を回収します。		
ビン		中間処理施設※2	資源化	市(委託)	3,270	ビンは手選別によりリターナルビンと色別(無色・茶・黒・緑)に選別し、リターナルビン以外はカレット化して、資源化します。また、カンは磁力選別により鉄とアルミに選別し、圧縮加工して、資源化します。※3	
カン					1,670		
プラスチック製 容器包装類	ペットボトル	中間処理施設 (民間施設)	資源化	市(委託)	6,810	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、選別・圧縮・梱包を行い、(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡します。	

※1 紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック)及び布類は、有価物として再資源化事業者へ直接引き渡しします。

※2 平成22年2月以降は、民間処理施設における処理を予定しています。

※3 ビンの一部は、(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡します。

(2) 最終処分方法及び処理量の見込み等

処理区分	廃棄物の種類	処理量 (トン/年)	処理主体	処理方法等
埋立処分	焼却残渣	16,600	市(委託)	市内に埋立処分場が無いことから、市外に埋立処分場を有する専門業者へ処理を委託します。
	破碎残渣	2,200	市(委託)	
	合計	18,800		

4 循環的利用プラン

(1) 循環的利用促進のための資源物の回収方法等

区 分		回収方法	資源物の種類	回収量 (トン/年)
ごみ集積所等における回収	ごみ集積所収集等	排出者の身近にあるごみ集積所で8種類の資源物を回収します。	ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）	22,010 ※1
	拠点回収	公民館等の公共施設の回収拠点で2種類の資源物を回収します。	紙パック、ペットボトル	60
	小 計			22,070
市川市クリーンセンターにおける資源回収	剪定枝回収	市川市クリーンセンターに燃やすごみとして搬入される剪定枝を粉碎後、木屑（チップ）として回収します。	剪定枝チップ	600
	金属回収	市川市クリーンセンターに搬入される燃やさないごみ及び大型ごみ（不燃系）を破碎処理後、金属を回収します。	金属（鉄、アルミ）	2,550
	小 計			3,150
集団資源回収		自治(町)会、子供会、PTA等により資源物を回収します。	ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、布類	6,910
合 計				32,130

※1 事業系一般廃棄物として、処理施設へ搬入される資源物（ビン・カン）の量を含む。

※2 この他にも、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、水銀体温計）については専門業者に処理を委託し、水銀等を回収します。また、破碎不適物についても専門業者に処理を委託し、金属等を回収します。

(2) 生ごみ堆肥化事業（じゅんかん堆肥の製造）

学校給食などの食品残渣（生ごみ）を資源として循環的利用するため、市庁舎食堂や小中学校の公共施設に生ごみ処理装置を設置し、この装置により処理された一次生成物と市川市クリーンセンターに搬入される街路樹等の剪定枝を粉碎した木屑（剪定枝チップ）を混合して堆肥化します。

（３）余熱利用施設整備・運営ＰＦＩ事業

市川市クリーンセンターにおける熱回収によって得た電力及び余熱を有効利用する温水プール、温浴施設などの健康増進施設をＰＦＩ事業により平成１９年度に引き続き整備・運営していきます。

この施設は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（ＰＦＩ法）に基づく事業として、公共施設の設計・建設・運営などに、民間の資金や技術を活用することで、市の財政負担の縮減及び平準化と市民への質の高いサービスの提供を図っていくものです。

【施設概要】

施設名称	クリーンスパ市川
所在地	市川市上妙典1554番地
敷地面積	6, 4 6 1 m ²
施設規模	4, 6 1 1. 9 6 m ² （鉄骨造２階建て）
事業者	ベイスパ市川ＣＣ株式会社
施設内容	○プールゾーン 25mプール８コース、多機能プール、子供プール ○風呂ゾーン 各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備 ○休憩ゾーン 大広間、広間３、飲食施設 ○その他 スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティスペース等
供用開始	平成 19 年 9 月

5 処理施設の概要

(1) 各処理施設

ア 燃やすごみ等の中間処理施設

施設名	市川市クリーンセンター
所在地	市川市田尻 1003 番地
稼働年月	平成 6 年 4 月
(焼 却 処 理 施 設)	
処理形式(焼却炉)	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	600 t / 24 h (200 t / 24h × 3 炉)
(破 碎 処 理 施 設)	
処理形式(破碎機)	衝撃せん断併用回転式(横型)
処理能力	75 t / 24 h
選別種類	4 種選別【鉄・アルミ(資源化)、可燃物(焼却処理)、鉄・アルミを除く不燃物(最終処分)】

イ プラスチック製容器包装類の中間処理施設

施設名	日鐵物流君津(株) 市川工場
所在地	市川市上妙典 1618-1 他
取扱廃棄物	ペットボトル及びプラスチック類
内 容	中間処理(選別・減容・梱包)
処理能力	39.2 t / 日 (4.9 t / h × 8 h)

(2) 市内の民間処理施設

(市及び他市町村で処理(資源化)ができない廃棄物の受入施設)

ア 固形燃料(RPF)への資源化施設

施設名	(株)市川環境エンジニアリング 行徳工場
所在地	加藤新田 2 1 2 番地
取扱廃棄物	可燃ごみ・資源ごみ
内 容	中間処理(破碎・選別・造粒)
処理予定量	18,000 t / 年
搬入元市区町村	船橋市、成田市、四街道市、御宿町等

イ 廃家電リサイクル施設

施 設 名	(株)ハイパーサイクルシステムズ
所 在 地	東浜 1 丁目 2 番地 4
取扱廃棄物	廃家電製品
内 容	中間処理（破碎）
処理予定量	36,300 t／年
搬入元市区町村	藤沢市、町田市、国立市、昭島市等

ウ 食品残渣リサイクル施設

施 設 名	(株)農業技術マーケティング
所 在 地	本行徳 2 5 5 4 番 6 3
取扱廃棄物	食品残渣
内 容	中間処理（破碎・減圧乾燥）
処理予定量	4,000 t／年
搬入元市区町村	我孫子市、浦安市、江東区、江戸川区等

6 発生抑制・排出抑制プラン

(1) 家庭廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業概要
レジ袋の削減	ごみの発生抑制のきっかけとなるレジ袋削減の取組みについて、消費者、事業者、行政の関係者により構成する「(仮称)市川市レジ袋削減促進協議会」を開催し、レジ袋削減に効果的な手法等について協議を行いつつ、レジ袋削減に向けた具体的な取組みを展開していきます。
ごみ減量化・資源化協力店制度	ごみ減量化・資源化協力店に対するマイバッグ運動の啓発などのPRを行い、商品の簡易包装等を促進するとともに、使い捨て製品の取扱い自粛、ビン・カン・紙パック等の資源物の店頭回収等により、家庭から排出されるごみの減量に取り組む販売店を拡大します。 また、市民に対しても、ごみ減量化・資源化協力店の取組みに積極的に協力するようPRしていきます。
電動式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)の普及	家庭から出る生ごみの減量・有効活用を促進するため、電動式生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)の購入世帯に対し、購入費用の一部を補助します。
大型ごみの有料収集	住民サービスの負担の公平性を確保するとともに、不用品の再利用、譲渡によるごみの発生抑制を図るため、大型ごみの有料収集を行います。
市川市リサイクルプラザにおける不用品再使用の促進	ごみ問題全般に関する情報発信と家庭からの不用家具等の引き取り・展示販売・不用品の情報提供・フリーマーケットの開催などの事業を行います。
小中学生への副読本の配布	将来を担う子どもたちに、学校での授業を通してごみの減量とリサイクルの推進や地球環境保全を伝えるため、小学4年生に社会科副読本として「ごみ探偵団が行く!」、中学生に環境学習副読本として「じゅんかん型社会を3Rで実現しよう!」を配布します。
清掃施設見学会の実施	ごみ処理の実態を身近に体験してもらうため、年間を通して市川市クリーンセンター等の見学会を実施し、中間処理や最終処分の状況を理解してもらい、ごみの発生・排出抑制と分別の徹底の普及啓発を行います。

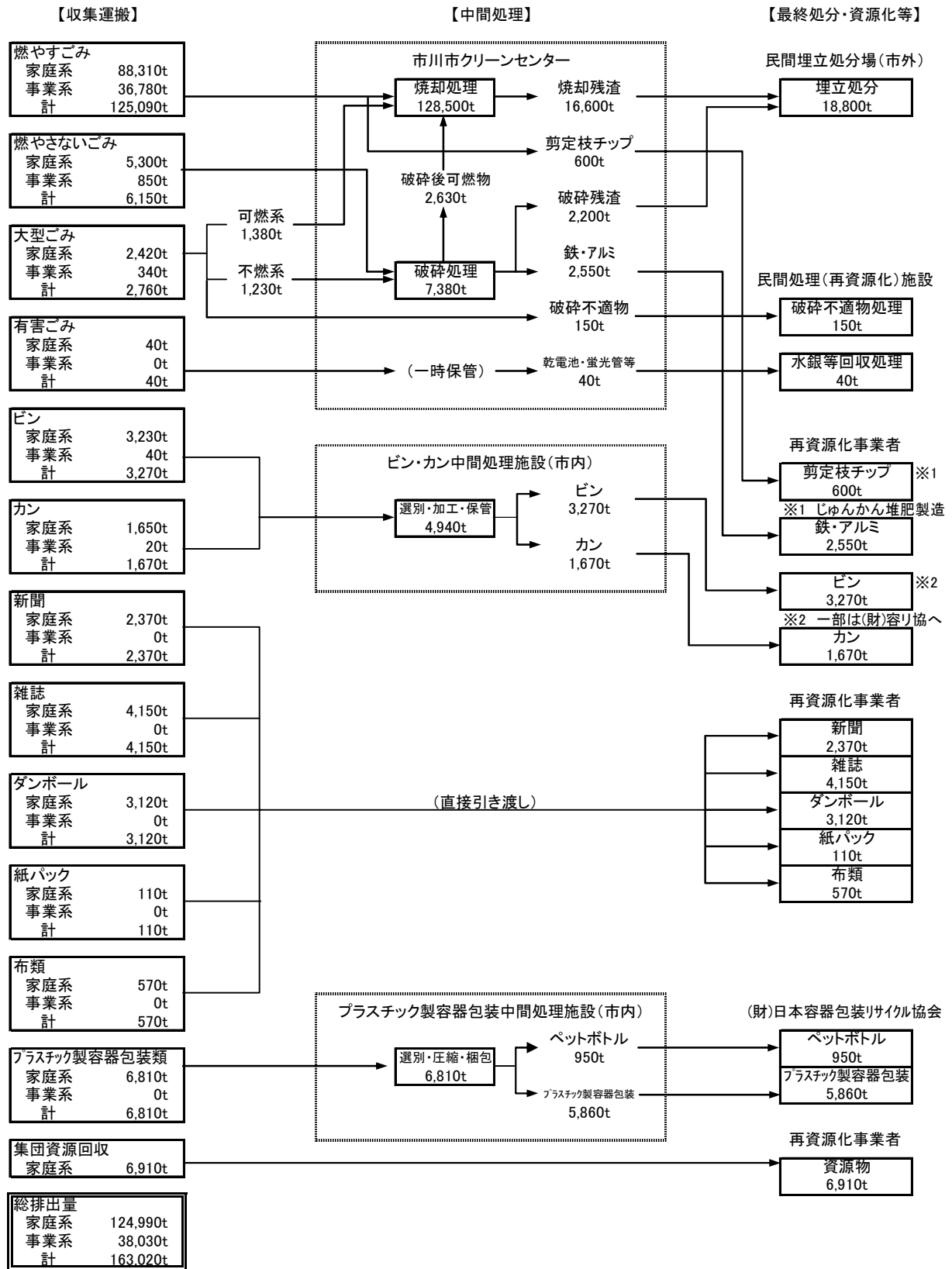
(2) 事業系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業概要
ごみの減量・資源化の啓発・指導	事業所に対し、ごみの減量・資源化に取り組むよう指導するとともに収集運搬業者に対しても取引先事業者と協力・連携して資源化に取り組むよう指導します。 また、事業所に対しリサイクル施設などごみの減量・資源化に関する情報を提供します。
事業用大規模建築物所有者の啓発・指導	事業用大規模建築物(大規模小売店舗立地法第2条2項に規定する大規模小売店舗及び延べ床面積3,000㎡以上の特定建築物)の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任及び減量・資源化・適正処理計画書の作成を義務づけ、事業用大規模建築物から排出されるごみの発生抑制と資源化について啓発・指導します。

7 市民参加・情報公開プラン

主な事業名	事業概要
市川市廃棄物減量等推進審議会の開催	一般廃棄物の減量・資源化・適正処理等に関する施策などを審議する市川市廃棄物減量等推進審議会を開催し、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、各方面からの幅広い視点による意見を求めています。（審議会の委員構成：市議会議員、学識経験者、市民の代表者、生産・販売関係者、廃棄物処理業者など15名）
じゅんかんプロジェクト（市川市循環型社会推進懇談会）の開催	市民・事業者と行政が連携し協働して市の施策の検討、具体化を図るため、公募による市民や事業者等で構成するじゅんかんプロジェクト（市川市循環型社会推進懇談会）を開催し、ごみの減量・資源化方策等を検討します。
じゅんかんパートナー（市川市廃棄物減量等推進員）制度	「資源循環型都市いちかわ」を目指した取組みの普及やごみ集積所等の清潔保持等を推進するため、地域リーダーの役割を担うじゅんかんパートナー（市川市廃棄物減量等推進員）350名の活動を通じて、地域コミュニティ単位での循環型社会の形成を促進します
市川市じゅんかん白書の作成	循環型社会の実現に向けた取組みや廃棄物処理、資源化の実績等をまとめた「市川市じゅんかん白書」を作成し、いちかわじゅんかんプラン 21 の進捗状況やごみ処理の現状を広く公表します。
環境清掃部清掃広報誌「じゅんかんニュース」の発行	「資源循環型都市いちかわ」を目指すための市の取組みやごみ・リサイクル関連のホットニュースをまとめた環境清掃部清掃広報誌「じゅんかんニュース」を年数回発行し、自治（町）会経由で回覧します。
広報いちかわによる情報提供	市民の3R意識の高揚や12分別収集等によるごみ減量・資源化の促進を図るため、市川市清掃行政の取組みや12分別の実施状況の検証等について、少なくとも年1回、特集記事を広報いちかわに掲載し、広く市民等へ情報公開・情報提供を図ります。
ホームページの充実	じゅんかんプロジェクト6（平成18年度循環型社会推進懇談会）によるホームページに関する提案内容をもとに、引き続き、ごみとリサイクルに関する施策や情報等を市ホームページで分かりやすく提供するとともに、内容の充実を図ります。
ごみ分別ガイドブックの配布	家庭から出る資源物のごみの分け方・出し方等をまとめた「ごみ分別ガイドブック」を市外から転入する世帯を中心に配布します。
出前説明会の開催	「資源循環型都市いちかわ」を目指した取組みの普及を図るため、自治（町）会、学校、地域のイベント等に出向き、ごみの出し方やごみ処理の現状等について説明を行います。
清掃行政協力者表彰の実施	資源回収活動及び地域清掃等により、ごみの減量・資源化や地域の環境美化に継続して貢献した自治（町）会、こども会、小学校PTA、事業者等の団体及び個人に対し、清掃行政への協力者として表彰します。

8 ごみ処理フロー



Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分		収集運搬 主体	収集量 (kℓ /年)	収集頻度	搬入先
し尿	くみ取り便所	市（委託）	4,000	定期又は申込みの都度	市川市 衛生処理場
	仮設トイレ等	許可業者	1,500	申込みの都度 （仮設トイレ等の収集）	
浄化槽汚泥		許可業者	63,600	浄化槽清掃実施の都度	
合 計			69,100		

(2) 収集運搬方法等

- ア 公共下水道処理対象区域内では、し尿及び生活雑排水を公共下水道に排水する。
- イ し尿は、市長が委託した業者のバキューム車により定期的に収集し、市川市衛生処理場に搬入する。なお、定期収集を超えて汲み取りを必要とする場合は、申込み制により市長が委託した業者により収集する。
- ウ 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者（別表2）に収集を依頼し、市川市衛生処理場に搬入する。
- エ 浄化槽を設置している者（浄化槽管理者）は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検については千葉県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については市長が許可した浄化槽清掃業者に委託して年1回以上（全ばっ気方式の浄化槽については6ヶ月に1回以上）実施するものとする。
- オ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者（別表2）に収集を依頼し、市川市衛生処理場に搬入する。

2 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理方法及び処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理量 (kℓ /年)	処理主体	処理方法等
し 尿 浄化槽汚泥	69,100	市（直営）	市川市衛生処理場において処理します。 なお、余剰汚泥は焼却処理し、処理水は河川（二俣川）へ放流します。

(2) 最終処分方法及び処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理量 (トン/年)	処理主体	処理方法等
焼却残渣※1	300	市(委託)	市内に埋立処分場が無いことから、市外に埋立処分場を有する専門業者へ処理を委託します。

※1 (1)の余剰汚泥の焼却処理により発生した焼却残渣

3 処理施設の概要

施設名	市川市衛生処理場
所在地	市川市二俣新町15番地
処理方式	主処理：膜分離高負荷脱窒素処理 高度処理：凝集膜分離＋活性炭吸着
処理能力	242kℓ / 日
汚泥処理	汚泥脱水機（遠心分離式）＋焼却炉（流動床式）

4 普及啓発等

(1) 高度処理型合併処理浄化槽（5～10人槽）の設置費補助

公共下水道の整備が当分の間（7年以上）見込まれない地域において、公共用水域の水質浄化に効果のある高度処理型合併処理浄化槽を普及するため、窒素やリンを除去する高度処理浄化槽の設置費（単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽への転換上乗せ補助を含む）の一部を補助します。（平成21年度設置見込数：130基）

(2) 下水道接続の促進

公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続工事を促進するため、水洗便所改造資金の貸付と私道下水道管渠敷設工事費の助成を行います。

(3) 普及啓発

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）及び高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、広報やパンフレット等による啓発を行います。

別表 1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（ごみ）

【ごみ】

No.	会 社 名	所 在 地	引越し ごみ等	事業系 一般 廃棄物
1	(有)市川企業	南大野 1－9－2 6	—	○
2	(株)石井興業所	曾谷 3－7－2	—	○
3	(有)昭和	稲越町 1 7 0－1	○	○
4	(株)光伸清運	曾谷 6－3 0－2	○	○
5	大市産業(株)	大野町 3－1 6 9 6	○	○
6	(株)市川環境エンジニアリング	田尻 2－1 1－2 5	○	○
7	(有)京昇産業	柏井町 1－1 2 6 3－2	○	○
8	(有)田島清掃	妙典 1－9－1 2	○	○
9	(株)国分運輸	大野町 1－5 6－3	○	○
10	(有)三穂興業	大野町 2－5 9 5－4	○	○
11	(株)クリーンタグチ	入船 6－2 4	○	○
12	(株)マツカゼ	曾谷 1－3 1－2 4	○	○
13	(有)三橋サービス	大野町 4－2 8 4 6	○	○
14	(有)藤城清掃サービス	国分 2－7－6	○	○
15	(有)伸興環境	須和田 1－2 3－1 0	○	○
16	千葉建設(株)	押切 2 0－3	○	○
17	(株)大進工業	鬼越 2－5－4	○	○
18	第一優美(有)	大和田 5－1 5－1 7	○	○
19	(有)及川建材興業	大野町 2－7 7 3－2	○	○
20	千葉ロードサービス(株)	南八幡 3－7－3	○	○
21	(株)曾谷造園土木	曾谷 3－9－5	○	○
22	立建建設(株)	大野町 2－1 8 4 9	○	○
23	日本サービス(株)	松戸市主水新田 4 7 6－1 0	○	○
24	(株)建総	原木 3－1 8－9	○	○
25	(株)東日本環境アクセス	東京都台東区東上野 3－4－1 2	事業所限定	
26	共同産業(株)	習志野市大久保 1－1 1－2 0	事業所限定	
27	(有)鈴木商店	鎌ヶ谷市初富 1 6 0－5 1	事業所限定	
28	京葉ロードメンテナンス(株)	東京都中央区日本橋人形町 2－4－9	高速道路施設限定	
29	(有)市川胞衣社	若宮 3－3 0－1 3	胞衣等限定	
30	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 8－1－3 3	食品残渣限定	
31	千葉興産(株)	千葉市美浜区新港 2 4 9－7	食品残渣限定	
32	(財)市川市清掃公社	二俣新町 1 3－1	市事業限定	
33	千葉産業クリーン(株)	銚子市小浜町 2950	可燃性分別ごみ限定	

別表 2 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（浄化槽汚泥・し尿）

【浄化槽汚泥】

No.	会 社 名	所 在 地
1	(財)市川市清掃公社	二俣新町 1 3 - 1
2	(株)矢切衛生社	松戸市下矢切 7 0 6
3	(株)市川環境エンジニアリング	田尻 2 - 1 1 - 2 5
4	(株)都市整美センター	東京都墨田区両国 4 - 1 9 - 2
5	(株)エイケン	船橋市米ヶ崎 7 2 9
6	京葉管理事業(株)	柏市つくしが丘 1 - 1 4 - 8
7	(株)建総	原木 3 - 1 8 - 9
8	(株)市川衛生管理センター	曾谷 6 - 3 0 - 2

【し尿】

No.	会 社 名	所 在 地
1	(財)市川市清掃公社	二俣新町 1 3 - 1

別表3 市川市クリーンセンター受入基準

1 市川市クリーンセンターにおいて受入する一般廃棄物は次のとおりとする。

区 分	条 件
燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類など)	(1) 搬入しようとする廃棄物が市内で発生したものであること。
燃やさないごみ (金属類、ガラス類、陶磁器類)	(2) 搬入しようとする廃棄物が左欄の区分に応じて分別されていること。
大型ごみ (寝具、家具、自転車、じゅうたんなど)	(3) 搬入しようとする廃棄物が爆発、火災等の危険のないようにされていること。
有害ごみ (乾電池、蛍光灯、水銀体温計)	(4) 搬入しようとする廃棄物が処理施設に支障が生じない形状にされていること。
	(5) 資源物は出来るだけ資源物として選別し、搬入量を減らすこと。

2 市川市クリーンセンターにおいて受入しない一般廃棄物は次のとおりとする。

(1) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物

	品 目
1	家電リサイクル法施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）
2	使用済パソコン（デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、CRT式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型パソコン）※プリンター等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA、ワークステーション、サーバー等は対象外
3	廃自動二輪車（原動機付き自転車を含む）

(2) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物

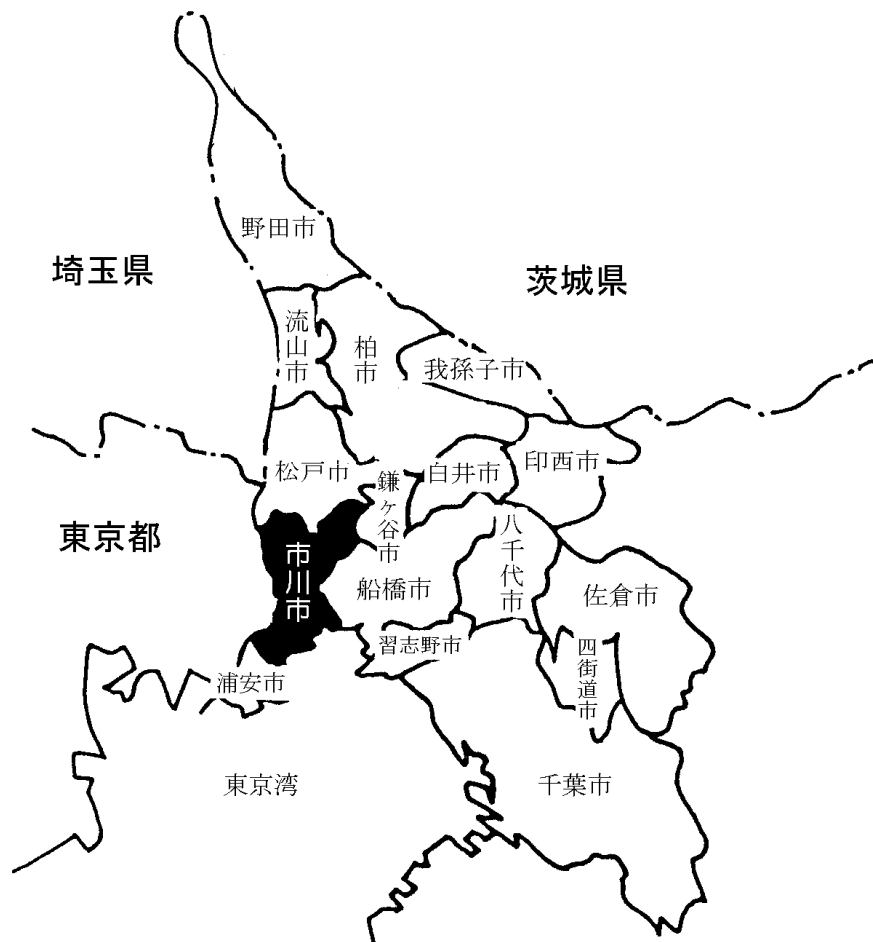
	廃棄物の種類
1	爆発の危険性のあるもの（プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く）、消火器、花火、火薬類等）
2	引火の危険性のあるもの（ガソリン、灯油、オイル等）
3	感染の危険性のあるもの（注射針等）
4	有害性物質を含むもの（薬品、農薬、殺虫剤、ニカド電池等）
5	著しく悪臭を発するもの（糞尿、汚物等）
6	液状のもの（廃油、ペンキ等）
7	粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのあるもの
8	自動車解体部品（ドア、バッテリー、タイヤ、ホイール等）
9	ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く）
10	その他処理が著しく困難なものと認められるもの及び処理施設の機能に支障が生ずるものと認められるもの

◆市勢と廃棄物事業のあゆみ

市川市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と接して東京湾に臨み、西は江戸川を隔てて東京都と隣接しています。

市域は東西が約8km、南北が約13km、面積は56.39km²で、地形は北部一帯は標高20mを越える台地となっていますが、南部に向かってやや傾斜し、標高2～3mの平坦な低地が広がっています。

都心から20km圏に位置し交通の便が良いことなどから、住宅都市として発展しており、臨海部の埋立地には企業が進出し、京葉工業地帯の一翼を担っています。



人 口	473,064人
世 帯 数	216,655世帯
世帯当り人数	2.18人／世帯
面 積	56.39km ²
人 口 密 度	8,389人／km ²

(平成20年10月1日現在)

年 度	区 分	内 容
昭和 9年度	その他	・ 市制施行 （11月）
21年度	ごみ	・ 掃除巡視員制度 を設け市内を5地区に分け、塵芥処理、環境衛生業務を実施（6月）
23年度	その他	・ 衛生課発足 （6月）
25年度	ごみ	・ 衛生班7班を編成し「ごみ投入共同箱」及び各家庭へのごみの巡回収集を実施（4月）
29年度	ごみ	・ 柏井町2丁目に 柏井^{じんがい}塵芥焼却場 (18t/日) 完成 （2月）
	し尿	・ し尿汲み取りをし尿収集許可業者により実施（7月）
	その他	・ 明治33年制定「汚物掃除法」が廃止され「 清掃法 」が 制定 される。（4月） ・ 「 市川市清掃条例 」 制定 （10月）
36年度	ごみ	・ 柏井塵芥焼却場(37.5t/日)増設（2月）
	し尿	・ 大野町2丁目地先にし尿貯溜場を設置（11月）
37年度	ごみ	・ 各戸のごみ箱を廃止しポリ容器・紙袋による混合収集方式に改め、市街地は週3回、その他の地域は週2回の 定期収集を開始 （3月） ・ 犬猫死体焼却場を南八幡に設置（3月）
	その他	・ 清掃課発足 （10月）
38年度	し尿	・ 大町地先にし尿貯溜場を設置（7月）
39年度	ごみ	・ 柏井塵芥焼却場(50t/日)増設（3月）
	し尿	・ 二俣新町に衛生処理場建設着工（11月）
	その他	・ 部制施行に伴い経済衛生部に所属（4月）
40年度	し尿	・ 清掃第2係を設けし尿汲み取り業者の指揮監督体制を設置（9月） ・ 衛生処理場 竣工 （200kℓ /日）（3月）
	し尿	・ し尿収集業者を企業合同させ、協同組合を設け(40.11市川清掃事業協同組合、42.9協同組合市川興運)、し尿収集を2業者に委託(11月)
42年度	し尿	・ し尿収集業者を企業合同させ、協同組合を設け(40.11市川清掃事業協同組合、42.9協同組合市川興運)、し尿収集を2業者に委託(11月)
	その他	・ 「市川市清掃条例」全面改正（9月）
43年度	し尿	・ 衛生処理場 増設(100kℓ /日)（3月）
	その他	・ 清掃課を清掃第1課、清掃第2課に分離（4月）
44年度	その他	・ 「 空地に係る環境衛生の保全に関する条例 」 制定 （12月）
45年度	ごみ	・ 民間2業者にごみ収集を委託し、駅周辺の早朝収集開始（6月）
	その他	・ 都市計画ごみ処理場として都市計画決定（12月） ・ 「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 」 制定 （12月）
	ごみ	・ 粗大ごみ収集を開始 （年6回）（7月）
46年度	ごみ	・ 粗大ごみ収集を開始 （年6回）（7月）
	その他	・ 環境衛生部に部名変更（10月） ・ 「 市川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 」 制定 （3月）
47年度	ごみ	・ 仮称市川市高谷清掃工場建設工事着工（7月）
	し尿	・ 衛生処理場余剰汚泥処理装置・脱臭装置完成（10月）
	その他	・ 保健衛生部に部名変更（1月）
48年度	ごみ	・ 柏井塵芥焼却場閉鎖・操業中止（12月）
	し尿	・ 「市川市汲取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」制定（10月）

年 度	区 分	内 容
49年度	ごみ	・ごみの分別収集一部地区で試行実施（4月） ・粗大ごみ破砕処理施設着工（10月） ・西浜清掃工場竣工（450t/日）（12月） ・可燃ごみ週3回、不燃ごみ週1回の全市域分別収集開始（12月）
	し尿	・「市川市浄化槽清掃料金補助金交付要綱」を制定し、補助金交付開始（4月） ・衛生処理場（100kℓ /日）増設（3月）
	その他	・機構改革により保健衛生部から「清掃部」として独立し、清掃第1課・清掃第2課・清掃第3課・清掃工場・衛生処理場の体制に変更（10月）
50年度	ごみ	・西浜清掃工場粗大ごみ破砕処理施設竣工（60t/5h）（4月） ・粗大ごみ、月1回の集積所収集開始（4月）
	その他	・財団法人市川市清掃公社設立（6月）
51年度	ごみ	・柏井塵芥焼却場解体（10月）
	し尿	・衛生処理場前処理設備・汚泥乾燥設備・脱臭設備完成（3月）
52年度	し尿	・し尿汲み取り料金の無料化実施（4月）
53年度	その他	・機構改革により清掃部と環境部が合併し環境清掃部となり、清掃第1課・清掃第3課が清掃事務所に、清掃第2課が清掃管理課に変更（4月）
54年度	その他	・機構改革により清掃事務所・清掃管理課を統廃合し、新たに清掃事務所制をしき、管理課と業務課を設置（5月） ・「土砂等による土地の埋立、盛土並びにたい積に関する指導要綱」施行（9月）
55年度	ごみ	・最終処分を茨城県北茨城市内の民間業者に一部委託開始（5月） ・集団資源回収開始（7月） ・最終処分を民間業者に全量委託開始（1月）
	その他	・「市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例」制定（10月）
56年度	ごみ	・空きビンの月1回集積所収集開始（集団資源回収地区を除く）（8月）
	し尿	・「市川市浄化槽清掃料金補助金交付規則」制定（4月）
	その他	・「市川市環境美化条例」制定（7月）
57年度	ごみ	・粗大ごみ戸別収集を申込み制にて一部地区で開始（7月）
	し尿	・浄化槽汚泥処理手数料有料化実施（5月）
58年度	し尿	・「浄化槽法」公布（5月）
59年度	ごみ	・廃乾電池（筒型）を有害ごみとして週1回の分別収集を開始（4月） ・空きビン収集を月2回に増加（4月）
	その他	・「市川市清掃工場建設基金の設置、管理及び処分に関する条例」制定（3月）
61年度	ごみ	・駅前広場周辺の道路等の清掃業務を（財）市川市高齢者福祉事業団に委託開始（4月）
	その他	・機構改革により清掃部となり、清掃事務所制を廃止し、管理課を清掃管理課、業務課を清掃業務課とし、清掃工場建設準備室を新設（7月）
62年度	ごみ	・燃えないごみ（直営収集分）の中間処理を民間業者に一部委託開始（7月）
63年度	ごみ	・定期収集後の集積所周辺の巡視及び清掃を行うため、巡回清掃業務を民間業者に委託開始（4月）
	その他	・「市川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水）」策定（10月）

年 度	区 分	内 容
平成 元年度	ごみ	・不法投棄防止協力員制度を開始（4月） ・空きビン収集地区を3割から4割に拡大。収集回数も月2回から週1回に増加 ・最終処分（全量）の委託先を銚子市内の民間業者に変更（4月）（8月） ・市川市のキャンペーン（タイトル「シェイプアップ市川」「ごみを減らして」）を開始
2年度	ごみ	・空きビン収集地区を市域の7割地区に拡大すると共に空きカンの回収もビンと併せ週1回実施（4月） ・集団資源回収参加団体に対して報償金の交付を開始（4月） ・粗大ごみの中間処理を民間業者に委託開始（4月） ・（仮称）市川市クリーンセンター建設工事着工（9月） ・牛乳パックの回収を公民館・小学校で開始（10月） ・ごみ処理業務のイメージ改革として、ごみ収集車のカラーリングの実施とキャラクター（キラリン・ピカリン）を制作（10月） ・庁内で紙ごみの回収を開始（3月）
	その他	・機構改革によりクリーン推進課を新設し、また、清掃工場建設準備室を清掃工場建設室に変更（7月） ・ごみの発生から処分まで、また、身近にできるごみ対策について、女性の視点から考え、行動し、施策に参加する場として『女性の会』が発足（8月）
3年度	ごみ	・空きビン、空きカン回収を市内全域に拡大（4月） ・ごみ処理業務のイメージ改革として、新デザインのユニホームを着用（4月） ・市内在住者を対象にコンポスト容器購入費補助制度を開始（6月） ・「市川市ごみ減量化・資源化協力店」制度開始（10月）
	その他	・「再生資源の利用促進に関する法律」制定（4月） ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正（10月）
4年度	し尿	・「市川市汲み取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」廃止（4月） ・「市川市生活排水対策推進計画」策定（3月）
	その他	・「一般廃棄物処理手数料」に消費税相当額導入（4月）
5年度	ごみ	・不法投棄防止協力員制度を廃止（4月） ・廃棄物減量等推進員（クリーンパートナー）設置（42名）（7月） ・市川市廃棄物減量等推進審議会の設置（8月） ・新清掃工場（市川市クリーンセンター）仮稼動開始（11月）
	し尿	・「市川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」並びに「市川市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱」を制定し、補助金交付を開始（4月）
	その他	・「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」並びに「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則」施行（7月）

年 度	区 分	内 容
6年度	ごみ	・市川市クリーンセンター 竣工 (4月) (焼却施設600 t /日、不燃・大型ごみ破碎施設 75 t /5h) ・ごみの収集方法の一部変更(プラスチック、ゴム、皮革類等を燃えるごみとして収集) (4月) ・J R総武線を境に燃えるごみの収集ブロックを2地区に変更 (4月) ・フロンガス回収(対象は冷蔵庫とエアコン)開始 (4月) ・市川市クリーンセンター見学会開始 (5月) ・廃棄物減量等推進員10名増員(計52名) (7月) ・大型ごみ戸別収集を市内全域に拡大 (10月) ・清潔で、明るく、緑豊かで住むことに愛着のもてるまちの実現に全力を傾けることを誓い、「クリーン・グリーン都市」を宣言 (11月) ・旧清掃工場解体取り壊し着工 (12月) ・「一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理編)」策定 (3月)
	し尿	・「一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理編)」策定 (10月)
	その他	・清掃工場名称変更と組織替・施設広報係、化学技術係(公害防止の強化)の新設 (4月)
7年度	ごみ	・廃棄物減量等推進員10名増員(計62名) (7月) ・旧清掃工場解体取り壊し完了 (1月) ・「ごみ処理と資源化物処理に係る基本方針」策定 (3月)
	その他	・市川市リサイクルプラザの開設 (6月) ・都市計画汚物処理場として市川衛生処理場を都市計画決定 (11月) ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」施行 (12月)
8年度	ごみ	・廃棄物減量等推進員10名増員(計72名) (3月) ・「市川市分別収集計画」策定 (10月)
	し尿	・し尿収集運搬手数料有料化を実施 (10月)
	その他	・機構改革により清掃工場建設室を廃止し、施設課を新設 (4月) ・市川都市計画ごみ焼却場の都市計画変更 (12月)
9年度	ごみ	・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく、ペットボトル及び紙パックの拠点回収開始 (4月) ・廃棄物減量等推進員10名増員(計82名) (7月) ・「市川市一般廃棄物処理施設整備基本計画」策定 (3月)
	し尿	・新衛生処理場建設着工 (9月)(スクラップアンドビルト方式) ・旧衛生処理場施設の撤去開始 (11月)
10年度	ごみ	・指定袋制及び大型ごみ収集有料化を市川市廃棄物減量等推進審議会に諮問 (11月) ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化の答申 (1月)
	その他	・「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」制定 (6月) ・「市川市家庭系ごみに係る指定袋の認定基準」を制定 (1月) ・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正 (3月) (大型ごみ収集有料化に伴う手数料規定の改正)

年 度	区 分	内 容
11年度	ごみ	・剪定枝葉のチップ化開始 (4月) ・「第2期市川市分別収集計画」策定 (6月) ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化実施 (10月) ・市川市リサイクルプラザ不用品有料販売開始 (11月)
	し尿	・単独処理浄化槽清掃料金補助金交付廃止 (4月) ・新衛生処理場竣工 (3月)
	その他	・機構改革により、清掃部に政策調整担当を設置し、クリーン推進課をリサイクル推進課へ改称 (4月) ・市川市クリーンセンター「ISO14001認証取得に向けて」の宣言 (4月) ・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」一部改正 (5月) ・市川市クリーンセンターISO14001の認証を取得 (2月)
12年度	ごみ	・電気式生ごみ処理機購入費補助制度を開始 (5月) ・市川市リサイクルプラザにリサイクルガラス工芸教室を開設 (6月) ・市川市クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事着工 (9月) ・事業系ごみの減量と適正処理について啓発リーフレットを市内12,000の事業所へ送付 (11月)
	し尿	・新衛生処理場供用開始 (4月) ・「合併処理浄化槽清掃料金補助金」及び「合併処理浄化槽維持管理費補助金」交付廃止 (4月)
	その他	・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」完全施行 (4月) ・「循環型社会形成推進基本法」完全施行 (1月)。併せて、廃棄物処理法の改正等の個別法律も整備 (5～6月)
13年度	ごみ	・特定家庭用機器再商品化法対象品目（ブラウン管式テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン）の市受入廃止 (4月) ・市川市クリーンセンター灰固形化施設整備工事着工 (6月) ・「ごみ処理・リサイクルに関する市民意識調査」実施 (7月) ・廃棄物減量等推進員を公募。循環型社会へ対応すべく、呼称をクリーンパートナーからじゅんかんパートナーへ変更（市内14地区81名） ・一般廃棄物処理基本計画を市民参加で策定する「循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）」設置 (8月) ・市川市クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事完成 (9月) ・プラスチック製容器包装類のモデル回収開始 (10月) ・買物袋持参運動をモデル地区で開始 (10月)
	その他	・「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」施行 (4月) ・「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」施行 (4月) (5月) ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」施行 ・市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）策定（ごみ処理編・生活排水処理編） (3月) ・市役所本庁舎ほか18施設でISO14001の認証を取得 (3月)

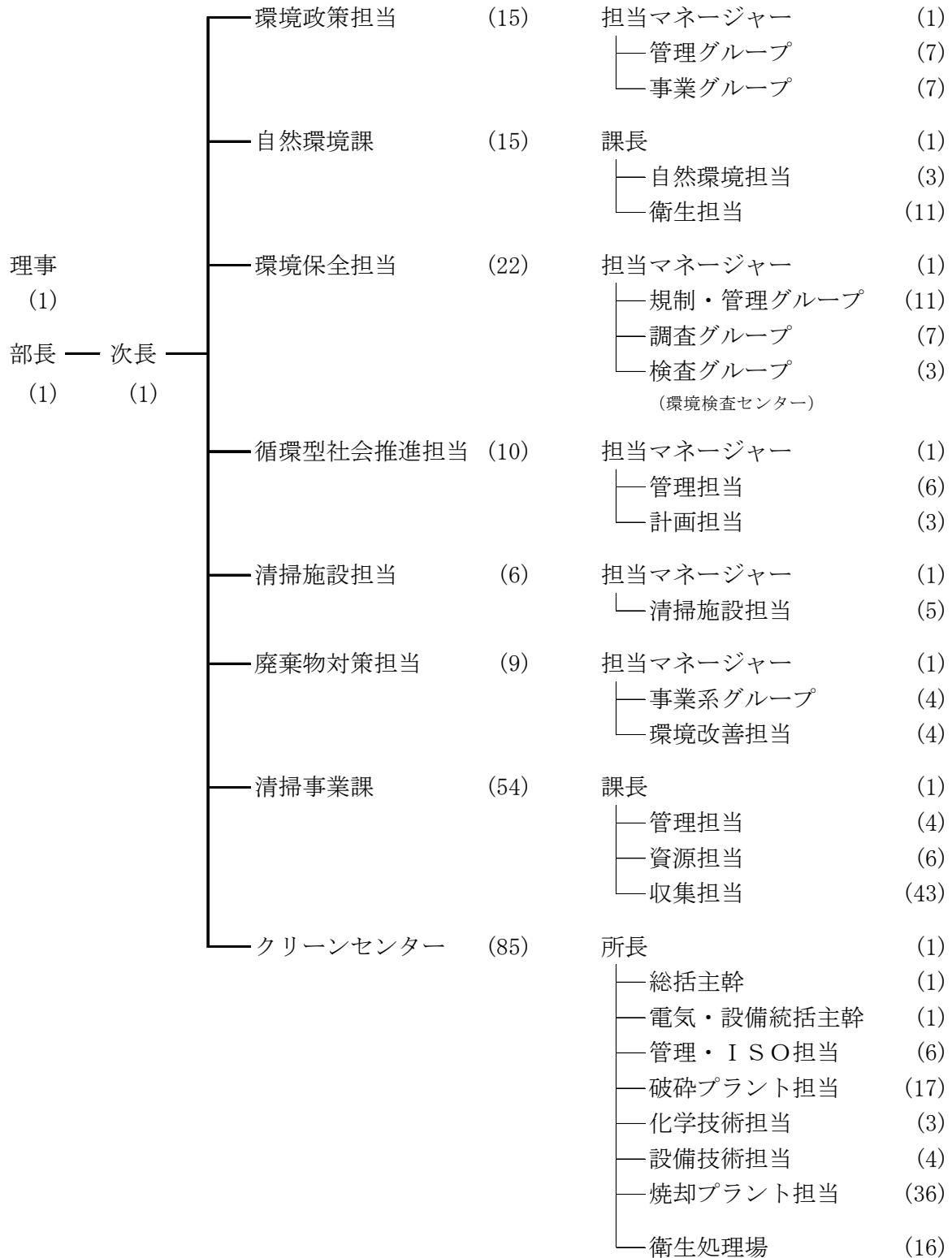
年 度	区 分	内 容
14年度	ごみ	・市川市クリーンセンター灰固形化施設整備工事完成（4月） ・「第3期市川市分別収集計画」策定（6月） ・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区139名）（7月） ・市川市清掃公社「じゅんかん堆肥」を販売開始（1袋40リットル型）（8月） ・焼却量の削減、資源化率の向上を目指した「資源物とごみの12分別収集」を全市域で開始（10月） ・市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業の実施方針を公表（12月）
	し尿	・「市川市生活排水対策推進計画」（二次計画）を策定（3月）
	その他	・廃棄物処理を環境行政の一環として推進していくため、環境部と清掃部を「環境清掃部」に組織改正。清掃管理課を環境衛生課として、衛生処理場を合併。清掃施設課をリサイクル推進課に統合（4月） ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」施行（5月） ・市川市クリーンセンターISO14001更新審査（2月）
15年度	ごみ	・リサイクルプラザの展示販売品をホームページ掲載（4月） ・買物袋持参運動推進検討会発足（7月） ・ひとり暮らしの高齢者、障害者等を対象に「大型ごみ」のサポート収集を開始（7月） ・循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）メンバーと協働で「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市民に配布（11月） ・リサイクルショップ「あある」閉館（3月）
	その他	・「資源有効利用促進法」に基づきメーカー等による家庭用使用済みパソコンの回収・リサイクル開始（10月） ・「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」並びに「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する施行条例規則」一部改正（12月） ・「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」並びに「空地に係る環境衛生の保全に関する施行規則」一部改正（12月）
16年度	ごみ	・特定家庭用機器再商品化法対象品目（冷蔵庫）の追加に伴い、市受入廃止（4月） ・最終処分（全量）の民間委託処分先を2業者に変更（4月） ・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区149名）（7月） ・市民、事業者等による「マイバック運動推進会」発足（7月） ・市川市クリーンセンターに搬入される燃やさないごみ及び大型ごみの手選別開始 ・じゅんかん堆肥の1袋15リットル型販売開始（10月） ・従来の小・中学生用副読本を循環型社会の構築の視点から見直して配布（3月）
	し尿	・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の補助事業を開始（4月）
	その他	・機構改革により環境衛生課を廃止し、廃棄物対策課を新設（4月） ・組織改革により衛生処理場をクリーンセンターに統合（4月） ・二輪車リサイクルシステム（業界による自主的取り組み）開始（10月） ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」完全施行 ・京都議定書発効（2月）

年 度	区 分	内 容
17年度	ごみ	・第4期「市川市分別収集計画」策定（6月） ・アスベスト含有家庭用品廃棄物の分別収集を開始（10月） ・リサイクルプラザで販売家具等の有料配送を開始（10月）
	その他	・ ‘ゼロエミッションフォーラム・イン・いちかわ2005’を開催（8月） ・市川市クリーンセンターISO14001第2回更新審査（2月）
18年度	ごみ	・ パーソナルコンピュータ及び原付バイクの市受入廃止（4月） ・市川市リサイクルプラザ内に資源じゅんかん政策課分室を設置（4月） ・燃やさないごみ、有害ごみ収集車をアスベスト飛散対策車に変更（6月） ・容器包装リサイクル法の一部改正（6月） ・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区259名）（7月） ・事業系ごみ（一般廃棄物）実態アンケート調査実施（市内6,000事業所）（2月）
19年度	ごみ	・学校給食残渣等を対象とした生ごみ資源化モデル事業の実施（4月） ・「第5期市川市分別収集計画」策定（6月） ・ 余熱利用施設（クリーンスパ市川）オープン（9月）
	その他	・循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）メンバーと協働で環境清掃部清掃ホームページ「ごみとリサイクル」を全面改訂し公開（4月） ・環境省が「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を策定（6月） ・環境省が第2次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画を策定（3月）
20年度	ごみ	・eモニターによる「ごみの処理とリサイクルに関するアンケート」を実施（6月） ・家庭ごみの収集運搬を入札により長期継続契約（3年間）で委託（10月） ・燃やすごみのハッピーマンデーを開始（10月）
	し尿	・合併処理浄化槽の設置補助の対象を高度処理型のものに限定（4月）
	その他	・資源じゅんかん政策担当を循環型社会推進担当へ名称変更（4月）

◆環境清掃部の組織

○組織・人員（219人）

平成21年4月1日現在



○事務分掌

環境政策担当

- (1) 担当の庶務に関する事。
- (2) 環境基本計画に関する事。
- (3) 環境審議会に関する事。
- (4) 環境調整会議に関する事。
- (5) 市の施設(クリーンセンターを除く。)に係るISO14001に関する事。
- (6) 環境学習の推進に関する事。
- (7) 新エネルギーに関する事。
- (8) 地球温暖化対策に関する事。
- (9) 生活排水対策推進計画に関する事。
- (10) 環境清掃部の所管に係る事務事業の連絡及び調整に関する事。
- (11) 部内他の担当の所掌に属しない事項に関する事。

自然環境課

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 自然環境保全再生指針に関する事。
- (3) 自然環境の保全、創出及び再生の推進及び啓発に関する事。
- (4) 鳥獣飼養の登録票の交付及び販売禁止鳥獣等の販売の許可に関する事。
- (5) ラムサール条約に関する事。
- (6) 空地の雑草除去に関する事。
- (7) ねずみ族及び衛生害虫の駆除に関する事。

環境保全担当

- (1) 担当の庶務に関する事。
- (2) 環境の監視、測定、指導及び規制に関する事。
- (3) 環境保全協定の締結に関する事。
- (4) 公害防止に係る助成に関する事。
- (5) 公害に係る苦情の処理に関する事。
- (6) 公害に係る特定施設等の届出に関する事。
- (7) アスベスト対策に関する事。
- (8) 環境の調査及び研究に関する事。
- (9) 環境検査センターに関する事。
- (10) その他公害防止に関する事。

循環型社会推進担当

- (1) 担当の庶務に関する事。
- (2) 一般廃棄物の処理計画に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理の施策に係る総合調整に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理施設等の計画及び総合調整に関する事。
- (5) ごみの資源化及び減量の推進に関する事。
- (6) 廃棄物減量等推進審議会に関する事。
- (7) 廃棄物減量等推進員に関する事。
- (8) ごみのない街づくりに関する事。
- (9) し尿の収集運搬に関する事。
- (10) 財団法人市川市清掃公社との連絡に関する事。

清掃施設担当

- (1) 担当の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設等の建設等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設建設等基金の管理(運用を除く。)及び処分に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設等の延命化に関すること。

廃棄物対策担当

- (1) 担当の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (3) 事業系一般廃棄物の適正処理の指導に関すること。
- (4) 不法投棄の監視及び指導に関すること。
- (5) 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積事業の許可及び指導監督に関すること。
- (6) 産業廃棄物対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。

清掃事業課

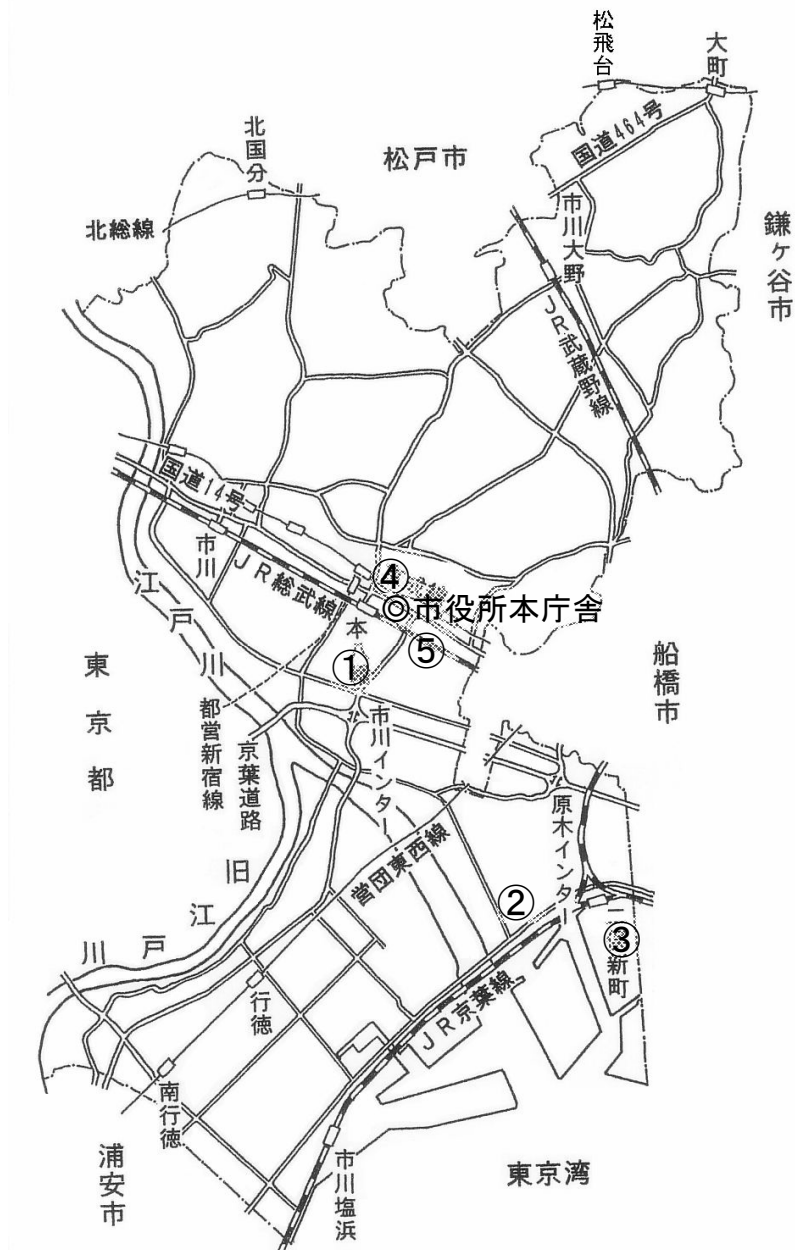
- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) ごみの収集運搬及び委託業者の指導監督に関すること。
- (3) 資源ごみの回収に関すること。
- (4) 不法投棄物の収集運搬に関すること。
- (5) 犬猫死体の収集運搬に関すること。

クリーンセンター

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) センターの見学者への広報啓発に関すること。
- (3) ごみの計量及び搬入調整に関すること。
- (4) 焼却炉、破砕機及び犬猫死体焼却炉の運転業務に関すること。
- (5) 発電及び電気の供給に関すること。
- (6) 電気、機械設備等の保守点検に関すること。
- (7) 焼却残渣等の処分に関すること。
- (8) センターにおけるISO14001の運用及び進行管理に関すること。
- (9) 衛生処理場に関すること。
- (10) センターの維持管理に関すること。
- (11) 余熱利用施設運営事業に関すること。

※浄化槽に関すること（浄化槽清掃業の許可及び指導監督を含む）については、
水と緑の部河川・下水道管理課が担当

○施設配置



	課名・施設名	所在地	電話番号
①	環境政策担当	南八幡2-18-9 (分庁舎B棟)	047(320)3976
	清掃事業課		047(320)3973
	自然環境課	同上 (分庁舎A棟)	047(320)3978
	環境保全担当		047(320)3977
	循環型社会推進担当		047(320)3971
	廃棄物対策担当		047(320)3972
②	クリーンセンター	田尻1003番地	047(328)2326
	環境検査センター		047(327)9282
	清掃施設担当		047(328)5374
③	衛生処理場	二俣新町15番地	047(327)0288
④	河川・下水道管理課	八幡4-2-1 (八幡分庁舎)	047(332)8741
⑤	リサイクルプラザ	鬼越2-18-17 (JR総武線高架下)	047(335)9951



キラリン・ピカリン

魔法のほうきで、困難なごみ処理問題を一扫したいとの願いを込めた市川市の清掃キャラクターです。

ごみ処理の「暗い」「汚い」といったマイナスのイメージを、「清潔」「明るい」「親しみやすい」ものに変えて、ごみ問題をより身近に感じてもらえるようにと、平成2年に作成しました。

272-0023 市川市南八幡2丁目18番9号
(分庁舎A棟)

市川市 環境清掃部 循環型社会推進担当

TEL: 047(320)3971

FAX: 047(370)9160